

# 国立市緑の基本計画

—生き物と共に暮らせるまち・くにたち—

2003 ▶▶ 2022



国立市緑の基本計画  
—生き物と共に暮らせるまち・くにたち—  
2003 (平成15) 年3月

発行 国立市  
編集 国立市環境部環境保全課  
〒186-8501  
国立市富士見台2丁目47番地の1  
電話 042-576-2111 (代表)  
編集協力 財団法人 日本緑化センター  
写真提供 笠間 信也氏  
佐伯 元行氏

—生き物と共に暮らせるまち・くにたち—



## - 次世代へのおくりもの -



1977年（昭和52年）国立市が初めて作った基本構想は、次のように述べています。

国立市のまちづくりは、「人間を大切にする」ことを基調とする。「人間を大切にする」ことは、「社会を大切にすると同時に、自然を大切にする」ことである。したがって、「残された自然を保つ」というばかりでなく、さらに、「失われた自然を取り戻す」という積極的なものでなければならない。

かつての国立は、雑木林が点在し、「ウィーンに似ている」といわれたこともありました。しかし、都市化が進み、まちが少しずつ拡大するにつれ、林がなくなり、住宅街から畑がなくなり、気がついたときには、

暮らしの周りから、緑を中心とした自然がほとんど消えていました。現在の国立市の緑被率は、多摩地域内で下から2番目に低いものとなっています。

20世紀の飛躍的な文明の発展は、高度の経済社会を生み出し、確かにある種の豊かさを実現してきました。しかし、一方では別の豊かさを消費してきました。1997年（平成9年）に開催された地球温暖化防止京都会議で、CO<sub>2</sub>削減を55カ国が締結しなければならないほど、地球の環境は人間にとってのつびきならないところに来ています。

4つの季節を味わうことのできる国は、世界の中でもそう多くありません。四季とともに変化する自然と上手に付き合いながら、日本人は、感性豊かな文化を築いてきました。環境の再生が、私たちの生命を持続していくための条件でもありますが、「やすらぎ」や「うるおい」、「豊かさ」を取り戻し、人間らしく生きていく、不可欠な要素なのです。この危機的環境の改善のためには、もはや一人ひとりが自覚的に行動することしか解決の道はありません。

次世代に責任を持って、バトンタッチする環境確保のため、そして国立市基本構想の理念を実現するため、国立市は、20年後を目標とした、「国立市緑の基本計画」を策定することにしました。守るだけでなく、残された青柳崖線の貴重な緑、南部のまとまりの農地、多摩川、そして、住宅街の大学通りなどの街路樹、家々の生垣等々のあらゆる緑を、さらに多くの市民の手で支え、拡大していかなければなりません。そのため、計画策定に当たっては、多くの方たちの手をお借りすることにしました。

1999年度（平成11年度）には、ボランティアを中心として構成する「みどりの懇談会・世話人会」から意見書を出していただきました。さらに、ワークショップや市民説明会などを開催して、市民の方々のご意見をうかがいました。また2001年度（平成13年度）には、専門的なボランティアの方々による、「みどりの調査会」が組織され、動植物に関する調査を実施していただきました。

「緑の基本計画」は、このように実に多くの市民の方の声と、市民の粘り強い調査によって作られた、まさに「市民による市民のための」計画となりました。また、その過程を経る中で、これからのまちづくりに必要な市民と行政のパートナーシップの礎を築くことができました。

この計画は、市民、事業者の皆様の協力なしには実現できません。今後の緑のまちづくりに、引き続きご参加いただけますようお願いいたします。そして、国立市の大きな財産づくりに参加していただいた市民の皆様、また、亀山委員長を中心として熱心にご論議いただきました策定委員の皆様に、心より感謝申し上げます。

2003年（平成15年）3月

国立市長

上原公子

# 目次

- 次世代へのおくりもの -

1	緑の基本計画について	
1-1.	目的と位置づけ	1
(1)	「緑」とは	1
(2)	緑の役割	1
(3)	緑の基本計画の目的	2
(4)	計画の基本的な考え方	2
(5)	計画の位置づけ	3
(6)	計画期間	3
1-2.	計画の構成	4
2	緑を取り巻く現状と課題	
2-1.	都市特性	5
(1)	人口推移と構成	5
(2)	地形構造	5
(3)	市街地の形成	6
(4)	文教地区	6
2-2.	自然特性	8
(1)	植物	8
(2)	動物	10
(3)	ビオトープの現状	12
2-3.	緑の特性	16
(1)	緑被	16
(2)	緑地	18
2-4.	計画課題	20
(1)	重点的な課題	20
(2)	緑地タイプ別の課題	21
3	計画の基本方針	
3-1.	計画の理念	25
3-2.	緑の将来像	26
(1)	緑の広域構造	26
(2)	広域的な位置づけ	26
(3)	緑の将来都市構造	28
3-3.	緑のまちづくり方針	29
3-4.	計画の目標	30
(1)	計画のフレーム	30
(2)	計画の目標水準	30
4	方針別緑のまちづくり計画	
4-1.	計画の考え方	31
4-2.	緑のまちづくり計画	33
(1)	多様な生態系の保全・創出に関する計画	33
(2)	ヒートアイランド現象等の都市気象の緩和に関する計画	39

(3) 多様なニーズに応じたレクリエーション活動の場の形成に関する計画 .....	41
(4) 安全で安心して暮らせる市街地の形成に関する計画 .....	45
(5) 美しく風格が感じられる都市景観の形成に関する計画 .....	47
(6) 総合的な緑のまちづくり計画 .....	50
<b>5 展開施策</b>	
5-1. 施策の体系 .....	56
5-2. 施策展開手法 .....	57
(1) 緑の保全・育成の施策展開手法 .....	57
(2) 緑の復元・再生の施策展開手法 .....	59
(3) 緑の創出・向上の施策展開手法 .....	61
5-3. 実現のための施策の方針図 .....	65
<b>6 緑化重点地区</b>	
6-1. 緑化重点地区の設定 .....	66
(1) 緑化重点地区とは .....	66
(2) 緑化重点事業について .....	66
(3) 緑化重点地区の設定 .....	66
(4) 緑化重点事業対象緑地の設定 .....	66
6-2. 緑化重点地区計画 .....	69
(1) 重点的な緑の確保計画 .....	69
(2) 緑被率の向上計画 .....	74
(3) 公園緑地の整備計画 .....	79
<b>7 計画の実現に向けて</b>	
7-1. 計画の推進体制 .....	82
7-2. 今後の課題 .....	83
(1) 財源及び税制の充実 .....	83
(2) 制度の充実等 .....	83
(3) アクションプランの作成 .....	83
<b>参考資料</b>	
参考-1. 緑地の確保目標量 .....	84
参考-2. 緑の基本計画策定体制 .....	85
(1) 緑の基本計画策定委員会及び動植物調査検討部会 .....	85
(2) 平成12年度審議経過 .....	85
(3) 平成13年度審議経過 .....	86
(4) 平成14年度審議経過 .....	86
用語解説 .....	87

# 1 緑の基本計画について

## 1-1. 目的と位置づけ

(1)「緑」とは 緑の基本計画の中の「緑」という言葉は、植物だけではなく、植物が生育する樹林地、農地、河川、水路、住宅地などの空間を指し、さらに、そこに生息する動物を含めたものを総称しています。

(2) 緑の役割 緑には、以下のような「地域の個性を伝える」、「生態系を引き継ぐ」、「豊かな生活を支える」役割があります。

**地域の個性を伝える緑** 地域の緑は、都市化やそれ以前からの人々の営みにより姿を変えてしまったとはいえ、青柳崖線付近などでは、その土地の古くからの自然に近い植物や動物を生きたまま見ることができます。

また、雑木林や屋敷林は少し前の時代の暮らしの様子を伝え、街路樹や公園、団地の樹木のように、近年のまちづくりの中で充実された緑もあり、地域の緑には、その場所の環境や歴史の情報が生きた形で保存されてきています。

**生態系を引き継ぐ緑** 開発は、数百年成長してきた樹木を一瞬で失い、これまで堆積してきた表土及び、そこを生活の場とする多くの生き物たちの住みかを喪失させます。

実際に、早くから開発が進んだ地域では、その地域の自然植生が失われてしまい、元々、どのような環境であったのか想像するしかない地域が多くあります。

地域固有の生態系や自然植生の遷移を活用して維持されてきた緑は、一度破壊されると再現することは困難であり、自然環境を復元しようと試みても、大きなコストと長い時間を要します。そのため、今日まで受け継がれてきた緑は、地域の最も貴重な財産といえます。

**豊かな生活を支える緑** 都市の緑は、都市の成熟とともに、豊かになっていきます。風格ある街路樹、公園や団地などの植栽、住宅地の景観は一朝一夕にできるものではなく、人々の暮らしの積み重ねにより成り立っています。また、まちの緑には、人々の暮らしがいきづいていきます。

たとえ、植栽された樹木でも、大きく生長したものは、豊かな市民生活を支え、様々な生き物が生育・生息できる環境を形成することができます。

(3) 緑の基本計画の目的 生き生きとした緑は、人の暮らしに潤いを与え、動植物の生息の場となるだけでなく、ほかの方法では補うことができない固有の地域環境を現しています。

見方を変えれば、地域の緑を保全することは、地域の自然と歴史を受け継いでいくことといえます。

まちづくりの中における「緑の基本計画」の目的は、都市の利便性や効率性、快適性に加え、地域の自然と歴史に基づいた都市のあり方を示し、その実現に向けた目標や手法を示すことです。

(4) 計画の基本的な考え方 「国立市緑の基本計画」は、個性を育み、多様な生物と共生するまちづくりに向け、市民と行政が協働して展開することを基本的な考え方とします。

個性を育む緑のまちづくり 国立らしさを象徴するものとして、青柳崖線樹林地や多摩川などの自然空間、屋敷林や用水路と一体となった農地の田園景観、谷保天満宮をはじめとする歴史資源、一橋大学、大学通り等を中心とした規則的なまちなみなどが挙げられます。

これらは、緑そのものであったり、緑と一体的に存在する資源であることに加え、過去から今日まで、様々な形で生活と関わりを持ち、文化を育んできた基盤といえます。

国立らしい自然や文化、環境を、緑の保全や再生を通し、次世代に継承していくまちづくりを進めていきます。

生物の生息環境を重視した緑のまちづくり 市内には、豊かな生物の生息環境が維持されているところもありますが、都市化の進行等に伴い、10年前、あるいは20年前と比較し、明らかに自然環境は悪化しています。

そのため、「緑の基本計画」では、「生物の生息環境」の維持、再生、創出を骨格とし、多様な生物と共生できる緑のまちづくりを計画します。また、こうした緑のまちづくりを進めていくことを通し、市民生活を支える都市環境や市街地の安全性向上、美しい景観形成、健康・レクリエーション活動の場を確保していきます。

市民との協働による緑のまちづくり 個性豊かなまちづくりや多様な生物と共生する都市空間を形成していくためには、緑の量と質を高めていく必要があり、市域の約6割を占める民有地において、市民の理解や協力を得ながら、緑の保全や緑化を推

進することが重要です。

そのため、市民と行政によるパートナーシップを構築し、計画を推進していくことが必要となります。

(5) 計画の位置づけ

「国立市緑の基本計画」の位置づけを、図 1-1 に示します。

「国立市緑の基本計画」は、都市緑地保全法に基づく法定計画として位置づけられます。

計画策定段階から、みどりの懇談会やワークショップ、市民説明会を開催し、緑の基本計画策定委員会において、これらの意見や要望を総合的な見地から反映しています。

平成 13 年度には、みどりの調査会により、市内の詳細な自然環境調査が実施され、この調査結果を計画内容に反映、活用し、自然環境を重視した計画として位置づけられます。

東京都緑のマスタープランや整備、開発及び保全の方針などを踏まえ、国立市第三期基本構想や都市景観形成基本計画、都市計画マスタープランが目指すまちづくりを、緑の視点から取り組んでいく計画として位置づけられます。

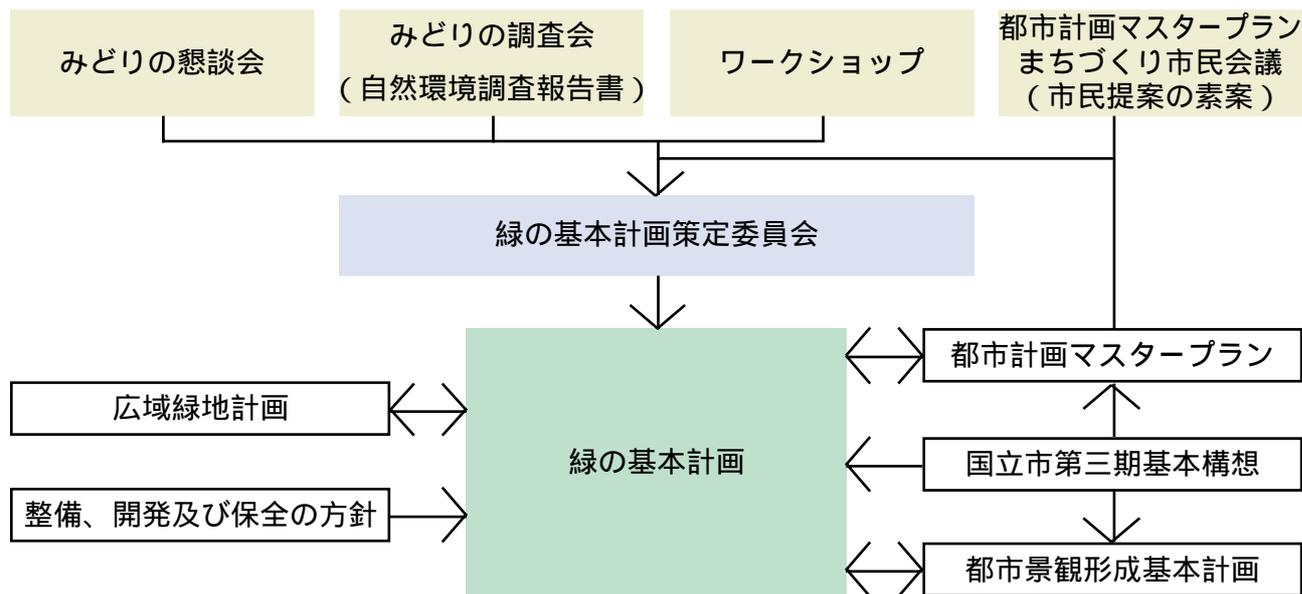


図 1-1 計画の位置づけ

(6) 計画期間

本計画は、平成 15 年度(2003 年度)から平成 34 年度(2022 年度)までの 20 年間を計画の期間とします。また、今後の社会経済情勢や市民ニーズの変化等に柔軟に対応していくため、概ね 5 年ごとに計画の再検討を行い、必要に応じて見直しを図っていきます。

## 1-2. 計画の構成

本計画の構成は、図 1-2 の通りです。

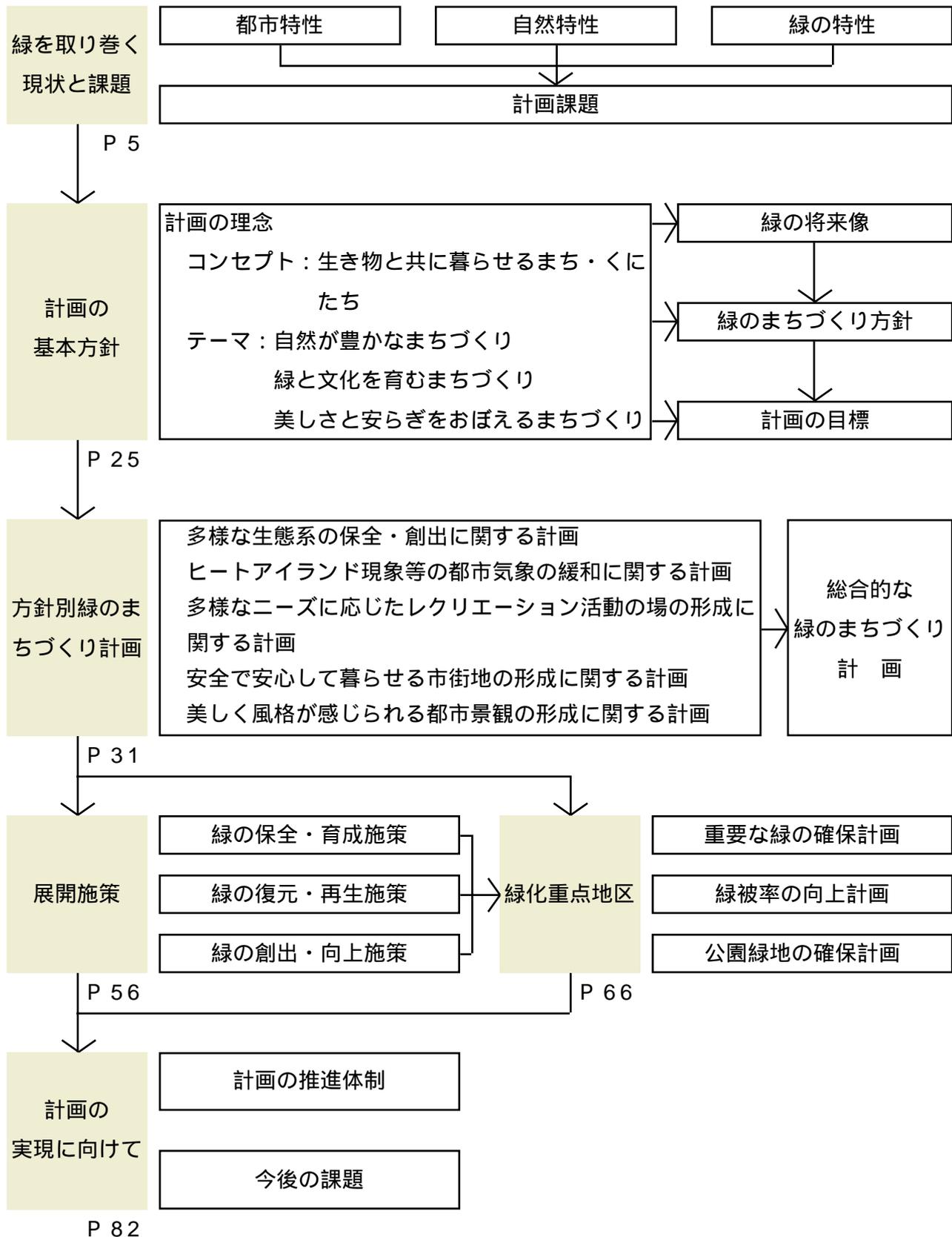


図 1-2 計画の構成

## 2 緑を取り巻く現状と課題

### 2-1. 都市特性

#### (1) 人口推移と構成

人口は、国立学園町の整備に併せ、徐々に増加し始め、戦後の高度経済成長期から急激に増加しました。その後、昭和50年代には伸びは鈍化したものの、近年では、民間の集合住宅建設などに伴い、微増傾向にあります(図2-1参照)。

人口の構成は、高度経済成長期の急激な人口増加を背景に、高齢化が進行していますが、新たなファミリー世帯の流入が進みつつあり、年少人口の割合も増加していることが特徴といえます(図2-2参照)。

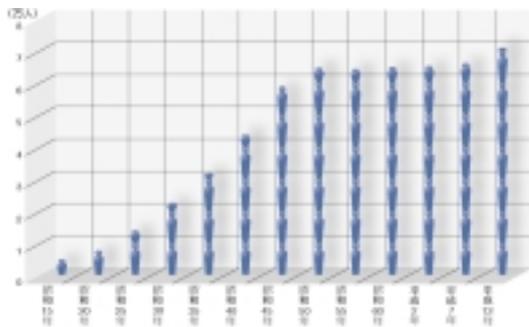


図 2-1 人口の推移

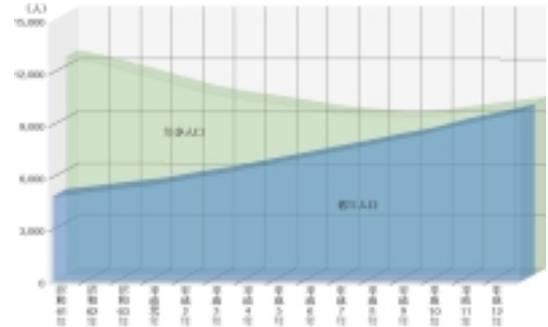
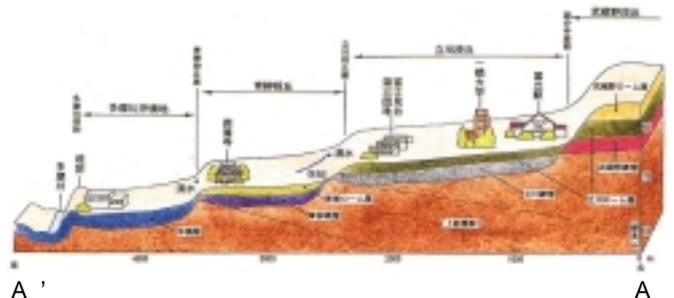
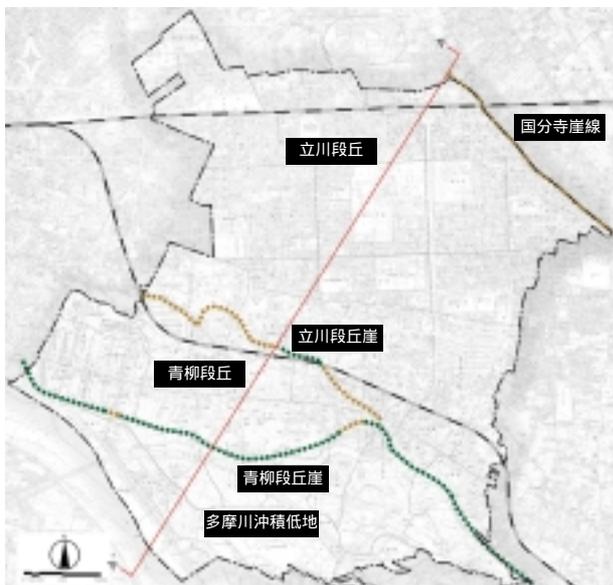


図 2-2 年少及び老年人口の推移

#### (2) 地形構造

地形構造は、市域の北から南にかけ立川段丘、青柳段丘、多摩川沖積低地に大きく区分されることが特徴です。市域の北東部の国分寺市境には国分寺崖線、立川段丘と青柳段丘の境には立川段丘崖、青柳段丘と多摩川沖積低地の境には青柳段丘崖があります。また、市域の南西端には多摩川が流れています(図2-3参照)。



出典：都市景観形成基本計画

図 2-3 地形特性

### (3) 市街地の形成

大正10年頃は、現在の北、東、中、西は雑木林に覆われており、富士見台及び南部地域は農地となっており、甲州街道沿道に集落があるのみでした。

その後、国立駅の開設及び箱根土地による学園都市の整備をきっかけに市街化が進行しました。北部地域が有する特徴的な都市基盤や道路率の高さは、当時の計画的な市街地整備によるものです。

また、富士見台団地の建設と併せた土地区画整理事業、南部地域での谷保第一・第二土地区画整理事業をはじめとする土地区画整理事業の進行により、徐々に市街化が進んでいますが、南部地域には青柳崖線樹林地や農地、用水路などの自然が多く残されています。

近年は、マンション開発が顕著となっており、都市景観や緑の減少等が問題となっています。

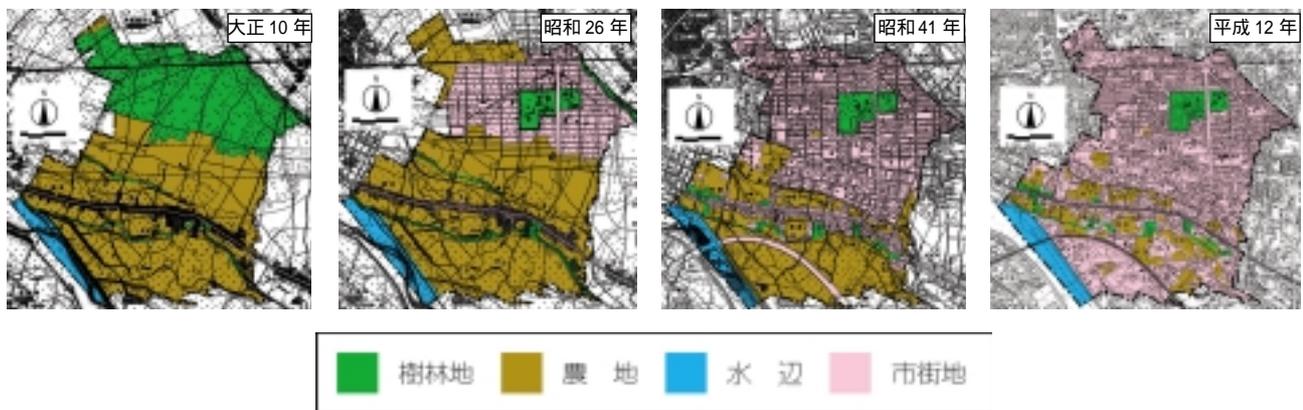


図 2-4 市街地形成の変遷

### (4) 文教地区

富士見台から北側の地域の大半には、第1種及び第2種文教地区が指定されています。この文教地区指定は、戦後、立川基地に多くの米軍兵が進駐してきたことを背景に、まちの風紀が乱れたことに起因します。健全なまちの形成に向け、浄化運動が展開され、紆余曲折の末、昭和27年に指定されました。

市内には、この文教地区を象徴するように、一橋大学や桐朋学園、国立学園、国立音楽大学付属小中高校、都立第五商業高校、都立国立高校、公立小中学校など多くの教育施設が立地しています。

また、この浄化運動を契機として、今日の自然環境保全や都市景観形成に関する高い市民意識が培われてきたものと推測できます。

表 2-1 国立市略年譜

1889年	明治22年	町村制が施行され、谷保村・青柳村及び南多摩郡石田村飛地が合併して、北多摩郡谷保村となる。 甲武鉄道（中央線）新宿～八王子間が全通する。
1920年	大正9年	初の国勢調査。谷保村は世帯数472。人口2,611人（男1,316、女1,295人）。
1923年	大正12年	関東大震災で谷保村でも土蔵、民家などに被害がでる。
1925年	大正14年	国立学園町として分譲開始。 滝乃川学園が移転。
1926年	大正15年	国立駅が開業。国立学園開校。 東京高等音楽院（国立音楽大学）が移転。
1929年	昭和4年	南武鉄道の分倍河原～立川間開通により谷保停車場が開業。
1930年	昭和5年	東京商科大学本科（一橋大学）が移転。
1934年	昭和9年	大学通りにサクラを植樹。
1939年	昭和14年	東京緑地計画協議会が「東京緑地計画」を決定。国立市の一部は景園地に指定される。
1940年	昭和15年	府立第十九中学校（都立国立高等学校）が創設。
1941年	昭和16年	第一山水中学校（桐朋学園）が開校。
1946年	昭和21年	都立国立高等学校が移転。
1951年	昭和26年	町制施行。谷保村が国立町になる。
1952年	昭和27年	都市計画東京地方委員会で国立町の文教地区指定を可決する。
1956年	昭和31年	首都圏整備法が施行。これにより国立市は、近郊地帯（グリーンベルト地帯）の指定予定地となった。
1960年	昭和35年	清化園し尿処理場が完成し、試運転を開始する。
1965年	昭和40年	郵政大学校が創設される。 住宅公団国立富士見台団地が入居希望者を募集し、入居が始まる。
1967年	昭和42年	市政施行。東京都国立市となる。 中央高速自動車道の調布～八王子間が開通し、国立・府中インターチェンジが開設される。
1970年	昭和45年	都営矢川団地が完成する。
1981年	昭和56年	市議会で全国初の自転車利用促進安全条例を可決する。
1982年	昭和57年	東京都が選定した新東京百景に、「大学通り」と「谷保天満宮」が選ばれる。
1986年	昭和61年	市民の憩いの場として城山公園がオープンする。
1989年	平成元年	北多摩二号幹線下水道終末処理場が運転を開始する。

## 2-2. 自然特性

### (1) 植物

平成13年度自然環境調査では、図2-5の現存植生図が示され、平成2年(1990年)と平成13年(2001年)の2時点における植生の変化は、木本群落は1.1%減少、草本群落は4.6%減少しています。

また、一橋大学、城山公園、滝乃川、多摩川において、注目される種を確認しています(表2-2参照)。

このほか、市民参加により、大木調査及びタンポポ調査を実施しました(図2-6参照)。大木調査では、平成2年の時点と比べ、一橋大学内の大木は残っていますが、甲州街道の北側部分で、伐採等により喪失しているものが確認できました。特に、カントウタンポポは、南武線周辺や多摩川等に多く分布していますが、北部では少ない状況にあります。セイヨウタンポポは、市内全域で確認しています。

さらに、東京都現存植生図を基に、昭和49年(1974年)、昭和62年(1987年)、平成9年(1997年)の3時点における植生自然度を比較すると、徐々に低い自然度に移行しており、自然環境は悪化する傾向にあります(図2-7参照)。

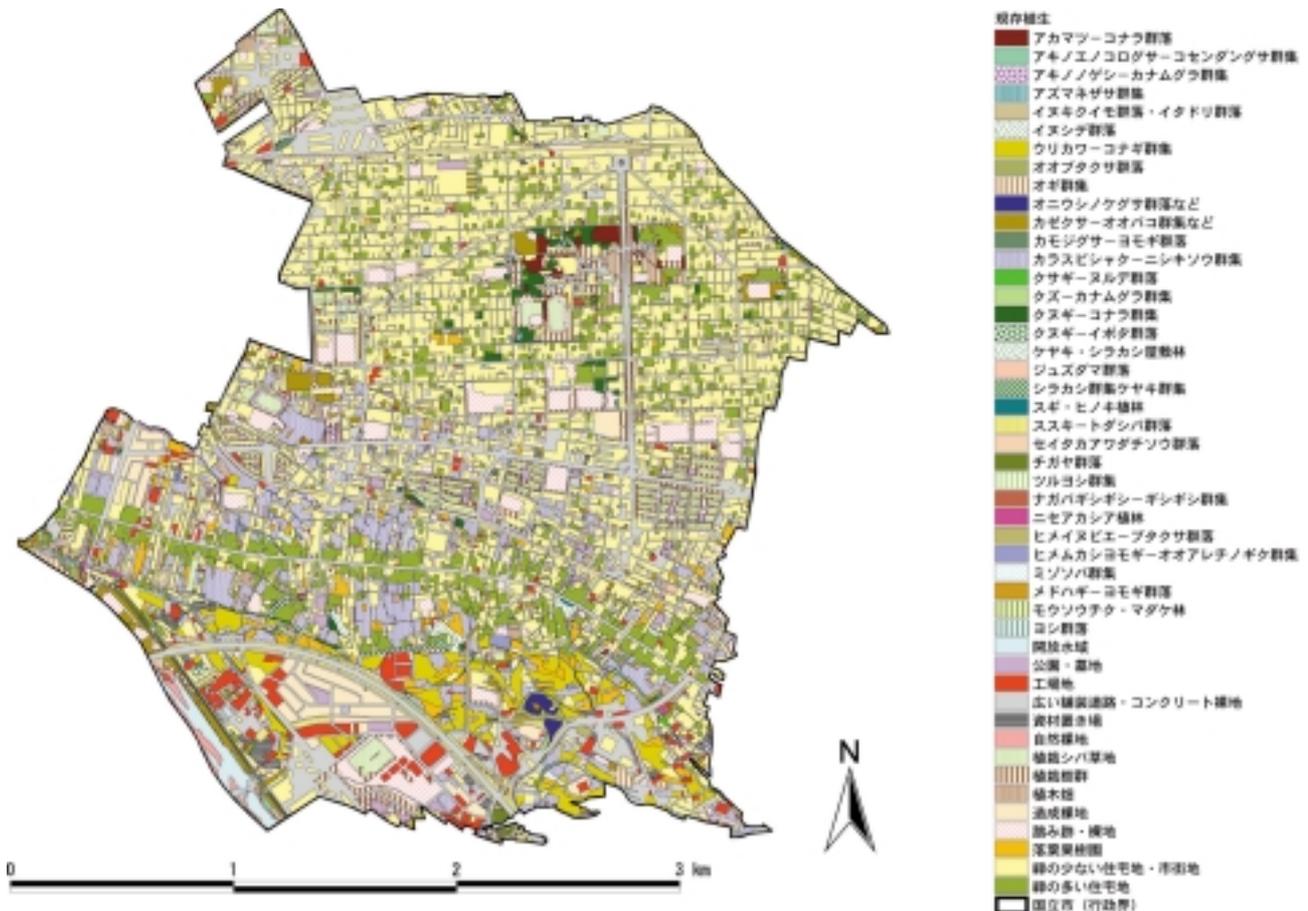


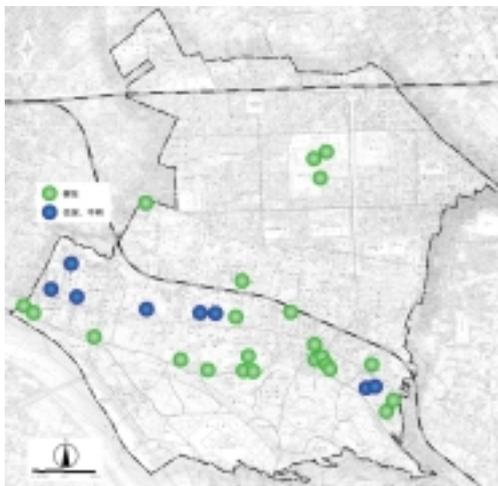
図2-5 現存植生図 出典：平成13年度国立市自然環境調査報告書

表 2-2 植物の注目種

場 所	生育する注目種
一橋大学	ハンノキ、コブシ、ヤブニッケイ、ウマノアシガタ、センリョウ、ヒトツバハギ
城山公園	メヤブマオ、シンミズヒキ、コブシ、サネカズラ、ヤブニッケイ、トチノキ、ホトトギス、アマナ、マコモ、ウラシマソウ、ナガエミクリ
滝乃川	ナガエミクリ
多摩川	カワヂシャ、オナモミ、ウラシマソウ

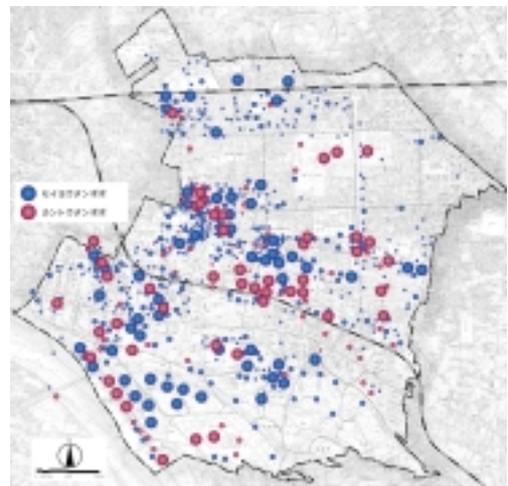
出典：平成 13 年度国立市自然環境調査報告書

大木調査（2001 年 7 ~ 8 月）



\* 大木：胸高周囲 1.5 m 以上の樹木

タンポポ調査（2001 年 4 月）



出典：平成 13 年度国立市自然環境調査報告書

図 2-6 大木及びタンポポの状況

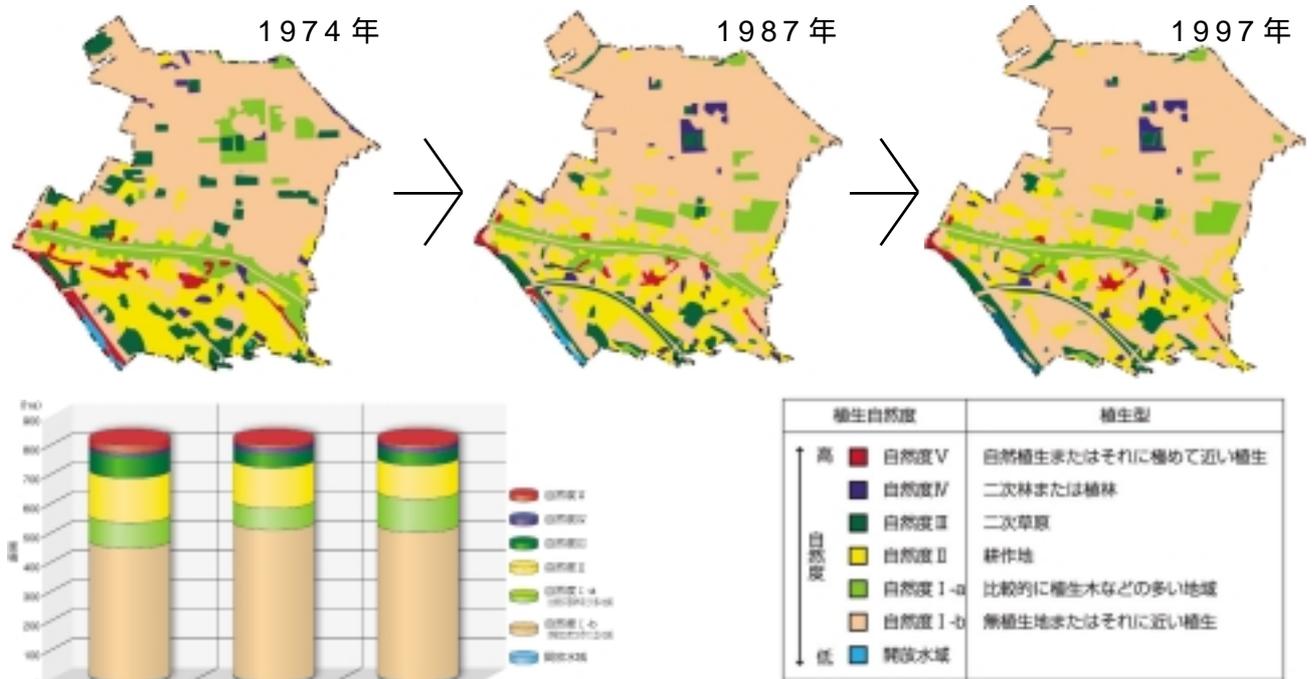


図 2-7 植生自然度の分布と推移

(2) 動物

主要な動物の確認状況 平成13年度国立市自然環境調査報告書における哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類の注目種及び限定種の確認状況は、表2-3の通りです。一橋大学や城山公園、多摩川、滝乃川学園で、多くの注目種及び限定種を確認しています。

表 2-3 主要な動物の確認状況 : 調査地点で確認 : 近隣で確認

確認地点	一橋大学	城山公園	多摩川	込み線跡	北3丁目引	込み線跡	北2丁目引	西柳遊園	ヨン	東マンシ	ンド	東グラウ	園	パンダ公	宮	谷保天満	滝乃川
注目種・限定種																	
アカネズミ																	
タヌキ																	
ササゴイ																	
ツミ																	
チョウゲンボウ																	
キジ																	
イカルチドリ																	
コアジサシ																	
カッコウ																	
アオバズク																	
フクロウ																	
カワセミ																	
アカゲラ																	
サンコウチョウ																	
エナガ																	
クサガメ																	
トカゲ																	
アオダイショウ																	
ヒバカリ																	
マムシ																	
ツチガエル																	
トウキョウダルマガエル																	
アブラハヤ																	
ムギツク																	
カマツカ																	
シマドジョウ																	
ホトケドジョウ																	
ナマズ																	
メダカ																	
ジュズカケハゼ																	
ハグロトンボ																	
チョウトンボ																	
エゾツユムシ																	
ヒゲコガネ																	
ルリカミキリ																	
ギンイチモンジセセリ																	

出典：平成13年度国立市自然環境調査報告書

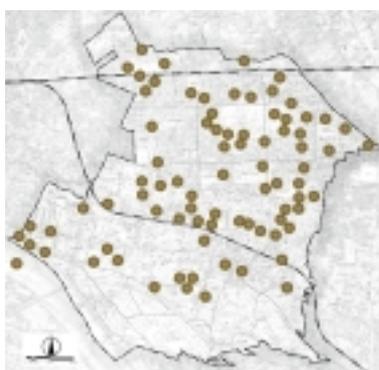
市民参加による動物調査

自然環境調査の中で、市民参加により実施した動物調査の結果は、図2-8の通りです。

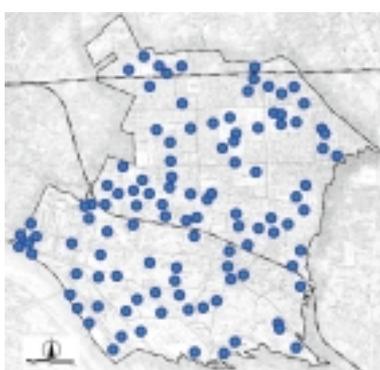
鳥類は、全ての調査対象種を市内全域で確認しています。また、ヤモリやクモ類も概ね市内全域で確認しています。

セミの抜け殻は、北部で多く確認していますが、実際には城山や滝乃川学園等の樹林地にも生息していると考えられます。

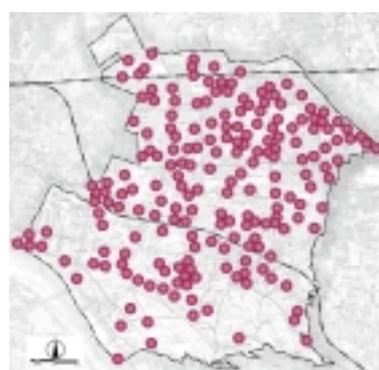
コゲラ調査



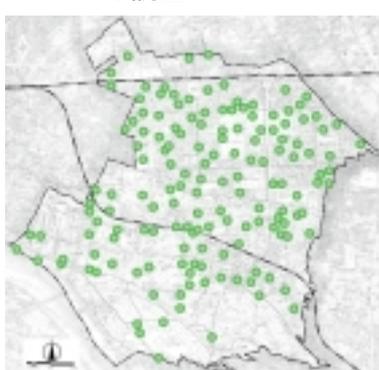
ハクセキレイ調査



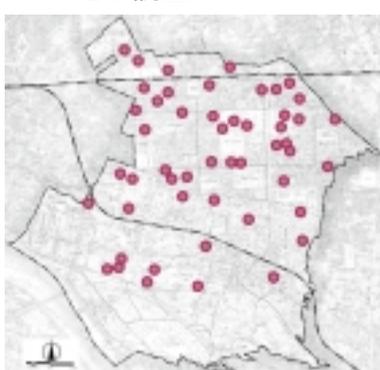
シジュウカラ調査



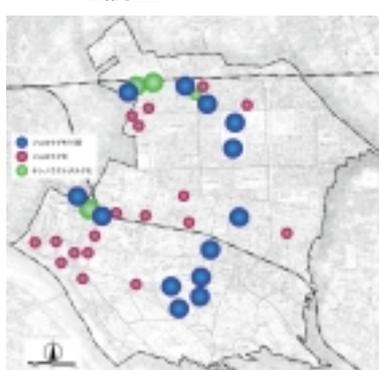
オナガ調査



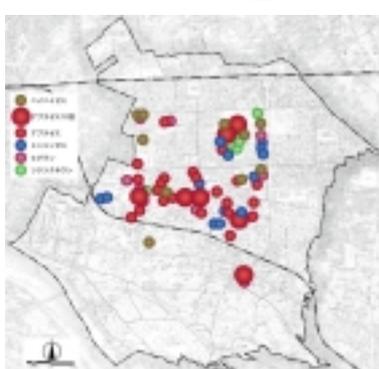
ヤモリ調査



クモ調査



セミの抜け殻調査



調査期間

調査名	調査期間
コゲラ調査	2001年3月
ハクセキレイ調査	2001年3月
シジュウカラ調査	2001年3月
オナガ調査	2001年3月
ヤモリ調査	2001年1～12月
クモ調査	2001年10～11月
セミの抜け殻調査	2001年7～8月

出典：平成13年度国立市自然環境調査報告書

図2-8 市民調査に基づく動物の生息状況

(3) ビオトープの現状

ビオトープとは、生物の生息・生育空間のことであり、地形と植物、動物の組み合わせにより構成します。土地利用や地形特性、自然環境の現状を踏まえ、以下のビオトープタイプを設定することができます。

崖線	公園	水田
雑木林	学校	畑
多摩川	道路	屋敷林
小河川・幹線水路	社寺	
住宅団地	緑の多い住宅地	

ビオトープタイプの概況

ビオトープタイプの分布を図2-9に示します。また、それぞれのビオトープタイプに生息・生育する動植物の概況は、図2-10の通りです。

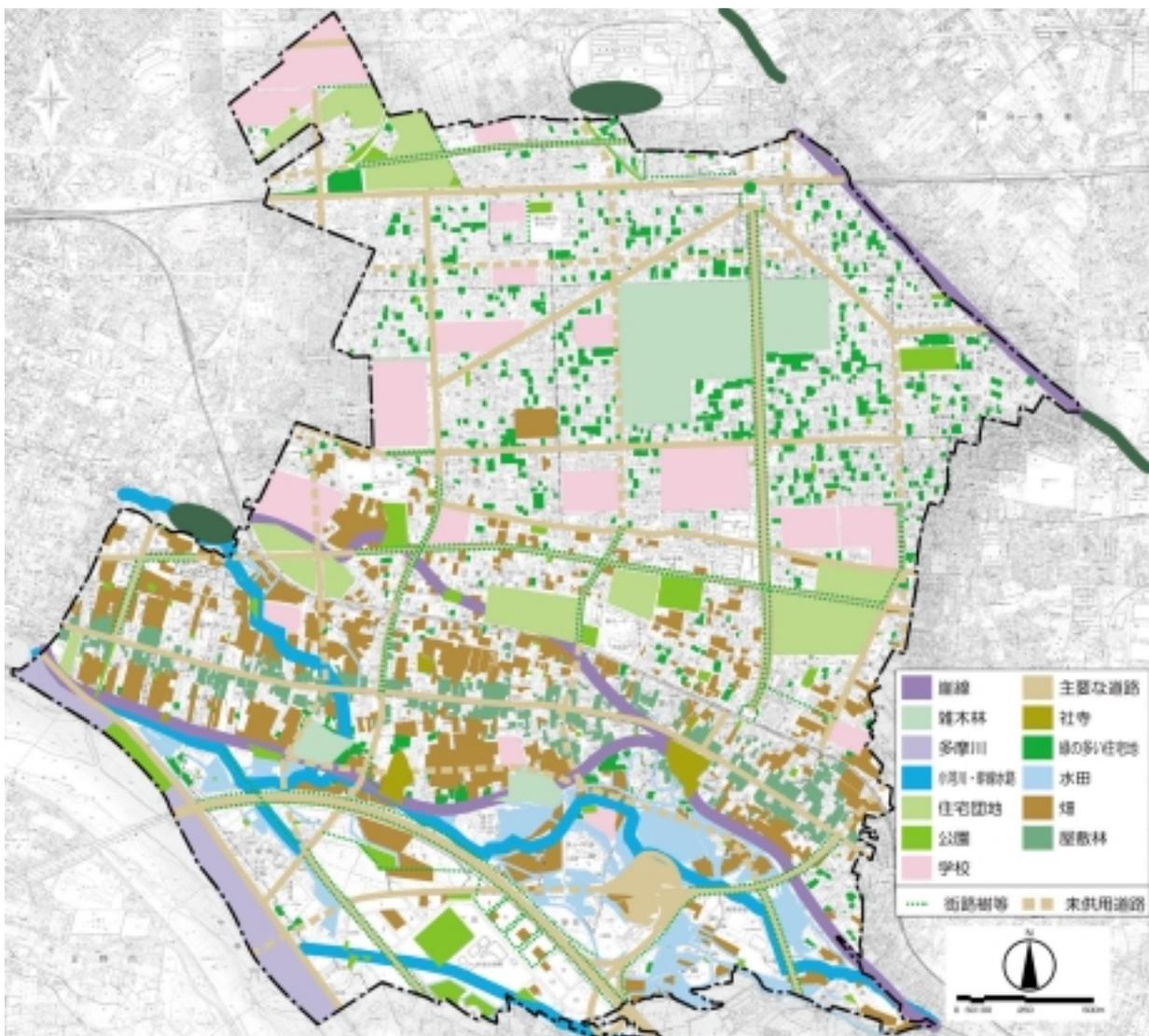
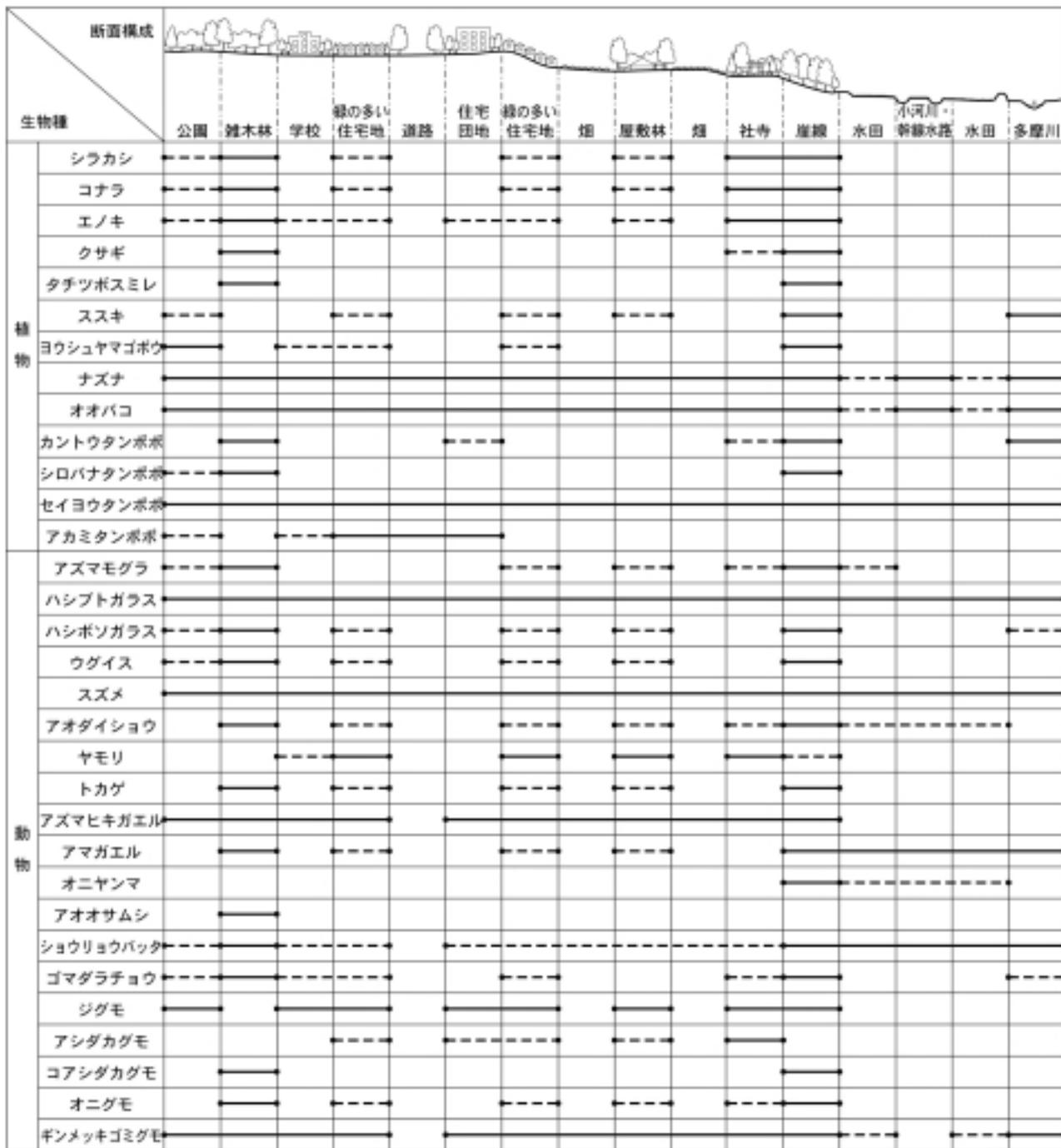


図 2-9 ビオトープタイプの分布



- \* 実線：自生している植物。  
生息している動物。
- \* 破線：部分的に自生、または植栽されている植物。  
一部に生息している動物。

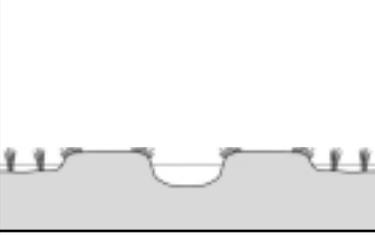
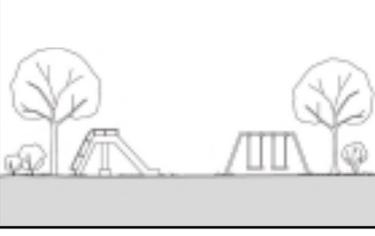
作成協力：みどりの調査会

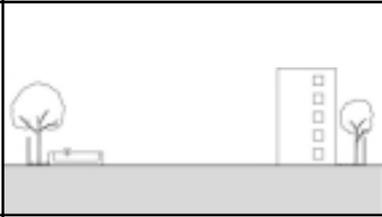
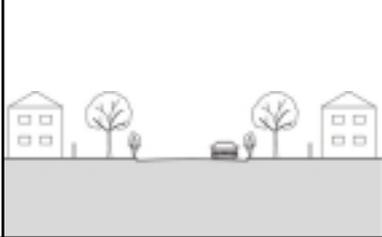
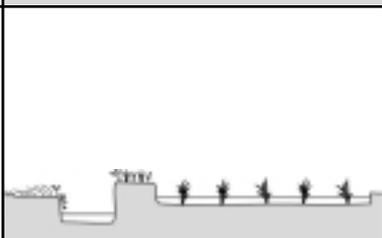
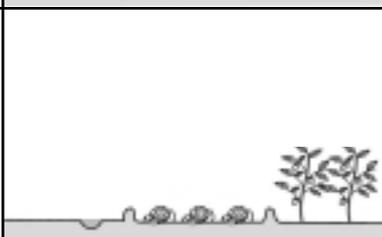
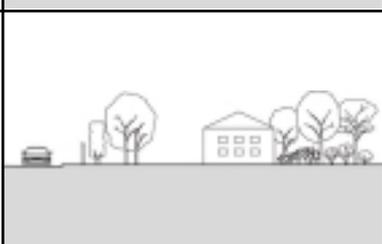
図 2-10 ビオトープタイプの概況

ビオトープタイプの特性

各ビオトープタイプの断面構造、地形及び植物の生育状況、動物の生息状況の特性は、表 2-4 の通りです。

表 2-4 ビオトープタイプの特性

タイプ	断面構造	特 性
崖線		<p>地形等：帯状の斜面で、住宅地になっている場所や緑地が連続している場所があります。帯状の緑地には水辺などがあり、多くの生物の生息地となっています。</p> <p>植 物：ケヤキやコナラなどの高木、シラカシやエノキなどの亜高木、アオキなどの低木、ジャノヒゲなどの草本が生育しています。</p> <p>動 物：緑地が帯状に残っている場合は、タヌキの移動や採餌場所として利用されているほか、カワセミやコサギ、ハグロトンボ、ドジョウなどが生息しています。</p>
雑木林		<p>地形等：平地にあり、小さな面積で住宅地内に点在している場所や、崖線と連続している比較的まとまった面積を持つ場所があり、大きな雑木林には多くの生物が生息しています。</p> <p>植 物：コナラやクヌギなどの高木、シラカシやアラカシなどの亜高木、ツバキやアオキなどの低木、タチツボスミレやヨモギなどの草本が生育し、林床にはアズマネザサが密生している場所があります。</p> <p>動 物：ツミ、アオゲラ、アオダイショウ、アオオサムシなどが生息しています。</p>
多摩川		<p>地形等：多摩川は河原やヨシ原などがある大川であり、水生植物が生育しています。</p> <p>植 物：イヌコリヤナギやクワなどの低木、ヨシやウマノスズクサなどの草本が生育しています。</p> <p>動 物：イカルチドリ、ミヤマサナエ、ナマズ、スジエビなどが生息しています。</p>
小河川・幹線水路		<p>地形等：矢川があるほか、多摩川沖積低地部に府中用水及び本宿用水が流れており、水生植物等が生育しています。</p> <p>植 物：コカナダモ、アイノコトイモ、ナガエミクリ、オランダガラシ、キショウブなどの草本が生育しています。</p> <p>動 物：カワセミ、コサギ、アブラハヤ、ホトケドジョウ、オイカワ、タモロコ、ハグロトンボなどが生息しています。</p>
住宅団地		<p>地形等：平地にあり、植栽された樹木や芝地がある場所、園芸種ばかりが植栽されている場所があります。</p> <p>植 物：ケヤキやスダジイなどの高木、クスノキやツツジ類などの樹木が植栽されているとともに、オオバコやセイヨウタンポポなどの草本が生育しています。</p> <p>動 物：ヒヨドリやムクドリ、カナブン、ジグモなどが生息（飛来）しています。</p>
公園		<p>地形等：主に平地にあり、小さい公園や大きな公園があります。樹木は植栽されたものです。</p> <p>植 物：クスノキやサクラ類などの高木、マテバシイやツツジ類などの樹木が植栽されているとともに、ナズナやセイヨウタンポポなどの草本が生育しています。</p> <p>動 物：スズメ、ムクドリ、ジグモなどが生息しています。</p>

タイプ	断面構造	特 性
学 校		<p>地形等：平地にあって、まとまった面積を持っており、校庭などは踏み固められています。また、プールがあり、冬季はトンボなどの水生昆虫の生息場所となっています。</p> <p>植 物：サクラ類やクスノキ、ツツジ類などの樹木が植栽されているとともに、オオバコやセイヨウタンポポなどの草本が生育しています。</p> <p>動 物：スズメやシジュウカラ、セイヨウミツパチ、ジグモなどが生息しています。</p>
道 路		<p>地形等：アスファルト等で固められ、脇に園芸種が植栽されている場所は、生物種数が少ないです。大学通りのように、道路脇にサクラ類等が植栽されているだけでなくアブラナやイネ科植物がある場所には、比較的多くの生物が見られます。</p> <p>植 物：サクラ類やハナミズキなどの樹木が植栽されているとともに、アブラナやイネ科植物が生育しています。</p> <p>動 物：シジュウカラやヒヨドリ、セイヨウミツパチ、ジョロウグモなどが生息しています。</p>
社 寺		<p>地形等：小さな社寺が多く、植物があまり生育していません。その他、崖線沿いにある谷保天満宮には、照葉樹林が残っています。</p> <p>植 物：シラカシやクスノキなどの高木のほか、シロダモやアラカシなどの樹木、ムラサキサギゴケやオオジシバリなどの草本が生育しています。</p> <p>動 物：アカハラやコゲラ、ヨコヅナツチカメムシ、キシノウエトタテグモなどが生息しています。</p>
緑 の 多 い 住 宅 地		<p>地形等：主に平地に分布し、緑の多い住宅には比較的多くの生物が生息しています。</p> <p>植 物：ウメやツツジ類等、スイセン等が植栽されているとともに、オオバコ、タンポポ類、エノコログサ類等が生育しています。</p> <p>動 物：ハシブトガラスやアズマヒキガエル、ショウリョウバッタなどが生息しています。</p>
水 田		<p>地形等：平地にあり、圃場整備が進み、乾田化している場所が多く見られます。また、水田から畑地になり、水田が減少しています。</p> <p>植 物：イネが栽培され、畦にはムラサキサギゴケやオオジシバリなどが生育しています。</p> <p>動 物：コサギやアマガエル、ヒメゲンゴロウ、アメリカザリガニなどが生息しています。</p>
畑		<p>地形等：平地にあり、乾燥しています。</p> <p>植 物：スベリヒユやアメリカフウロなどが生育しています。</p> <p>動 物：スズメやムクドリ、アキアカネなどが生息しています。</p>
屋 敷 林		<p>地形等：甲州街道沿いに分布し、緑の多い住宅と周辺の畑などで構成されていますが、建て替えや開発などにより減少しています。</p> <p>植 物：シラカシやケヤキなどの樹木が植栽されているとともに、ヤブガラシやニワホコリなどの草本が生育しています。</p> <p>動 物：アブラコウモリ、オナガ、ヤモリなどが生息しています。</p>

作成協力：みどりの調査会

## 2-3. 緑の特性

### (1) 緑被

平成14年度の緑被地(樹木被覆地・草地・農地・水面で被われた土地)の面積は約212haです。また、オープンスペースとして存在する裸地を含めると約248haとなります(表2-5、図2-11参照)。

緑被率(市域面積に対する緑被地面積の占める割合)は26%となっています。

表2-5 緑被等の状況

地区	面積	樹木被覆地	草地	農地	緑被地	水面	緑被地(水面含む)	裸地	合計
北	60	3.2	0.7	0.5	4.4	0.0	4.4	3.6	7.9
		5.4	1.1	0.8	7.3	0.0	7.3	6.0	13.2
東	100	13.3	0.2	0.5	14.0	0.0	14.0	5.1	19.0
		13.3	0.2	0.5	14.0	0.0	14.0	5.1	19.0
中	94	11.5	1.1	0.2	12.9	0.0	12.9	6.7	19.6
		12.3	1.2	0.2	13.7	0.0	13.7	7.2	20.9
西	76	5.6	0.3	1.3	7.3	0.0	7.3	2.7	9.9
		7.4	0.4	1.8	9.5	0.0	9.5	3.5	13.1
富士見台	127	12.8	2.0	14.9	29.7	0.0	29.7	3.5	33.3
		10.1	1.6	11.7	23.4	0.0	23.4	2.8	26.2
泉	29	3.7	1.6	3.2	8.4	0.0	8.4	0.0	8.4
		12.6	5.4	11.0	29.0	0.0	29.0	0.0	29.0
谷保・青柳・石田	329	21.0	1.1	92.1	114.1	21.2*	135.4	14.5	149.8
		6.4	0.3	28.0	34.7	6.4	41.1	4.4	45.5
合計	815	71.1	6.9	112.7	190.7	21.2	211.9	36.1	248.0
		8.7	0.8	13.8	23.4	2.6	26.0	4.4	30.4

\*平成11年度に計測した多摩川等の水面(9.5ha)に、航空写真では計測不可能であった水路の水面等(水面及び草地)の面積11.7haを加えた値。

備考1) 緑被面積は、(財)市町村自治調査会提供の航空写真(平成7年撮影)をもとに、一部現況に基づき修正を加えた図面により算出しています。

備考2) 上段: 面積(ha)

下段: 区域面積に対する割合(%)

備考3) 数値は、小数点以下第2位を四捨五入しています。

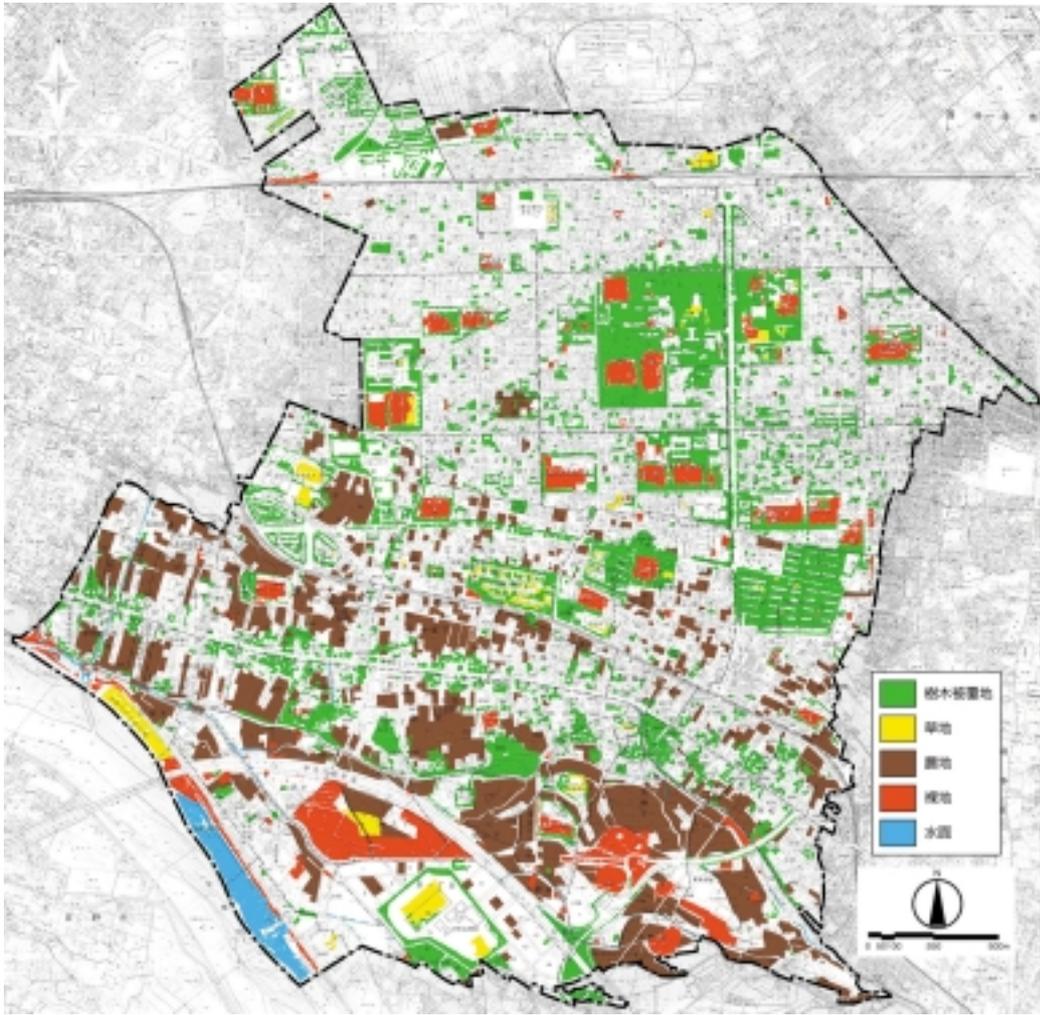


図 2-11 緑被の分布

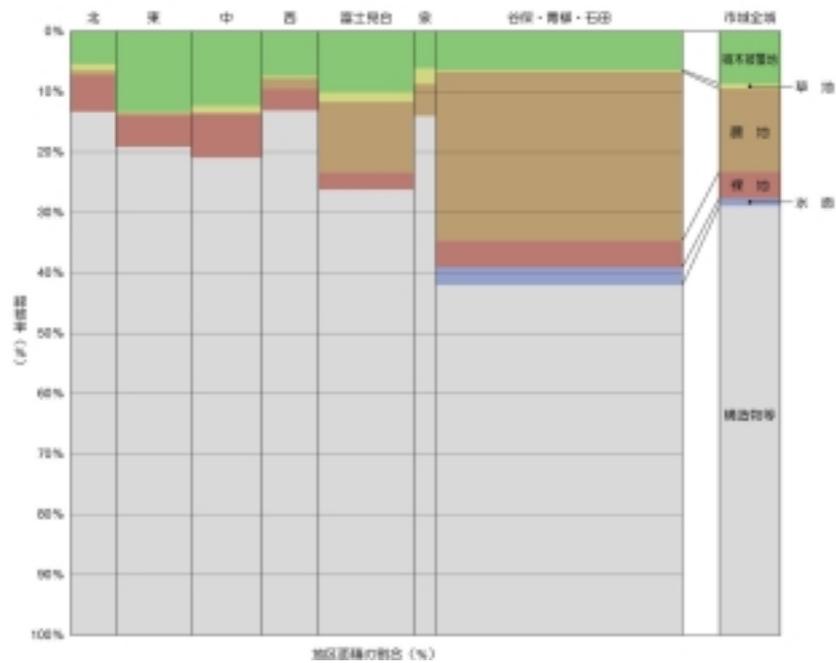


図 2-12 地区別の緑被等の状況

(2) 緑地

公園緑地は、平成14年4月1日現在、23.0ha(3.2㎡/人)整備しています(表2-6参照)。この内、都市公園は13.6ha(1.9㎡/人)を占めます。また、平成13年4月現在の市民一人当たり都市公園面積は、多摩地域の中で、22番目となっています(図2-13参照)。

歩いていける範囲にある公園整備率は、街区公園で45%、近隣公園で28%、地区公園で60%、住区基幹公園全体で44%となり、国が目指す65%を約20%下回っています(図2-14参照)。

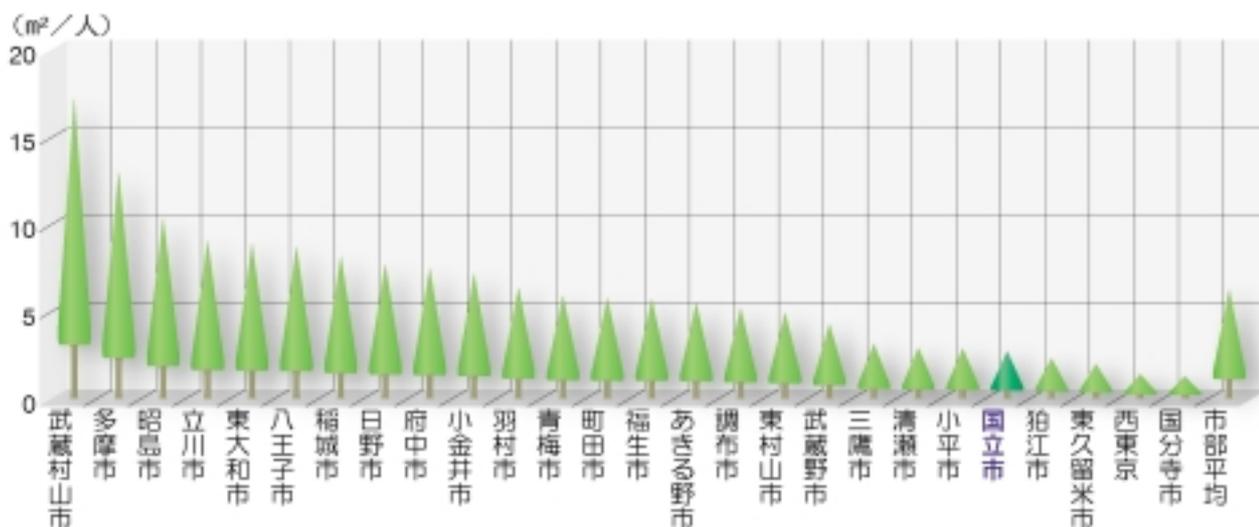
公園緑地の配置状況は、土地区画整理事業により整備された富士見台で、概ね均等に配置していますが、北・東・中・西では公園が少なく、南部地域では偏在化しています(図2-15参照)。

この他、緑地として、谷保の城山歴史環境保全地域(1.5ha)や生産緑地地区(49.91ha)等を指定しています。

表2-6 公園緑地の整備量(平成14年4月1日)

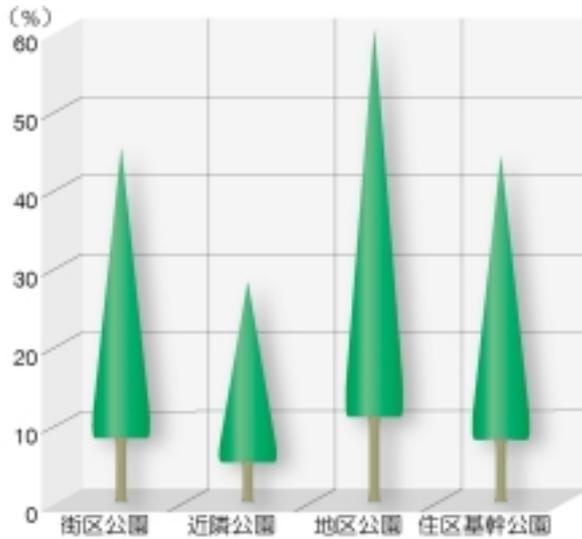
種別	箇所数	面積(㎡)	㎡/人	種別	箇所数	面積(㎡)	㎡/人
街区公園	15	34,038.36	0.47	児童遊園	51	16,718.65	0.23
近隣公園	3	41,236.80	0.57	ちびっ子広場	5	2,695.17	0.04
地区公園	1	45,694.00	0.63	広場	2	28,169.38	0.39
緩衝緑地	1	12,642.16	0.17	その他	16	46,354.78	0.64
都市緑地	2	2,549.86	0.04	都市公園以外計	74	93,937.93	1.29
都市公園計	22	136,161.18	1.87	公園緑地合計	96	230,099.11	3.16

\*㎡/人は市民一人当たり面積



出典：東京都建設局資料

図2-13 多摩地域内における都市公園整備量の比較(平成13年4月)



歩いていける範囲にある公園整備率算定式

$$\left\{ \frac{\text{公園箇所数}}{\text{住区}^{*1} \times \text{1住区の公園標準箇所数}^{*2}} \right\} \times \left( \frac{\text{公園平均面積}}{\text{公園標準面積}} \right)^{*3} \times 100^{*4}$$

- \* 1 住区数の設定は、人口10,000人を1住区として設定する。国立市の場合は、7住区となります。
- \* 2 1住区あたりの公園標準箇所と面積は、街区公園：4箇所・0.25ha、近隣公園：1箇所・2 ha、地区公園：0.25箇所・4 haとします。
- \* 3 下線部の式は、公園平均面積が標準面積を下回る場合のみに適用します。
- \* 4 100%以上の場合も100%として計算します。

図 2-14 歩いていける範囲にある公園整備率 (平成 14 年 4 月 1 日)

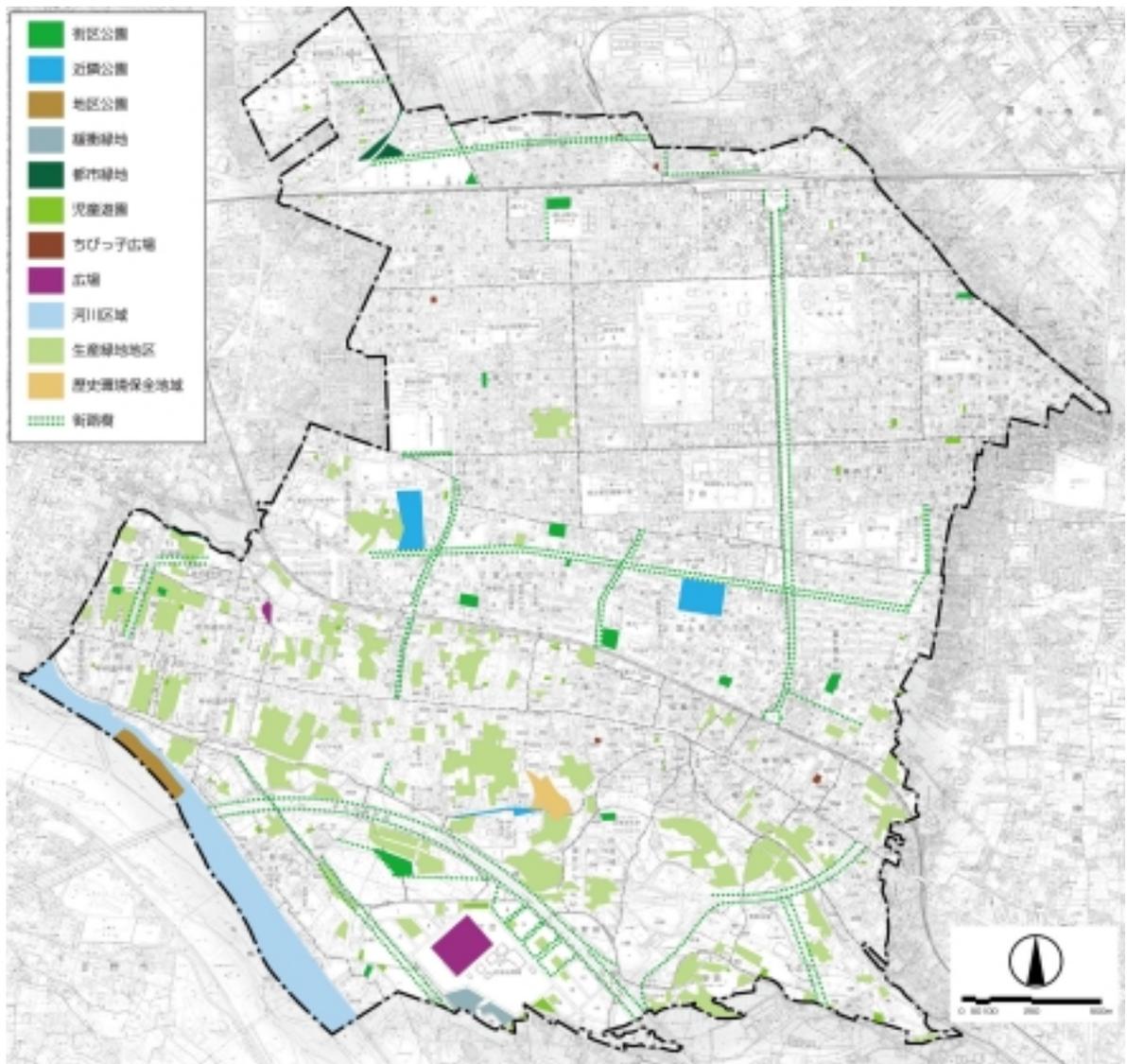


図 2-15 公園緑地の整備状況 (平成 14 年 4 月 1 日)

## 2-4. 計画課題

### (1) 重点的な課題

公園緑地面積や緑被面積は、十分に確保されておらず、また、都市化の進展により、身近な緑を中心に緑が減少していくことが予想されます。南部地域では、都市基盤整備により公園緑地が確保されることが期待される部分もありますが、飛躍的に向上することは望めません。

このような状況を念頭に置き、緑のまちづくりは、緑の量的不足を質的な側面から補っていくこと、市域の大部分を占める民有地の緑の減少に歯止めをかけるとともに緑化を推進することが重要といえます。

#### 自然環境の維持・向上

多様な生物の生息地となる青柳崖線樹林地や多摩川、一橋大学の樹林地、矢川、農地、用水路などを重点的に保全する必要があります。また、生物の多様性を維持、再生するため、エコロジカルネットワークの形成を推進する必要があります。

#### 都市景観の維持・向上

南部地域を中心に広がる水田と一体的に存在する用水路や、ハケがセットになった里山景観の保全を重点的に進める必要があります。

また、市のイメージを確立する大学通りやさくら通り、一橋大学の樹林を保全、育成し、良好な住環境の形成を推進する必要があります。

#### 利用できる緑地の確保

全市的に不足している公園緑地を補い、生物の生息、生育拠点や自然環境学習の場、市民のレクリエーション活動の場等として機能する緑地を確保することは重要です。そのため、一橋大学をはじめとする多くの学校や雑木林、屋敷林等の既存の緑地を有効活用する必要があります。

#### 市民参加による緑の維持・管理

質の高い自然を維持していくために、市民との協働による緑の維持、管理活動を推進する必要があります。

#### 民有地の緑の保全と緑化

市域の大部分を占める民有地の緑を保全、創出するために、接道部の生垣化や保存樹木の指定等を推進する必要があります。また、緑化に対する理解や意識を高めるための施策等を、総合的に推進する必要があります。

## (2) 緑地タイプ別の課題

重点的な課題を踏まえ、崖線樹林地や水辺、農地などの緑地タイプごとの課題を以下に整理します。

### 崖線樹林地



城山付近の樹林地

青柳崖線樹林地は、緑の骨格軸であると同時に、生物の生息や自然景観を形成する重要な要素といえます。このため、面的、質的な保全、向上を推進するとともに、市民が自然とふれあうことのできる空間として、活用していくことが求められます。

公的な用地取得や市民との協働による維持、管理等を推進し、植生や生息する動物などに配慮した樹林地の保全、育成を図る必要があります。

将来的に樹林地を残すためには、自然に対する市民の関心を高めていくことが重要です。そのために、身近な自然と親しむことによって、自然観察や学習などが行える施設の整備や仕組みづくりを推進する必要があります。

崖線樹林地が消失、あるいは分断されている区間について、二次林を構成する樹種等により、連続性を回復する必要があります。

都市基盤整備を実施する場合には、自然空間の保全、自然環境の復元や代替措置を図るよう誘導する必要があります。



谷保天満宮付近の樹林地

### 雑木林・屋敷林



ミヤバヤシ

雑木林や屋敷林は、人の生活と一体となって育まれてきました。これからの自然と共生するまちづくりを象徴するものとして、この雑木林及び屋敷林の保全や再生、市民参加による維持、管理を図っていく必要があります。

北部地域を中心に分布する雑木林や、甲州街道沿道の屋敷林の保全を推進する必要があります。

集合住宅地や学校など、大規模な緑化面積の確保が可能な施設では、雑木林等の再生に努める必要があります。

雑木林や屋敷林の保全及び再生に向けた市民活動の推進、制度の充実を図る必要があります。



甲州街道沿道屋敷林

## 水辺



多摩川



府中用水

多摩川や矢川、用水路、湧水などの水辺空間は、自然を構成する骨格として位置づけられます。これらの水辺空間は、市民と協働で維持、活用していく必要があります。

水面は多様な生物の生息、生育の場であることや、気温の上昇を抑制する効果があることから、空間の保全とともに、水質にも配慮した保全を推進する必要があります。

湧水や矢川の水源涵養に向け、広域的な取り組みを推進する必要があります。

水辺環境の維持に向け、市民参加による管理活動等が行える環境づくりを進める必要があります。

都市基盤整備を展開する場合には、用水路の保全を前提としたまちづくりが図られるよう誘導する必要があります。

コンクリート三面張りとなっている護岸は、可能な限り自然度の高い護岸に改修していくことが望まれます。

市民の自然環境学習の場として活用する必要があります。

## 農地



ハケ下の水田



ハケ上の畑

農地は、市民生活に欠くことのできない食物生産の場であると同時に、産業の場として位置づけられます。また、都市内農地は、緑地空間として貴重な存在といえます。そのため、農地の保全を推進するとともに、農地の減少に歯止めをかける仕組みを整えていくことが必要です。

農地の保全に努めるとともに、南部地域の水田は、用水路と一体的な保全を図る必要があります。

生産緑地地区の指定継続に努めるとともに、より多くの農地保全に向け、追加指定を推進する必要があります。

営農が困難な農地について、市民等による営農支援が行える環境づくりを進める必要があります。

市民農園等の活用を進め、農業を通じた健康づくりやレクリエーション空間としての利用を推進する必要があります。

都市基盤整備を展開する場合には、農地の集合化を推進し、効率的な営農環境への再編を促進する必要があります。

## 公園緑地



谷保第四公園



矢川上公園

公園緑地は不足しており、生物の生息空間や市民のレクリエーション活動の場、防災空間等として、その充実が求められます。また、緑地の量的不足を補うために、既存公園等の再整備や学校などのオープンスペースの有効活用を推進していく必要があります。

都市基盤整備等と併せ、公園緑地の量的な拡大を推進する必要があります。

多様な生物の生息、生育拠点や市民の身近なレクリエーション活動の場、市街地の防災機能の向上に寄与する公園緑地の充実を図る必要があります。

これからの高齢社会等に対応するため、ユニバーサルデザインを取り入れた公園緑地の整備や再整備を推進する必要があります。

多様な市民ニーズに応えるため、学校のグラウンド等の有効活用を図る必要があります。

商店街など、人の往来がある場所では、景観の向上や休息の場としてポケットパークの整備を推進する必要があります。

公園緑地の整備にあたっては、計画段階からの市民参加を呼びかけ、市民ニーズに応じた公園整備を進めていく必要があります。

## 道路



大学通り



さくら通り

国立の道路は、その特徴的な形態等により、景観や緑のネットワークを形成する上で、重要な役割を持っています。そのため、市民とともに街路樹等の保全、育成を推進することや、都市計画道路整備などに併せた緑化推進を図る必要があります。

街路樹の適正な維持、管理に向け、周辺住民の理解を得るとともに、市民参加による維持、管理活動の展開を推進する必要があります。

街路樹の良好な生育環境を確保するため、植栽升の拡大等の対策を図る必要があります。

狭隘道路などの交差点付近を中心に、交通安全性を高める緑化スペースの確保を推進する必要があります。

街路樹が植栽されていない道路は、広域的な交通計画や道路計画と整合を図り、街路樹の植栽、ツル性植物の活用やフラワーポット等による緑化を進めていく必要があります。

## 公共施設



市役所



第一小学校

小さな市域であるため、学校を中心とする公共施設は高い密度で分布していることが特徴です。この特徴を生かし、景観の向上に寄与し生物の生息地等となるように、公共施設の緑化を推進する必要があります。

接道部や駐車場、学校グラウンドなどで、立地特性に応じた緑化を推進する必要があります。

学校や市役所など施設規模の大きい公共施設では、屋上緑化や壁面緑化を推進する必要があります。

緑の保全や緑化を推進するために、市民活動拠点として、公共施設の活用を図る必要があります。

大規模な公共施設等では、ビオトープを整備し、生物の生息拠点の確保に努める必要があります。

施設の特性を生かし、緑化の普及、啓発拠点として活用する必要があります。

## 民有地



学園通り沿道の住宅地



富士見台の住宅地



富士見台団地

市域の約6割を占める民有地は、緑の確保を推進する上で重要です。そのため、既存の緑を保全するとともに、接道部緑化等を推進する必要があります。

民有地の緑の保全に向け、維持、管理に対する助成を推進するとともに、地域住民による維持、管理活動を推進する必要があります。

接道部の生垣化など、住宅地の緑化を推進する必要があります。また、商業地などで緑化スペースが十分に確保できない場合には、コンテナ緑化等の場所をとらない手法によって、緑化を推進する必要があります。

生垣や庭木の維持に向け、所有者自らが気軽に管理できるような剪定に関する講習会、市民の緑化意識を高めるガーデニングコンテストや、オープンガーデン制度等を推進する必要があります。

住宅の建て替え等の際して、樹木の伐採を防止するため、緑化指導や住民合意に基づくルールづくりを展開する必要があります。

工場や業務地では、周辺住宅地の環境保全を図るために、開発指導要綱などに準じて緑化を推進する必要があります。

新たに整備される市街地や既成市街地の再整備の際には、自然に配慮した緑化を推進するとともに、緑豊かな市街地が確保できるよう緑地協定等の締結を推進する必要があります。

# 3 計画の基本方針

## 3-1. 計画の理念

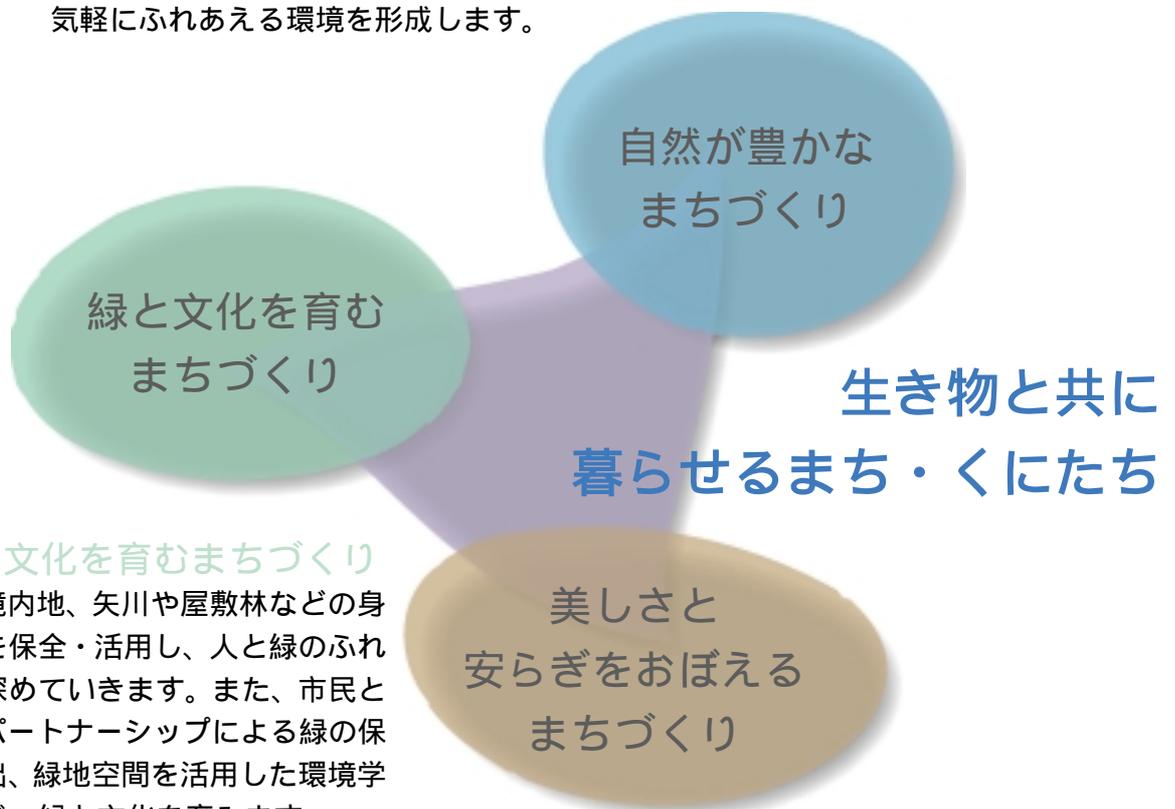
緑の基本計画は、「生き物と共に暮らせるまち・くにたち」をコンセプトとして設定します。

このコンセプトを柱としながら、市の特性や課題、上位・関連計画に示されるまちづくりの方向性を考慮した上で、図 3-1 に示す「自然が豊かなまちづくり」、「緑と文化を育むまちづくり」、「美しさと安らぎをおぼえるまちづくり」の3つのテーマによる緑のまちづくりを推進していきます。

### 自然が豊かなまちづくり

ハケや一橋大学の樹林地、多摩川や矢川の水辺などの残された自然環境を後世に継承するために、緑地空間の確保、緑地内に生息、生育する動植物の質の維持、向上を図ります。

また、自然環境の向上、自然性に配慮した公園緑地の整備、緑化の推進等により、エコロジカルネットワークを形成し、自然と気軽にふれあえる環境を形成します。



### 緑と文化を育むまちづくり

社寺境内地、矢川や屋敷林などの身近な緑を保全・活用し、人と緑のふれあいを深めていきます。また、市民と行政のパートナーシップによる緑の保全や創出、緑地空間を活用した環境学習を通じ、緑と文化を育みます。

### 美しさと

安らぎをおぼえる  
まちづくり

### 美しさと安らぎをおぼえるまちづくり

大学通りや田園風景などの美しい景観を維持、向上するとともに、防災に寄与する緑地の確保、公園緑地等のバリアフリー化、身近なレクリエーション空間の確保を図り、誰もが安らぎを感じることのできる生活基盤を形成します。

図 3-1 コンセプトとテーマ

## 3-2. 緑の将来像

### (1) 緑の広域構造

本市は、狭山丘陵の南から南東に傾斜していく武蔵野台地に立地し、多摩川左岸の沖積低地とそれに接する河岸段丘上に位置しています。段丘の境は、崖となっていて、南から青柳崖線、立川崖線、国分寺市との境にある国分寺崖線が市内を東西に走っています。これらの崖線は、多摩川に沿って東に向かい、特に、国分寺崖線の緑は、世田谷区付近にまで断続的に連なり、武蔵野の貴重な景観軸を形成しています。また、一部で分断しているものの、崖線沿いには今日でも豊かな植生が見られ、様々な生き物の暮らしや移動にとって欠かすことのできない空間を形成しています。

さらに、市内では、崖線付近にママ下、矢川、谷保天満宮内など、各所で湧水が見られるとともに、多摩川を水源とする府中用水等と併せ、水と緑の豊かな環境を形づくり、多くの市民に親しまれています。これらは、農業や生活用水に利用されており、直接的、間接的に国立の緑を支える大きな要素です。

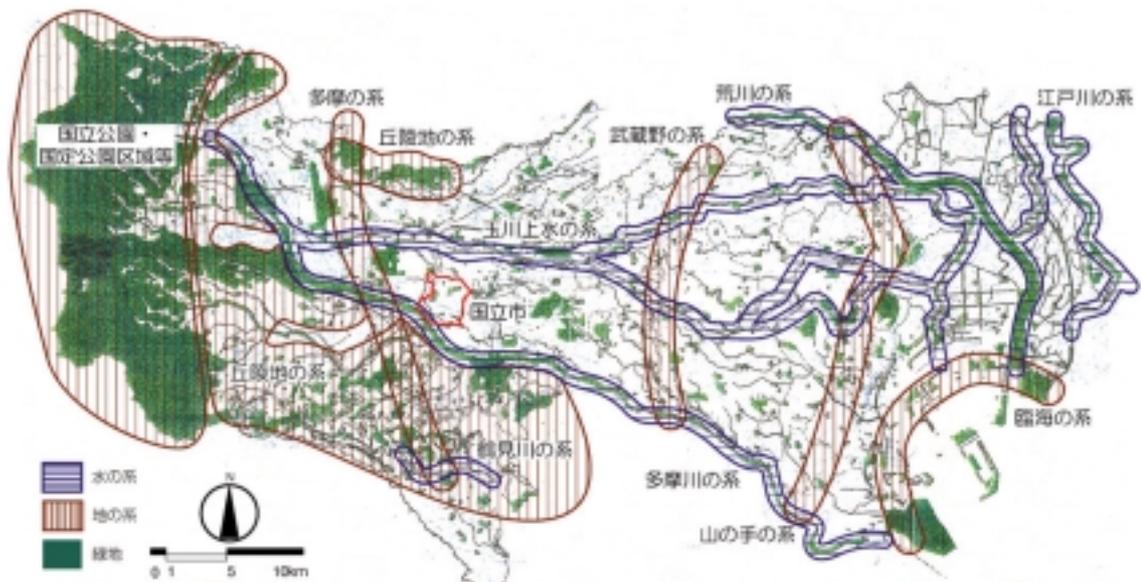
市内及びその周辺では、近年の都市化の進展により、平地林や水田などの既存の緑が急速に減少していますが、このような崖線沿いの水と緑は、屋敷林や学校、住宅地、生産緑地などとともに、市民の暮らしに潤いをもたらしています。また、貴重な緑の軸線として良好な都市景観の骨格を形成しています。

### (2) 広域的な位置づけ

「東京都緑のマスタープラン改定基本方針」において、「東京の東西の緑の基盤の主軸」となる「多摩川の系」として位置づけられている多摩川が流れています（図 3-2 参照）。

広域的なエコロジカルネットワークの視点を考慮すると、生態系の回廊を形成する多摩川の保全及び国分寺崖線の再生が重要です。

また、これらを充実し、生物と共に暮らせるまちを実現するためには、多摩川及び国分寺崖線をつなぐエコロジカルネットワークを形成することが重要です（図 3-3 参照）。



\* 東京都緑のマスタープラン策定調査報告書（東京都）の緑地配置現況図を基に加筆  
 図 3-2 東京の水と緑のネットワーク概念



図 3-3 広域的な位置づけ

(3) 緑の将来都市構造

広域的な緑の連続性や生物と共生するまちづくりのために、表3-1の構成要素により、図3-4に示す緑の将来都市構造の形成を目指します。

表 3-1 緑の構成要素

構成要素	内容
骨格となる緑	広域的な緑のネットワークを形成する自然環境軸。
中核となる緑	環境を支える大規模で質の高い緑地。
拠点となる緑	公園、学校や公共施設等と一体的な地域の中心的な緑。
緑のネットワーク	中核となる緑と拠点となる緑を結ぶ道路や用水路、崖線等の連続的な緑。
市域に隣接する緑	市域と一体的な環境を形成する緑地。
緑に囲まれた美しい住宅地	雑木林、庭や生垣の緑等により潤いのある暮らしを支える住宅地。
自然と共生する住宅地	屋敷林や崖線樹林地、畑、水田、用水路と一体的で、自然豊かな住宅地。
緑豊かな商業地	まちの顔となり、賑わいや交流の場となる緑豊かな商業地。
環境と調和する工業地	環境負荷が少なく、自然や田園風景と調和する工業地。

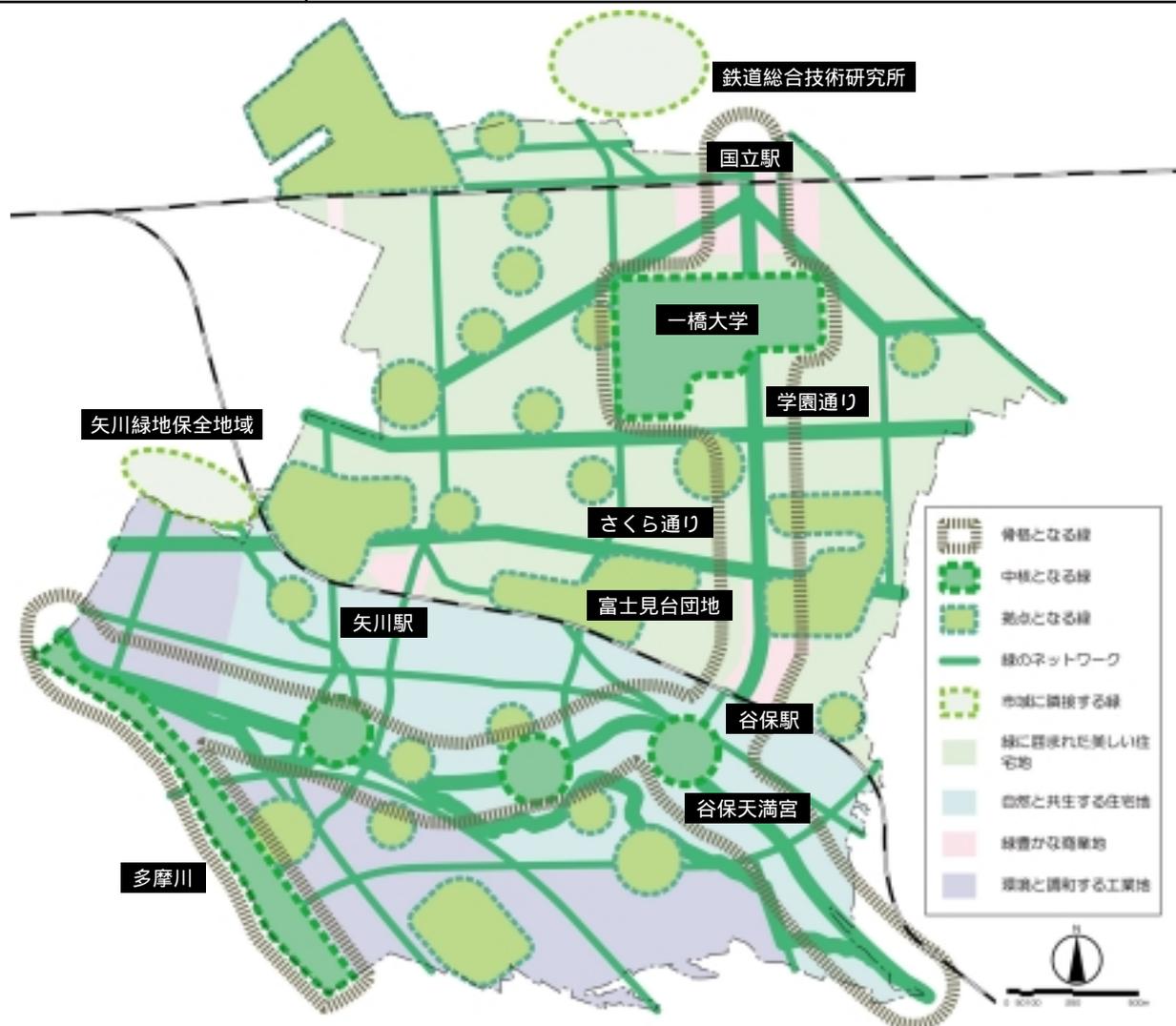


図 3-4 緑の将来都市構造

### 3-3. 緑のまちづくり方針

計画のテーマとして掲げた「自然豊かなまちづくり」、「緑と文化を育むまちづくり」、「美しさとおぼえるまちづくり」の展開に向け、図 3-5 に示す 5 つの緑のまちづくり方針を設定します。この 5 つの方針に沿って緑のまちづくりを進めることにより、目指すべき緑の将来都市構造を実現していきます。

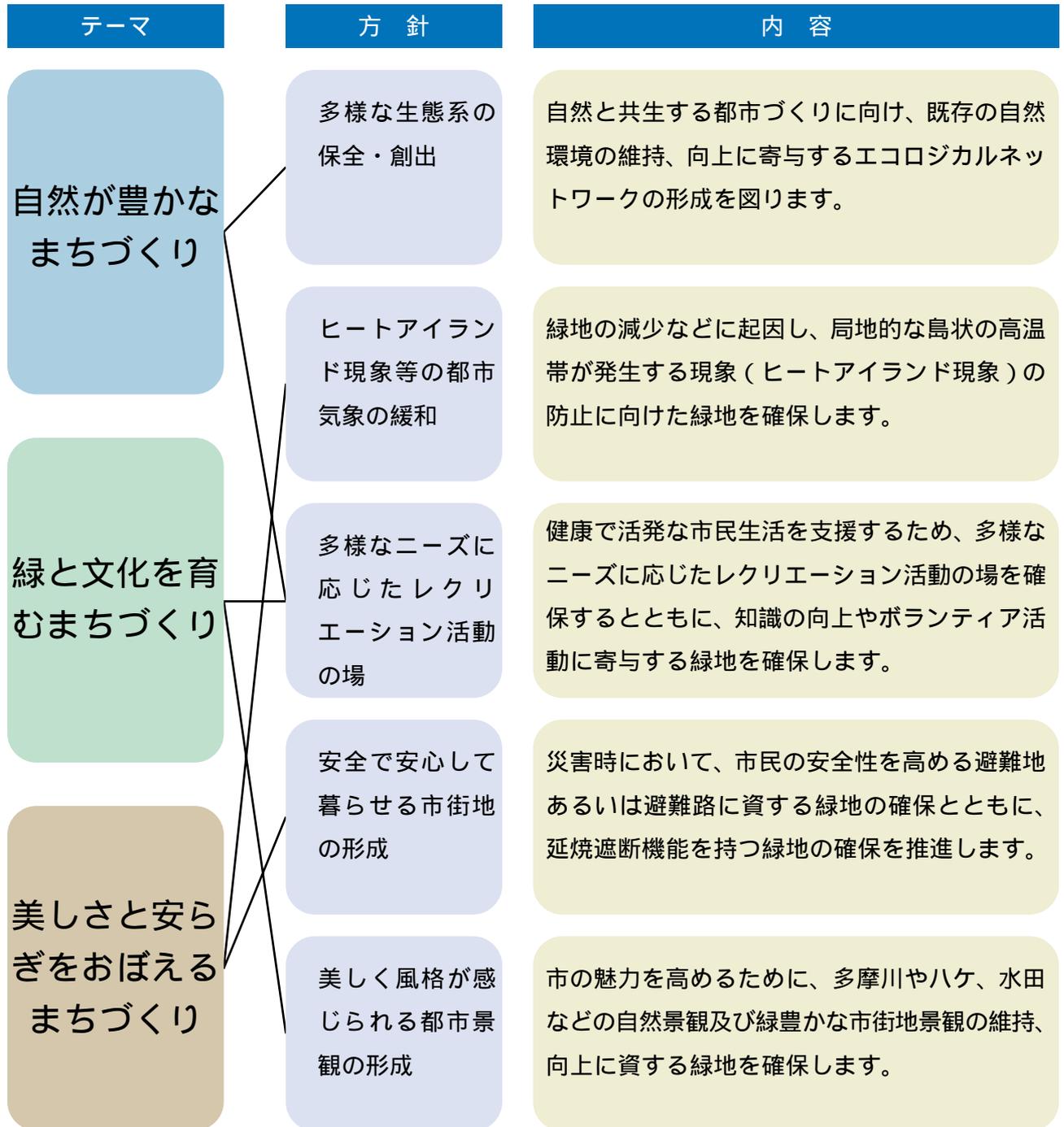


図 3-5 緑のまちづくり方針

### 3-4. 計画の目標

#### (1) 計画のフレーム

計画対象区域は、国立市都市計画区域（国立市全域、815ha）とします。また、国立市基本計画をもとに、表3-2に計画人口及び市街化区域の規模を設定します。

表 3-2 都市計画区域内の人口の見通し及び市街化区域の規模

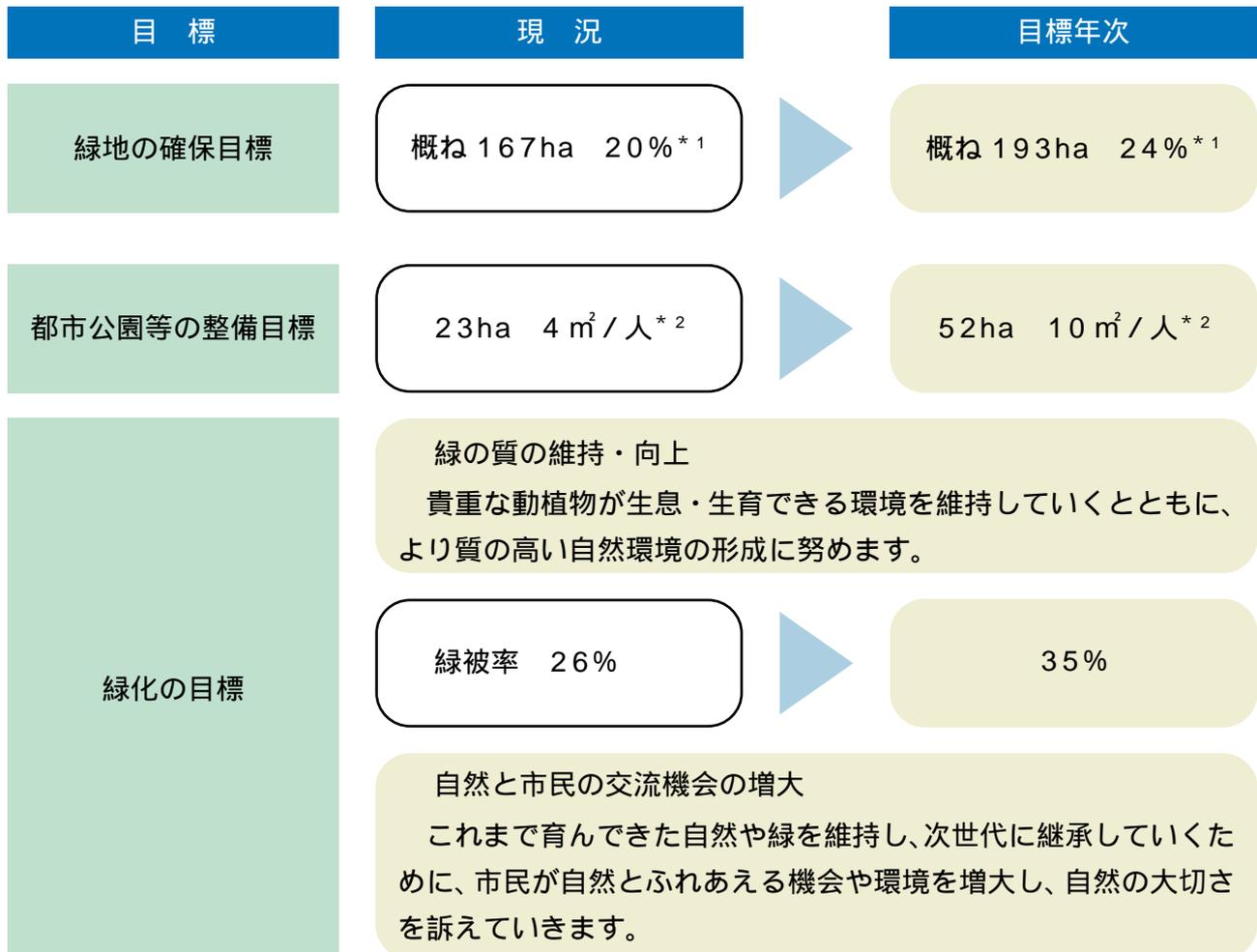
年次	現況（平成14年）	目標年次（平成34年）
人口	72,753人	80,000人
市街化区域面積	792ha	792ha
人口密度	92人/ha	101人/ha

\* 現況人口は、外国人登録（1,308人）を含む平成14年1月1日現在の人口です。

\* 第三期基本構想で将来人口を80,000人と設定していることから、目標年次（平成34年）の人口見通しを80,000人とします。

#### (2) 計画の目標水準

目標年次において、確保すべき緑地や都市公園等の整備、緑化に関する目標を図3-6に設定します。



\* 1：都市計画区域面積に対する割合（%）

\* 2：市民一人当たり面積（m<sup>2</sup>/人）、広域公園分（現況：1.0m<sup>2</sup>/人、目標：3.9m<sup>2</sup>/人）を含む値

図 3-6 計画の目標水準

# 4 方針別緑のまちづくり計画

## 4-1. 計画の考え方

5つの基本方針に基づく、緑のまちづくりの考え方を表4-1に示します。

表4-1 計画の考え方

基本方針	まちづくりの視点	計画の考え方
多様な生態系の 保全・創出	中核地区の確保	エコロジカルネットワークの中核を担う地区として、自然性の高い緑地空間を位置づけます。
	拠点地区の確保	身近な生き物の生息、生育空間を充実する役割を担い、同時に、都市の動植物種の分布域を拡大する機能を有する地区として、中核地区に準ずる緑地を位置づけます。
	回廊地区の確保	離れて存在する中核地区と拠点地区をつなぐ役割を持ち、各地区に生息、生育する種の相互交流を図る地区として、線的な緑地、あるいは連続性のある住宅地の緑等を位置づけます。
ヒートアイラン ド現象等の都市 気象の緩和	冷涼な空気を生み出す緑地の確保	大規模な緑地(理想では約10ha)を適宜配置することとします。
	風の道となる緑地の確保	可能な限り広幅員(理想では100m)の緑地等を、冷涼な空気を生み出す緑地との関連性に留意して位置づけます。
	にじみ出し現象のある緑地の確保	まとまりのある樹林地や水面、草地、あるいは今後そのような環境を確保することが期待できる公園緑地等を位置づけます。
	気温低減に向けた緑化	市域全体で緑被率35%を目指した緑化を、土地利用などに留意し推進します。
多様なニーズに応じたレクリエーション活動の場の形成	スポーツ・レクリエーション活動空間の確保	野球やサッカーなどの利用に応じ、概ね1ha以上のオープンスペースを有する公園緑地等を位置づけます。
	自然や文化とのふれあいの場の確保	社寺境内地や街道等を位置づけるとともに、市民の自然観察等に資する緑地を位置づけます。

基本方針	まちづくりの視点	計画の考え方
多様なニーズに応じたレクリエーション活動の場の形成	身近なレクリエーション活動空間の確保	身近なレクリエーション活動に資する緑地として、歩いていける範囲内に、概ね1ha未満のオープンスペースを有する公園緑地を確保します。
	レクリエーションネットワークの形成	レクリエーションネットワークとして、広幅員の歩道を有する道路や緑道、河川沿いの道路、「自然と文化の散策路」等を、緑地の連続性に配慮して位置づけます。
安全で安心して暮らせる市街地の形成	避難地の確保	面積10ha以上の公園緑地を広域避難地、面積1ha以上の公園緑地を、一次避難地として位置づけます。
	避難路・延焼遮断帯の確保	避難路は、幅員15m以上(緑道等の場合は幅員10m以上)の道路等を位置づけます。 延焼遮断帯については、幅員15m以上の道路等を中心に、概ね1km四方の範囲内で市街地を取り囲むように位置づけます。
美しく風格が感じられる都市景観の形成	骨格的な都市景観の形成	市の景観構造の骨格を形成する自然資源や歴史、文化資源を位置づけるとともに、特徴的な道路等の都市基盤を位置づけます。
	地域特性に応じた景観の形成	「都市景観形成基本計画」に基づき、自然地区、歴史的地区、住宅地区(低層、中高層)、商業・業務地区(商業、工業・業務)の土地利用に応じ、緑化を推進します。

## 4-2. 緑のまちづくり計画

- (1) 多様な生態系の保全・創出に関する計画 計画の考え方にに基づき、多様な生態系の保全・創出に関する緑のまちづくり計画を以下に示します。

緑地の配置 自然度の高さや形状、分布、今後の公園整備や緑化推進の可能性\*に基づき、中核地区、拠点地区、回廊地区を構成する緑地を、表 4-2、図 4-1 に示します。

表 4-2 中核地区、拠点地区、回廊地区を構成する緑地

地区	緑地		
中核地区	城山一帯（第一小学校・農地含む） 滝乃川学園一帯（農地含む）	一橋大学 多摩川（サイクリングロード、河川敷公園含む）	谷保天満宮一帯（農地含む） 南養寺一帯 国立府中インターチェンジ一帯
拠点地区	谷保緑地 桐朋学園 北多摩 2 号処理場 まとまりのある農地（水田） 西公園 まとまりのある農地（畑）	東公園 富士公園 郵政研修所 第二小学校一帯 富士見台団地 東京女子体育大学	寺之下親水公園 清化園跡地 谷保第三公園 矢川上公園 身近な公園緑地（北第一公園）
回廊地区	青柳崖線 矢川 府中用水 本宿用水 国分寺崖線 大学通り さくら通り 甲州街道及び沿道の屋敷林 緑川上部 鉄道総合技術研究所軌道跡地 都営矢川北団地 緑の多い住宅地 点在する農地（水田） 点在する農地（畑） 都立立川短期大学周辺	市役所一帯（第五小学校含む） 国立高校一帯（第一中学校・第三小学校含む） 都立第五商業高校 第二中学校 第三中学校 第四小学校 第六小学校 第七小学校 第八小学校 国立音大付属小学校 国立学園 中央自動車道 都市計画道路 3・3・2	都市計画道路 3・4・3 都市計画道路 3・3・15 北大通り 都市計画道路 3・4・14 国立鉄中付第 1・2 号線 矢川通り 学園通り 都市計画道路 3・4・16 JR 中央線 JR 南武線 都市計画道路 3・4・10 富士見通り 旭通り

：図 4-1 参照。 ；図 4-2 の概念図に基づき回廊地区を構成する緑地等。

\* 公園整備や緑化推進の可能性に基づき位置づけた緑地について

- ・都市計画道路（3・3・2、3・3・15、3・4・16、3・4・14、3・4・10）北大通り、矢川通り、学園通り、富士見通り、旭通り、甲州街道、緑川上部は、道路築造や再整備等に伴い緑化推進の可能性があるため、回廊地区として位置づけました。
- ・市役所一帯は、屋上緑化等の緑化推進が期待できるため、回廊地区として位置づけました。
- ・北多摩 2 号処理場及び清化園跡地は、公園緑地の整備が期待できるため、拠点地区に位置づけました。
- ・学校は、学校ビオトープの形成や屋上等を含めた緑化推進が期待できるため、回廊地区として位置づけました。

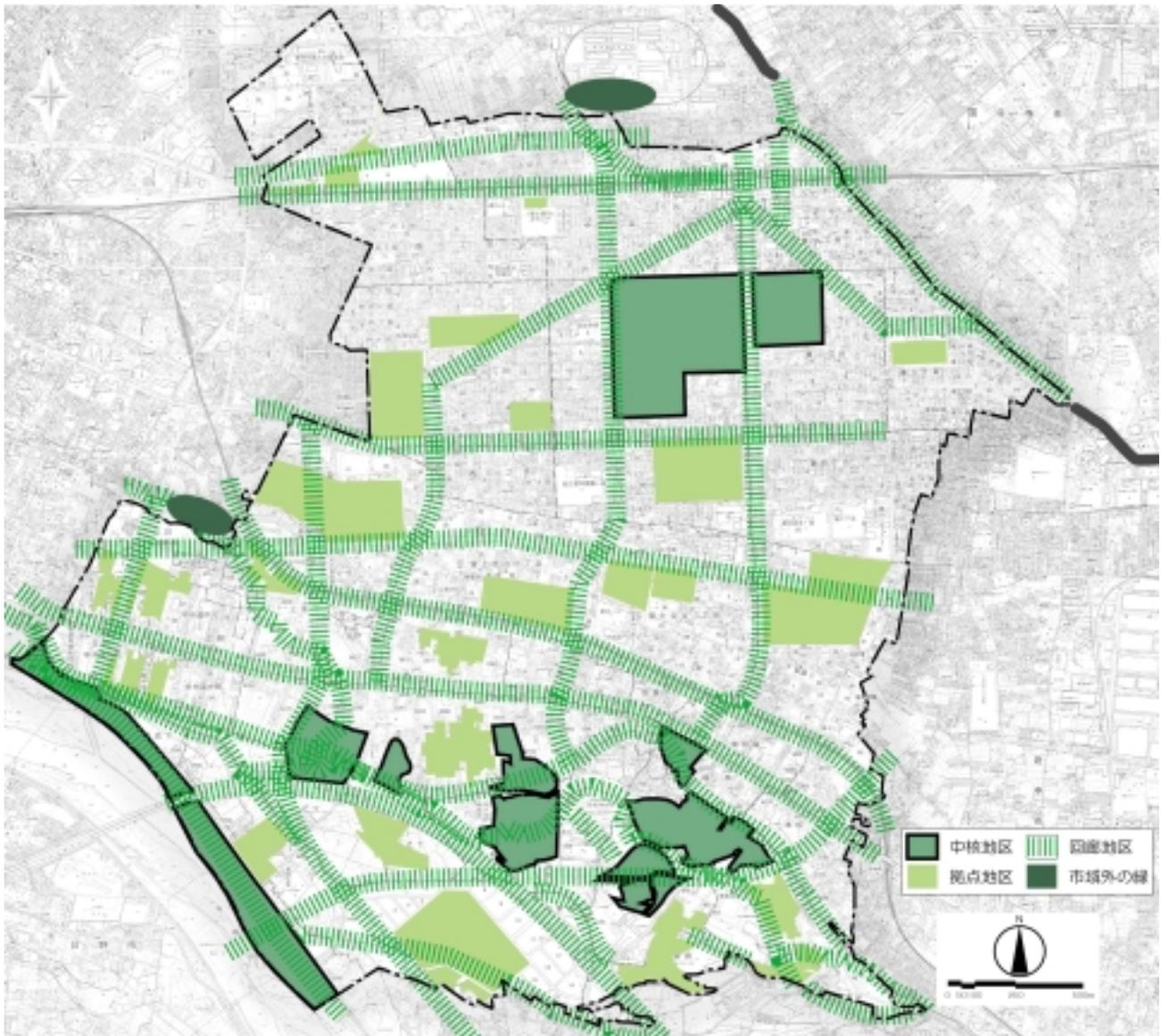


図 4-1 生態系に関する緑地の配置方針

回廊地区は、図4-1に示す道路等の緑とともに、図4-2に示す住宅地等の緑の連続化により形成します。



図 4-2 住宅地等における回廊地区の形成イメージ

エコロジカルネットワークの形成

エコロジカルネットワークの形成に向け、中核地区、拠点地区、回廊地区の対象となる緑地ごとの方策を以下に示します。

また、この推進にあたっては、市民との協働により展開していくことが必要となります。

中核地区の形成計画

緑地	方策
城山一帯（第一小学校・農地含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・谷保の城山歴史環境保全地域の指定継続及び拡大を都に要請し、樹林等の維持を推進します。</li> <li>・生産緑地地区の指定継続及び追加指定を推進します。</li> <li>・市民参加により計画的な管理活動（萌芽更新、下草刈、池の浚渫等）を展開し、多様な緑地空間の形成を推進します。</li> </ul>
滝乃川学園一帯（農地含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者の理解に基づき、緑地保全地区及び風致地区の指定を推進し、樹林地、ママ下湧水をはじめとする湧水、用水が一体となった自然空間の維持に努めます。</li> <li>・生産緑地地区の指定継続及び追加指定を推進します。</li> </ul>
一橋大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者の理解に基づき、緑地保全地区及び風致地区の指定を推進します。</li> <li>・国立中央公園を整備する際には、ビオトープの形成など自然環境の向上に努めます。</li> </ul>
多摩川（サイクリングロード、河川敷公園含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川区域として水辺環境を保全するとともに、自然護岸の復元、止水域の造成等を展開し、多様な生物の生息、生育空間としての機能を高めていきます。</li> <li>・市民や関係機関と協力し、裸地や草地、河畔林などの多様な空間の維持、管理を行い、生物生息空間の確保に努めます。</li> </ul>
谷保天満宮一帯（農地含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者の理解に基づき、緑地保全地区の指定を推進し、照葉樹林の維持に努めます。</li> <li>・生産緑地地区の指定継続及び追加指定を推進します。</li> </ul>
南養寺一帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者の理解に基づき、緑地保全地区の指定を推進します。</li> <li>・南養寺南に立地する郷土文化館の緑化や農地の保全を推進し、青柳崖線樹林地との一体性を高めます。</li> </ul>
国立府中インターチェンジャー帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関に対し、ヤナギやエノキなど、低地部に生育する植物を植栽するよう要請します。</li> <li>・府中用水の活用によりサンクチュアリを形成し、多様な生物生息空間の創出を働きかけていきます。</li> </ul>

拠点地区の形成計画

緑地	方策
桐朋学園	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者の協力に基づき、ミヤバヤシの市民緑地契約を推進し、市民、学校との協働による緑地空間の維持に努めます。</li> </ul>
西公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者の理解のもと、既存の農地機能を生かした公園整備を進め、緑地空間の維持を図っていきます。</li> </ul>
まとまりのある農地（水田・畑）	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産緑地地区として指定されている農地は、その継続に努めます。また、生産緑地地区の指定要件を満たす宅地化農地については、追加指定を進めていき、担保性を高めていきます。</li> <li>水田に接する用水路の自然護岸化を推進します。</li> </ul>
郵政研修所	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関の協力に基づき、雑木林の市民緑地契約の締結等を推進し、市民との協働による緑地空間の維持、再生に努めます。</li> <li>グラウンド部分において、雑木林の創出を推進します。</li> </ul>
谷保緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の緑地空間の維持に加え、ハンノキやクヌギなどの植生への転換を推進します。</li> <li>公園内に流れる用水路について、自然護岸への改修を推進し、水生生物が生息できる環境形成に努めます。</li> </ul>
東公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>一橋大学グラウンド東側にある草地の維持に向け、定期的な草刈を市民や学生と協力して進め、環境維持に努めます。</li> <li>公園整備の際には、クヌギ林が形成されている区域に、コナラなどの他の二次林を構成する樹種を植栽し、自然環境を再生します。</li> </ul>
富士公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民とともに草地の適正な管理活動を展開し、自然環境の再生に努めます。</li> <li>クヌギやコナラなどの植栽を推進します。</li> </ul>
北多摩 2 号処理場	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の緑地空間の維持を図るとともに、多様性のある植物相への転換を推進します。</li> <li>本宿用水を活用したビオトープの形成を推進し、自然環境の向上を図っていきます。</li> </ul>
第二小学校一帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民や児童との協働により、緑化可能地で雑木林を再生します。</li> <li>接道部において、コナラ等の国立にふさわしい樹木の植栽を推進します。</li> <li>雨水等を活用したビオトープ形成を推進します。</li> </ul>
富士見台団地	<ul style="list-style-type: none"> <li>団地内に生育する既存樹木の保全を関係機関に要請します。</li> <li>団地建て替えの際には、コナラなどの雑木林を構成する樹種を植栽し、自然環境を復元することに加え、雨水を活用した水辺の形成により、多様な生物生息環境の創出を推進します。</li> </ul>

緑地	方策
東京女子体育大学	・ 接道部等で、クヌギやコナラなどの植栽を進め、立川崖線の再生を関係者と協力して進めます。
寺之下親水公園	・ 水路を生かした生物生息空間の形成を進めます。 ・ 裸地部分の草地化に努めます。
谷保第三公園 北第一公園	・ 公園の利用性に配慮した上で、クヌギやコナラ等の植栽を推進します。 ・ 裸地部分等では、草地の形成を推進します。
清化園跡地	・ 清化園跡地の公園化を推進するとともに、多摩川との一体性を生かした河畔林等の植栽や井戸水の活用による水辺空間の創出を推進します。
矢川上公園	・ 供用部分においては、裸地の草地化やシラカシ等の植栽を推進します。 ・ 未供用部分については、まとまりのある農地の維持とともに、屋敷林の階層構造に留意して、シラカシやケヤキなどの植栽を推進します。

#### 回廊地区の形成計画

緑地	方策
青柳崖線	・ 地権者の理解に基づき、緑地保全地区の指定を推進し、湧水や用水と一体となった自然空間を保全するとともに、自然環境学習等の場として活用します。 ・ 竹林等が形成されている場所では、計画的にケヤキやエノキへの転換を促進していきます。また、ハケが分断されている区間では、その連続化に向け、住宅等への緑化を働きかけていきます。 ・ ハケ下の用水が人工護岸となっている区間では、自然護岸への改修を推進します。
矢川	・ 石積み等の伝統的護岸や自然護岸への改修を推進し、多様な生物が生息、生育できる水辺環境の保全、再生に努めます。 ・ 市民参加により、水質等の維持活動を推進し、水質の保全に努めます。
府中用水・本宿用水	・ 水辺環境の保全とともに、人工護岸部分を自然護岸に改修し、多様な生物生息環境の維持、向上に努めます。 ・ 関係者や市民との連携により、水質等の維持活動を推進します。
点在する農地 (水田・畑)	・ 生産緑地地区は、その継続に努めるとともに、生産緑地地区の指定要件を満たしている宅地化農地については、生産緑地地区の追加指定を推進します。
緑の多い住宅地	・ 住宅敷地の細分化を抑制するとともに、雑木林の再生や野草等により植栽し、身近な生物生息環境の形成に努めます。 ・ 生垣等の設置により、緑の量的な向上を推進し、ネットワーク機能を高めます。

緑地	方策
国分寺崖線	・国分寺市や府中市にある崖線樹林地との連続性を高めるため、崖線に係る住宅地や公園等で、クヌギやコナラ等の在来樹木の植栽を推進します。
大学通り さくら通り	・街路樹として植栽されているサクラやイチョウの保全を推進するとともに、「桜守」活動を展開し、市民参加による維持（更新や管理等）に努めます。 ・沿道市街地において、国立にふさわしい樹種等による緑化や屋上緑化を推進し、ネットワーク機能を高めていきます。
甲州街道及び沿道の屋敷林	・東八道路の開通に併せ、甲州街道を2車線化した上で、在来樹木等による街路樹の整備を推進するように、関係機関に要請します。 ・甲州街道沿道で屋敷林が残されている部分については、所有者の理解を得ながら保全に努めます。また、屋敷林が消失している場所では、シラカシ等の屋敷林を代表する樹種等による緑化を関係者に働きかけていきます。
鉄道総合技術研究所軌道跡地 緑川上部	・周辺の自然空間（鉄道総合技術研究所、多摩川）との連続性に配慮し、国立の自然特性にふさわしい樹種等による緑化を推進します。
学校・市役所等の公共施設*1	・敷地内の緑化や建築物の緑化を推進し、緑の連続性を確保します。 ・学校ビオトープの整備を推進します。
中央自動車道	・自然に配慮した法面緑化の推進を、関係機関に働きかけます。 ・用水路の連続性を確保するとともに、自然護岸への改修を要請します。
都市計画道路*2	・既存街路樹の維持を推進するとともに、今後、新規整備及び延伸整備を図る際には、街路樹の植栽を進めます。 ・沿道市街地では、国立の自然特性にふさわしい樹種等による緑化を推進します。
学園通り	・歩道の拡幅を検討し、街路樹の植栽を推進します。 ・沿道市街地における生垣化を展開し、連続性ある緑の創出を推進します。 ・沿道に位置する緑の多い住宅地の保全に努めます。
JR中央線	・JR中央線の連続立体交差化事業と併せ、周辺市街地の緑化や構造物の緑化を推進します。
JR南武線	・関係機関と調整し、JR南武線沿いに生育している草地の保全や適正管理を進めます。

\*1 対象となる学校・市役所等の公共施設

都営矢川北団地、市役所一帯（第五小学校含む）、都立立川短期大学周辺、国立高校一帯（第一中学校・第三小学校含む）、都立第五商業高校、第二中学校、第三中学校、第四小学校、第六小学校、第七小学校、第八小学校、国立音大付属小学校、国立学園

\*2 対象となる都市計画道路

都市計画道路3・3・2、都市計画道路3・4・3、都市計画道路3・3・15、富士見通り、旭通り、北大通り、矢川通り、都市計画道路3・4・10、都市計画道路3・4・14、都市計画道路3・4・6、都市計画道路3・4・16、国立鉄中付第1・2号線

(2) ヒートアイランド現象等の都市気象の緩和に関する計画 計画の考え方にに基づき、ヒートアイランド現象等の都市気象の緩和に関する緑のまちづくり計画を以下に示します。

冷涼な空気を生み出す緑地の確保 冷涼な空気を生み出す緑地として、多摩川、青柳崖線上のまとまりのある樹林地、農地、一橋大学等を位置づけます。また、都市活動が活発に展開されている国立駅周辺での気温上昇を抑制するために、一橋大学グラウンド及び郵政研修所を位置づけます。

これらは、既存緑地や水面の保全に加え、緑化を推進し、冷涼な空気を生み出す機能を高めます。

風の道となる緑地の確保 冷涼な空気を生み出す緑地の分布状況等に配慮し、矢川、矢川通り、都市計画道路3・3・2、都市計画道路3・4・14、大学通り、富士見通り、旭通りを位置づけます。これらの道路は、風の道に必要な幅員100mを満たしていませんが、可能な限り沿道部分においてオープンスペースの確保を進めます。

にじみ出し現象のある緑地の確保 緑地の冷涼な空気が周辺市街地のにじみ出し、気温を下げる効果をもたらす、まとまった面積を有する緑地(にじみ出し現象のある緑地)を位置づけます(表4-3参照)。

表4-3 にじみ出し現象のある緑地

地 区	緑地等
北 部	都営国立北三丁目第二アパート一帯、一橋大学、郵政研修所、一橋大学グラウンド、富士見台団地一帯、矢川上公園一帯、教育施設、公園緑地、農地、大学通り、さくら通り
南 部	谷保天満宮、城山、南養寺、滝乃川学園、青柳崖線樹林地、農地、教育施設、公園緑地、甲州街道沿道の屋敷林、多摩川、北多摩2号処理場、清化園跡地、中央自動車道法面、国立府中インターチェンジ内緑地

**気温低減に向けた緑化** 気温を低減する効果がある水面を含め、緑被率35%の確保を目指します。北部では、既存緑地の保全に加え、接道部緑化や建築緑化、駐車場緑化を推進し、概ね30%以上の緑被率の確保を目指します。

南部については、既存樹林地や水面、農地の保全とともに、公園緑地の確保や緑化を進め、概ね40%の緑被率の確保を目指します。

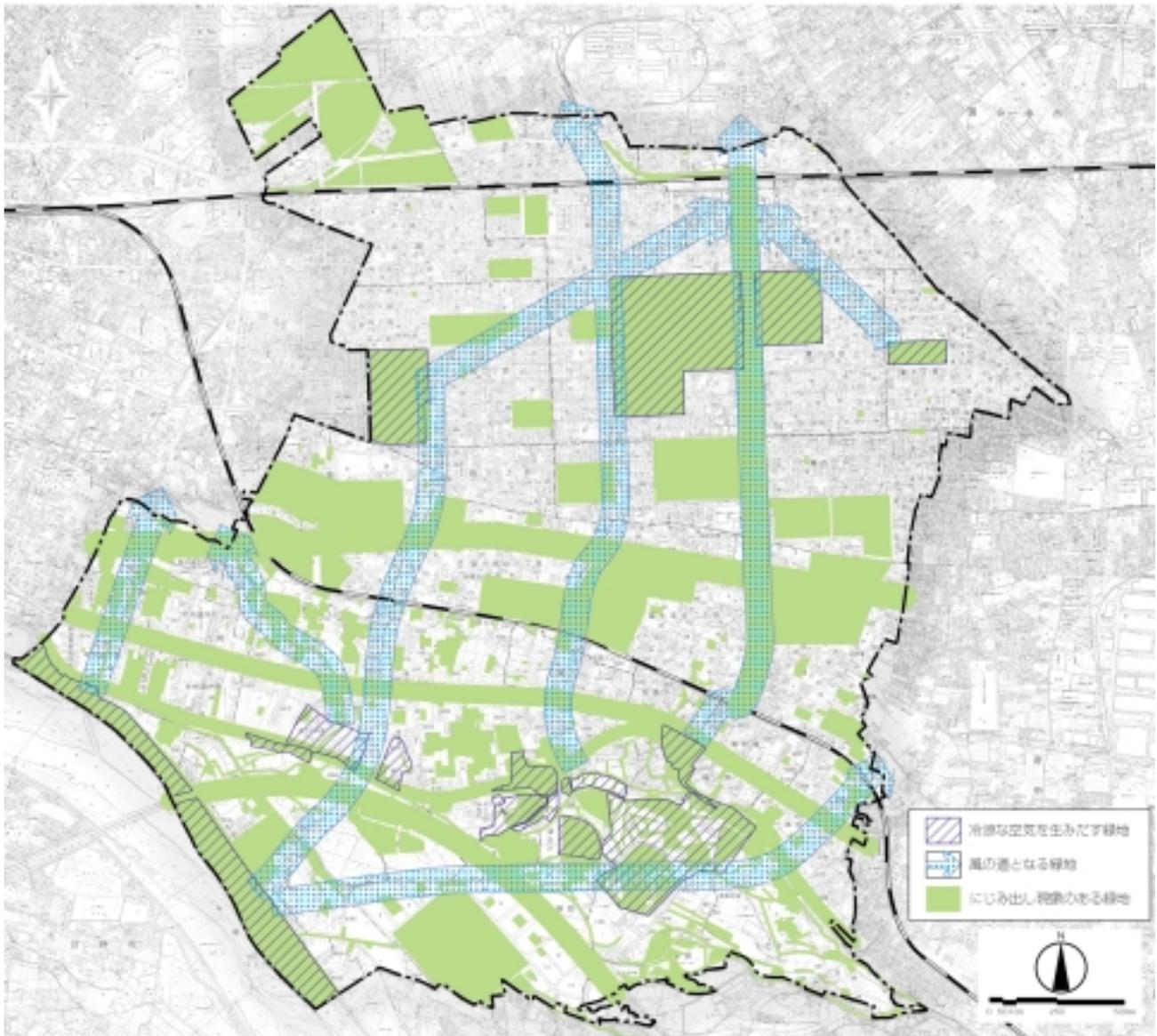


図 4-3 ヒートアイランド現象等の都市気象の緩和に資する緑地配置

- (3) 多様なニーズに応じたレクリエーション活動の場の形成に関する計画
- 計画の考え方にに基づき、多様なニーズに応じたレクリエーション活動の場に関する緑のまちづくり計画を以下に示します。また、都市公園の配置を表 4-4 に示します。
- スポーツ・レクリエーションの場の確保
- 多様なスポーツ・レクリエーションが楽しめる場として、国立中央公園、矢川上公園、東公園、谷保第三公園、北第一公園一帯、郵政研修所、河川敷公園、北多摩 2 号処理場上部を位置づけます。
- また、小中学校のグラウンドや公的施設のグラウンドについて、関係機関等の協力を得た上で開放し、スポーツ・レクリエーション活動のための補完的施設として位置づけます。
- 自然や文化とのふれあいの場の確保
- 自然観察や学習する場として、一橋大学や桐朋学園内のミヤバヤシ、郵政研修所北側の雑木林、富士見台団地、甲州街道沿道の屋敷林、青柳崖線樹林地、多摩川を位置づけます。また、都営国立北三丁目第 2 アパートや都営矢川北団地、矢川上公園、東公園では、二次林を主体とした緑化を推進し、市街地内で自然とふれあうことができる空間を創出します。
- また、歴史、文化とふれあえる緑地として、谷保天満宮、南養寺、永福寺、青柳稲荷神社等の社寺境内地、古墳や常夜燈などを保全、活用します。
- 身近なレクリエーション活動の場の確保
- 既存の街区公園やちびっ子広場などを位置づけます。
- 北部においては、身近な公園緑地が不足していることから、市街地更新等に併せて、オープンスペースを確保するとともに、学校グラウンドや民有地の庭などの一般開放を要請していきます。
- また、北部では、公園用地の計画的な確保が困難なため、借地契約などの多様な手法により、市民が自由に利用できる公園緑地の確保を進めます。
- 南部については、今後展開される都市基盤整備に併せ、都市公園の確保を図っていきます。

レクリエーションネットワークの形成

散策やジョギングなどの健康づくり、あるいは、南部の自然空間とのふれあいを促進するものとして、周遊性に留意し、大学通りやさくら通り、富士見通り、旭通り、北大通り、学園通り、矢川通り、都市計画道路3・4・14、都市計画道路3・5・9、JR南武線沿道、甲州街道、石田街道、都市計画道路3・3・15、都市計画道路3・3・2、都市計画道路3・4・3、多摩川堤防上の自転車道等を位置づけます。

また、国分寺市に立地する鉄道総合技術研究所とのネットワークを強化するため、引き込み線の緑道化を推進するほか、青柳崖線の連続性を生かした散策路の整備、矢川緑地保全地域との連続性を高める矢川、府中用水、本宿用水の遊歩道整備等を推進します。

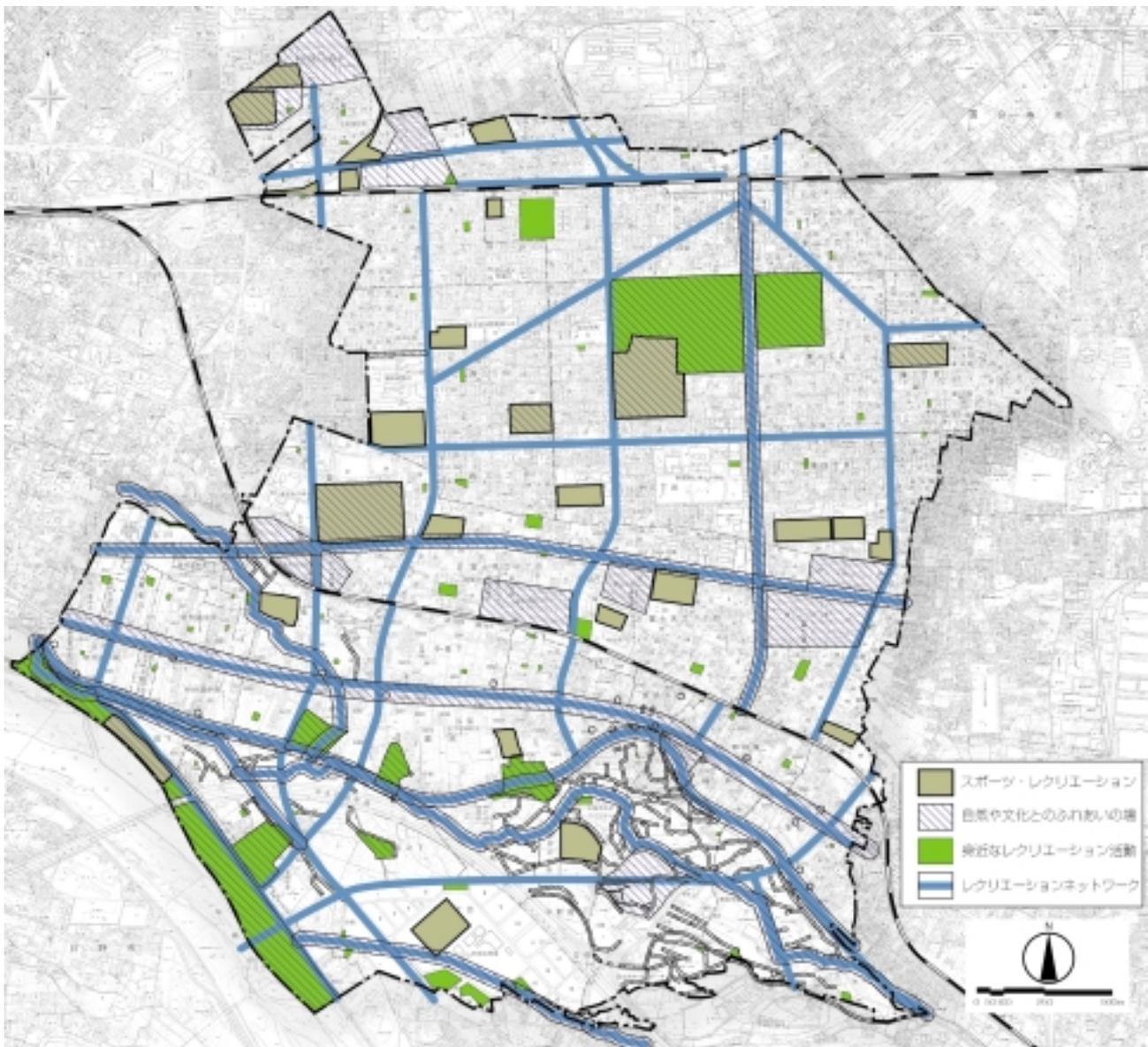
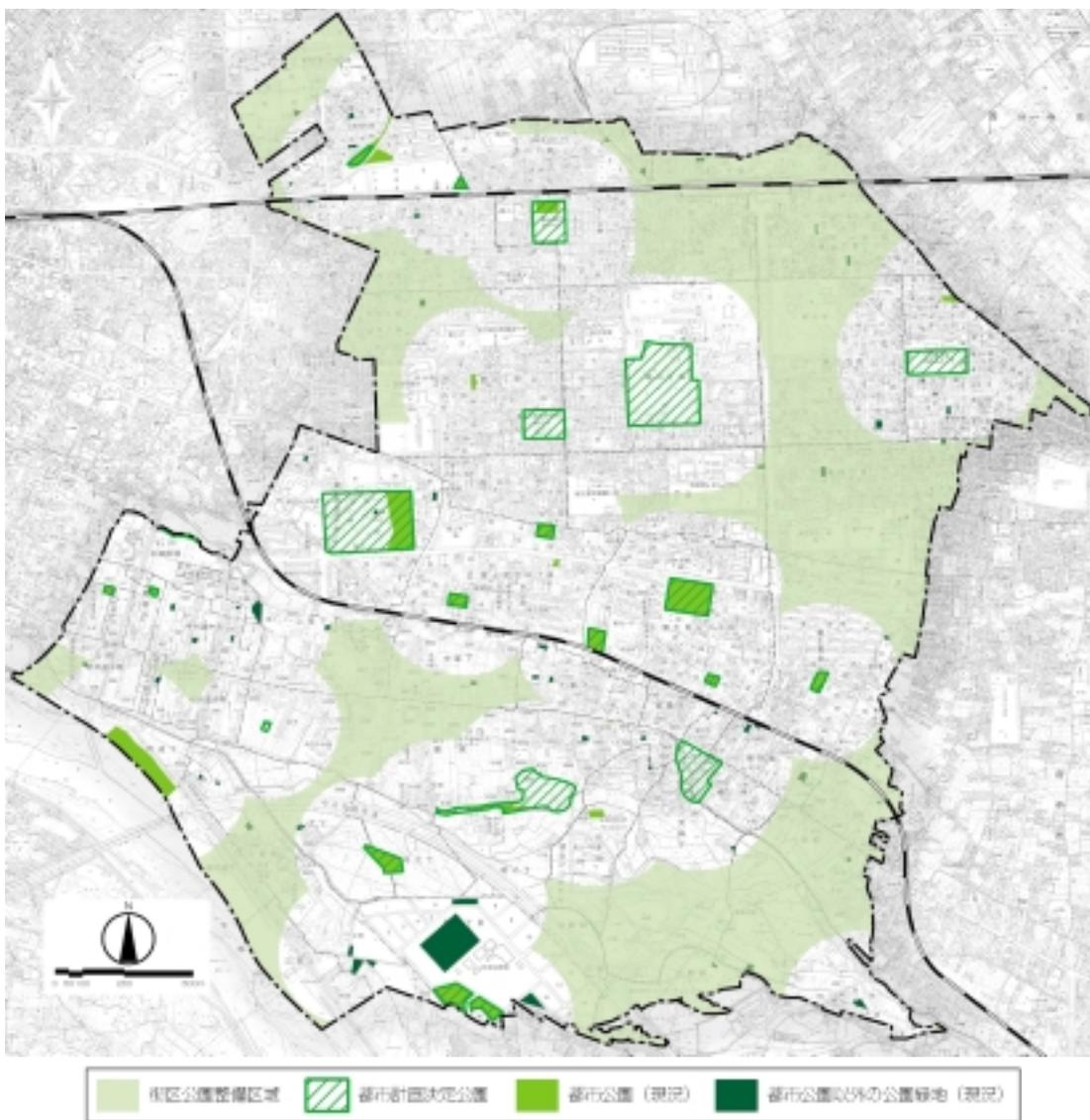


図 4-4 多様なニーズに応じたレクリエーション活動の場に資する緑地配置

表 4-4 都市公園の配置

種 別	配置計画
街区公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の公園緑地の利用が困難な地域（下図参照）を対象に、街区公園整備を推進します。</li> <li>・北部は、標準的な規模（2,500㎡）の街区公園用地の取得が困難であるため、多様な手法により身近な公園緑地の確保を目指します。</li> <li>・南部については、今後の都市基盤整備に併せ、標準的な配置を進めます。</li> <li>・児童遊園やちびっこ広場など、条例等の公園のうち、1,000㎡以上の公園緑地を街区公園として位置づけ、再整備を推進します。</li> </ul>



街区公園の整備を要する区域

種 別	配置計画
近隣公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 城山公園、谷保第三公園を近隣公園として整備します。</li> <li>・ 都市計画公園として位置づけられている天神公園、富士公園、西公園、東公園の公園化を推進します。</li> <li>・ 郵政研修所グラウンドを近隣公園として位置づけ、北部住民の多様なレクリエーション空間となるよう、計画的に公園化を推進していきます。</li> <li>・ 北第一公園の拡充を図り、近隣公園として整備を推進します。</li> <li>・ 流域下水処理場広場及び北多摩2号処理場敷地内にビオトープを整備し、関係機関と協議しながら、これらが一体的な近隣公園となるように公園化を推進します。</li> <li>・ 清化園跡地を、環境学習などが行える公園として整備します。</li> <li>・ 既存の寺之下親水公園の機能を高め、近隣公園として整備します。</li> </ul>
地区公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民がスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる、運動公園的な機能をもった地区公園として、既存の河川敷公園を位置づけます。</li> <li>・ 既存の矢川上公園の整備、拡充を進め、農業体験やスポーツ・レクリエーションなど多様なレクリエーションニーズに対応する総合公園的な機能を持った地区公園として公園化を推進します。</li> <li>・ 都市計画決定している国立中央公園は、市民の自然観察やレクリエーション活動の場、防災拠点となる地区公園として公園化を推進します。</li> </ul>
都市緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の青柳北緑地は、隣接する矢川緑地保全地域と一体的な動植物の貴重な生息、生育空間として確保するため、都市緑地として整備します。</li> <li>・ 北多摩2号処理場南に位置する谷保緑地を整備します。</li> <li>・ 貴重な水辺空間である矢川、府中用水、本宿用水の畦畔を緑道として整備します。</li> <li>・ 富士見台第三団地内に残る立川崖線樹林地は、自然空間としての活用に加え、多様な生物の生息、生育空間とするために、都市緑地として整備します。</li> <li>・ JR中央線から鉄道総合技術研究所に続く軌道跡地は、緑道として整備し、市街地と鉄道総合技術研究所内樹林地との連続性を高めます。</li> <li>・ 上新田緑道及び泉緑道を緑道として整備し、レクリエーション等の場としての機能向上を図ります。</li> </ul>

- (4) 安全で安心して暮らせる市街地の形成に関する計画 計画の考え方に基づき、安全で安心して暮らせる市街地の形成に関する緑のまちづくり計画を以下に示します。

#### 避難地の確保

広域避難地として一橋大学を位置づけ、機能向上を図るとともに、一次避難地については、1ha以上の学校等のグラウンドや矢川上公園一帯などの公園緑地を位置づけます。

これらの避難地の整備にあたっては、外周部における延焼遮断機能を高めるための緑化や、防災備蓄倉庫の設置、自然エネルギーを取り入れた照明施設など、災害時に必要な施設の確保を図ります。

また、こうした広域避難地及び一次避難地のほかに、身近な避難広場や市街地の不燃領域率を高めるオープンスペースを整備します。

#### 避難路の確保

広域避難地及び一次避難地の連続化に留意し、大学通り、富士見通り、旭通り、北大通り、さくら通り、学園通り、矢川通り、都市計画道路3・4・14、都市計画道路3・5・9及び富士見台第一団地東側道路、主要地方道43号立川・東大和線を位置づけます。

#### 延焼遮断帯の確保

延焼遮断帯となる緑地は、沿道施設の立地状況等を考慮し、JR中央線、大学通り、都市計画道路3・4・14、都市計画道路3・5・9、矢川通り、富士見通り、旭通り、さくら通りを位置づけます。

また、上述の基幹となる道路等に加え、土地利用に応じて、周辺の耐火建築施設やオープンスペースなどを確保し、可能な限り広幅員となるように整備します。

これらの道路等は、街路樹等の保全あるいは緑化を進め、樹木による建物倒壊の防止や延焼遮断機能を高めます。

さらに、身近な生活道路等についても、安全な避難路確保に向け、ブロック塀の生垣化等を推進します。

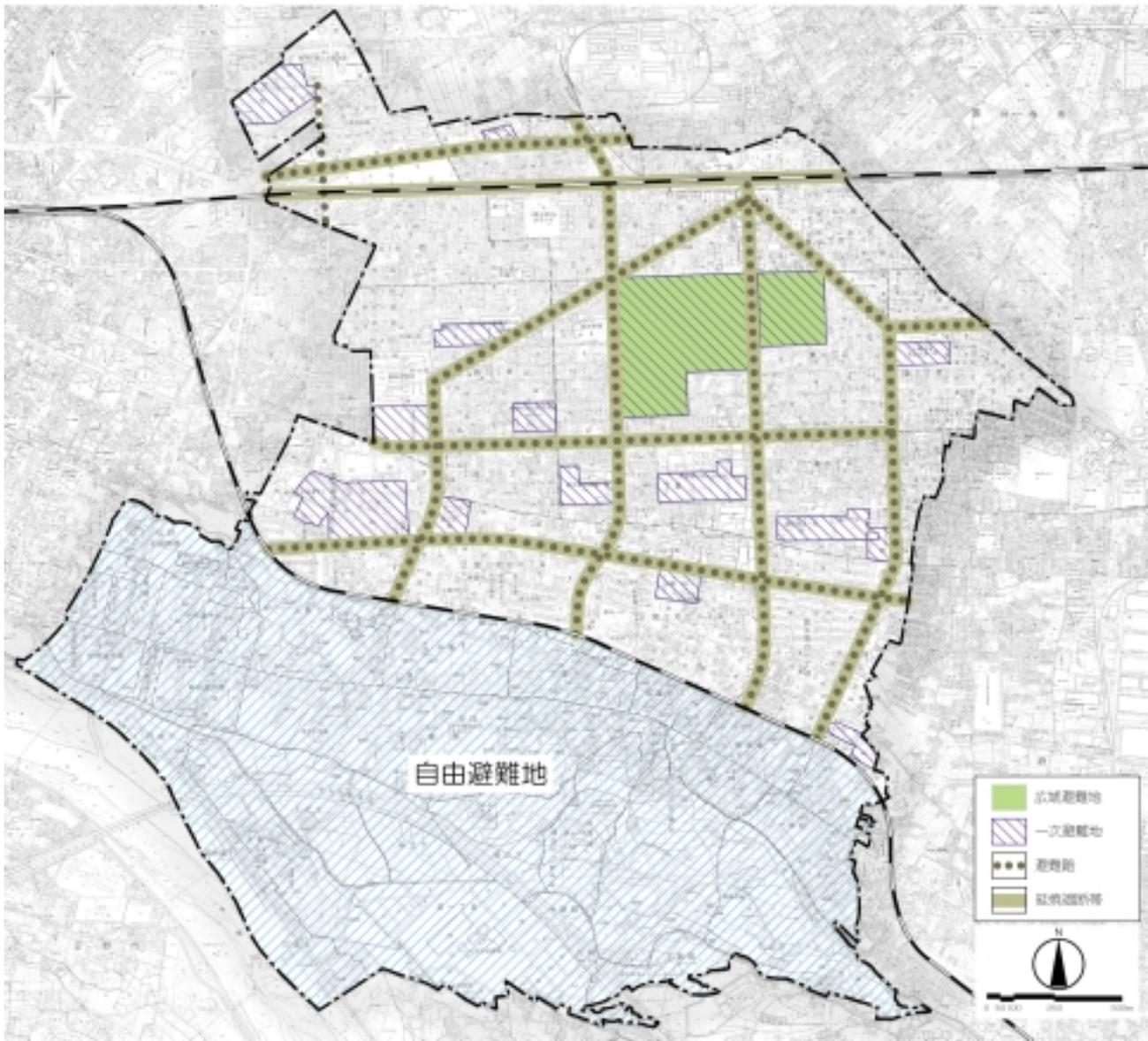


図 4-5 安全で安心して暮らせる市街地の形成に資する緑地配置

(5) 美しく風格が感じられる都市景観の形成に関する計画 緑地配置の考え方にに基づき、美しく風格が感じられる都市景観の形成に関する緑のまちづくり計画を以下に示します。

骨格的な都市景観の形成 骨格的な都市景観を構成する緑地として、ランドマークとなる緑地及び景観軸を形成する緑地を表 4-5 に示します。

表 4-5 骨格的な都市景観

景観要素	ランドマークとなる緑地	景観軸となる緑地
都市的景観	一橋大学をはじめとする教育施設、都営国立北三丁目第2アパート一帯、都営矢川北団地、富士見台団地などの大規模集合住宅、国立駅等の鉄道駅、市役所等の大規模公共施設(北多摩2号処理場、国立府中インターチェンジ周辺、清化園跡地)、大学通り、さくら通り	大学通り、さくら通り、富士見通り、旭通り、学園通り、北大通り、都市計画道路3・4・10、都市計画道路3・4・14、都市計画道路3・3・15、都市計画道路3・3・2、都市計画道路3・4・3、中央自動車道、JR中央線、JR南武線、国分寺崖線、立川崖線
歴史的景観	谷保天満宮や城山、南養寺、滝乃川学園などの歴史資源等と一体的なまとまりのある樹林地	甲州街道、石田街道、江戸街道、都道146号
自然的景観	樹林地、農地、用水路、湧水が一体となった緑地、多摩川	矢川、府中用水、多摩川、本宿用水、青柳崖線

地域特性に応じた景観の形成 国立市都市景観形成基本計画を踏まえ、自然地区、歴史的地区、住宅地区(低層)、住宅地区(中高層)、商業・業務地区(商業)、商業・業務地区(工業・業務)ごとの景観形成の計画を以下に示します。

自然地区 既存の樹林地や水辺景観を保全し、貴重な自然景観を維持します。都市基盤整備等を実施する場合には、その保全に努めるとともに、自然景観に配慮した施設整備を展開します。

多摩川は、自然植生に配慮した緑化等を推進するほか、野鳥等を見ることができる環境形成に努めます。

青柳崖線については、連続的な自然景観を再生するために、分断されている区間の緑化を推進します。また、一橋大学は、市街地中心部のランドマークとなる景観形成を推進します。

## 歴史的地区

甲州街道沿道の屋敷林の保全・復元を図り、伝統的なまちなみ景観を再生します。また、歴史的な景観の維持を図るため、谷保天満宮等の社寺境内地の樹林地を保全するとともに、周辺市街地の景観向上を推進します。

常夜燈などの小さな歴史資源周辺は、植栽等による修景緑化を推進します。

## 住宅地区（低層）

接道部緑化や庭などの緑化を進め、緑豊かな住宅景観を形成します。また、敷地の細分化を防止し、既存の屋敷林等が維持できるまちなみを誘導します。

地域の景観ポイントとなる、身近な公園緑地の整備を推進します。

## 住宅地区（中高層）

既存樹林地や高木等の保全及び緑化を進め、まとまりのある樹林地景観を確保します。また、駐車場や接道部の緑化を推進し、沿道景観を向上します。

屋上緑化や壁面緑化により、規模を生かしたランドマークの形成を推進します。

## 商業・業務地区（商業）

まちなみの潤いを高めるために、店先のコンテナ緑化やハンギングバスケットによる緑化を推進します。また、可能な場合には、商店街をコミュニティ通り等として整備し、樹木等の植栽を進めます。

商業施設の壁面緑化や屋上緑化を進め、連続的な緑の景観が確保されるようなまちづくりを誘導します。

## 商業・業務地区（工業・業務）

敷地内や接道部において、高木を中心とした緑化を推進し、周辺地域との調和を高めます。

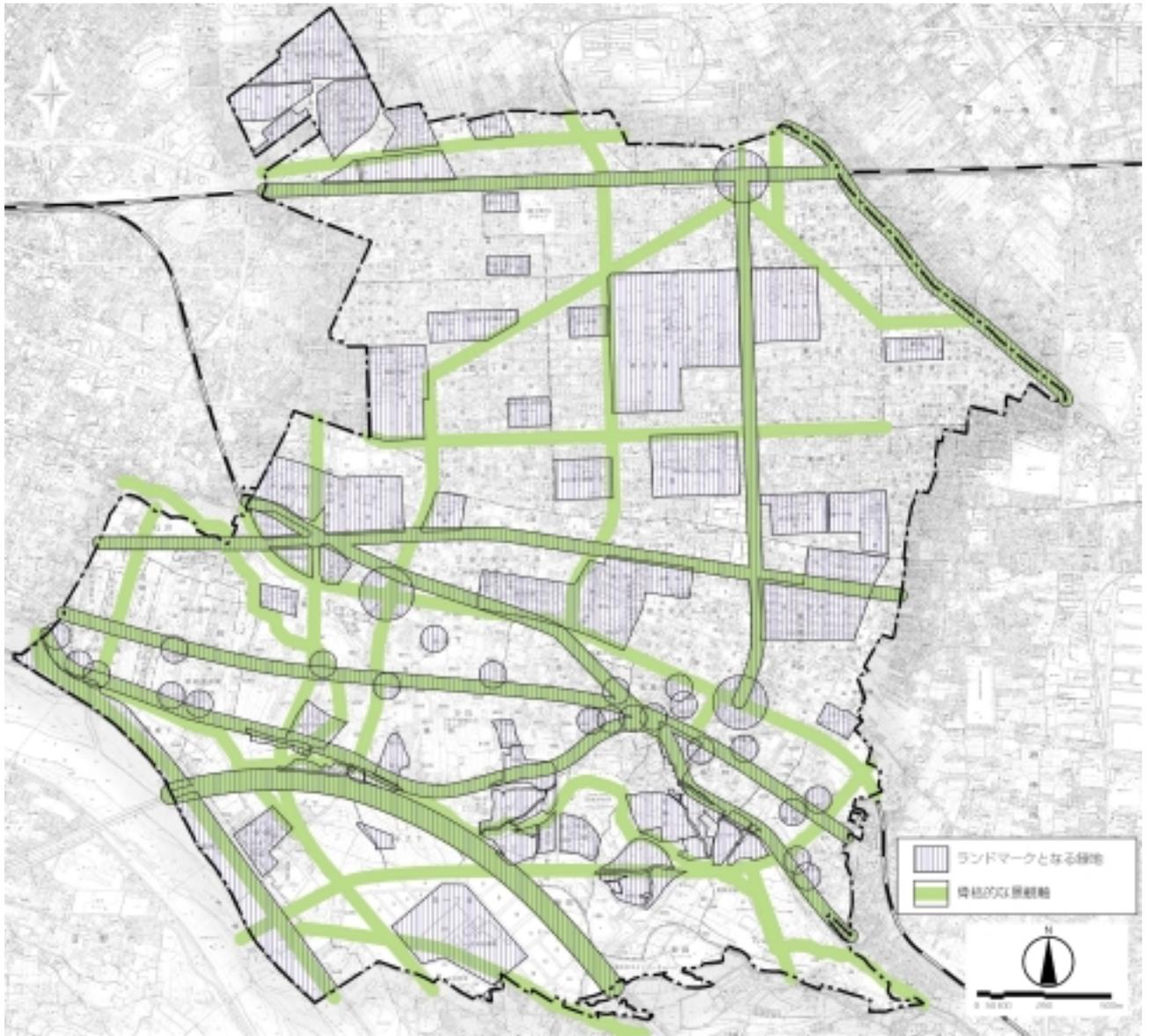


図 4-6 美しく風格が感じられる都市景観の形成に資する緑地配置



大学通りの都市的景観



青柳崖線周辺の自然的景観

(6) 総合的な緑のまちづくり計画

5つの方針別計画の具体化にあたり、取り組むべき計画の視点として、「保全・育成」\*1、「復元・再生」\*2、「創出・向上」\*3を設定し、その内容及び配置計画を表4-6、図4-7に示します。

また、この計画内容を踏まえ、緑のまちづくりイメージを以下に示します。

表4-6 総合的な緑のまちづくり計画

	計画内容	対象となる主要な緑地
緑の保全・育成	<p>現在残されている樹林地や水辺、農地を自然に配慮した公園緑地として整備し、さらに地域制緑地の指定により担保性を高めます。</p> <p>緑地空間の保全に加え、生物の生息、生育等の質的な維持及び向上を図るため、市民とともに緑地の維持、管理を展開していきます。</p> <p>市民の自然環境意識を向上するため、貴重な自然空間を環境学習や体験の場として活用していきます</p>	<p>一橋大学 / 郵政研修所内樹林地 / 桐朋学園ミヤバヤシ / 大学通り / さくら通り / 矢川 / 青柳崖線樹林地 / 谷保天満宮 / 城山 / 南養寺 / 滝乃川学園 / 府中用水 / 本宿用水 / 農地 / 多摩川 / 住宅地内の雑木林・屋敷林</p>
緑の復元・再生	<p>住宅団地や大規模な公共施設等を対象に、エコロジカルネットワークの形成に留意し、雑木林の復元等による自然環境を再生します。</p> <p>青柳崖線をはじめとする、崖線樹林地の連続性を復元します。</p> <p>甲州街道沿道の屋敷林と農地が一体となった風景を維持、再生します。</p>	<p>集合住宅 / 北多摩2号処理場 / 国立府中インターチェンジ / 国分寺崖線 / 立川崖線 / 青柳崖線(市街化部) / 甲州街道沿道市街地</p>
緑の創出・向上	<p>市民のレクリエーション活動や、生物の生息拠点等を確保するため、公園緑地の整備や既存施設の有効活用を推進します。</p> <p>都市環境の向上等に向け、公共施設や民有地の緑化を推進します。</p> <p>都市景観の向上やレクリエーションネットワーク、エコロジカルネットワークを形成するため、道路の緑化や歩行空間の整備を推進します。</p>	<p>公園緑地 / 未供用の都市計画道路 / 学校 / 市役所等の公共施設 / 住宅地 / 商業地 / 業務地</p>

\* 1 保全・育成：良好な樹林地や水辺等の緑が存在し、その維持及び質的な向上を図る地区を対象とします。

\* 2 復元・再生：確保されている緑地をベースに、緑の質的な向上を図る地区を対象とします。

\* 3 創出・向上：公園や道路整備と併せ、新たな緑を創出する地区を対象とします。

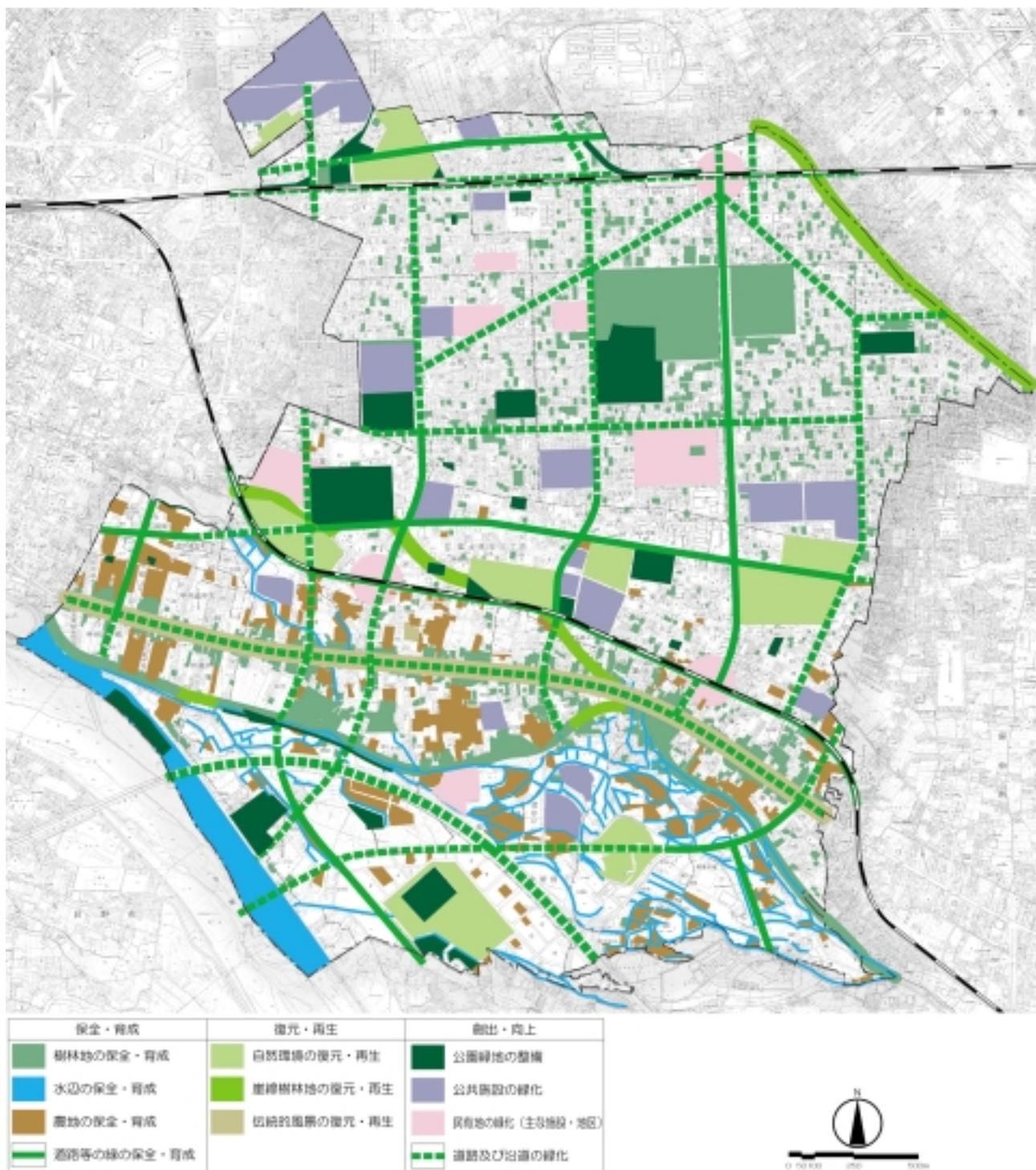
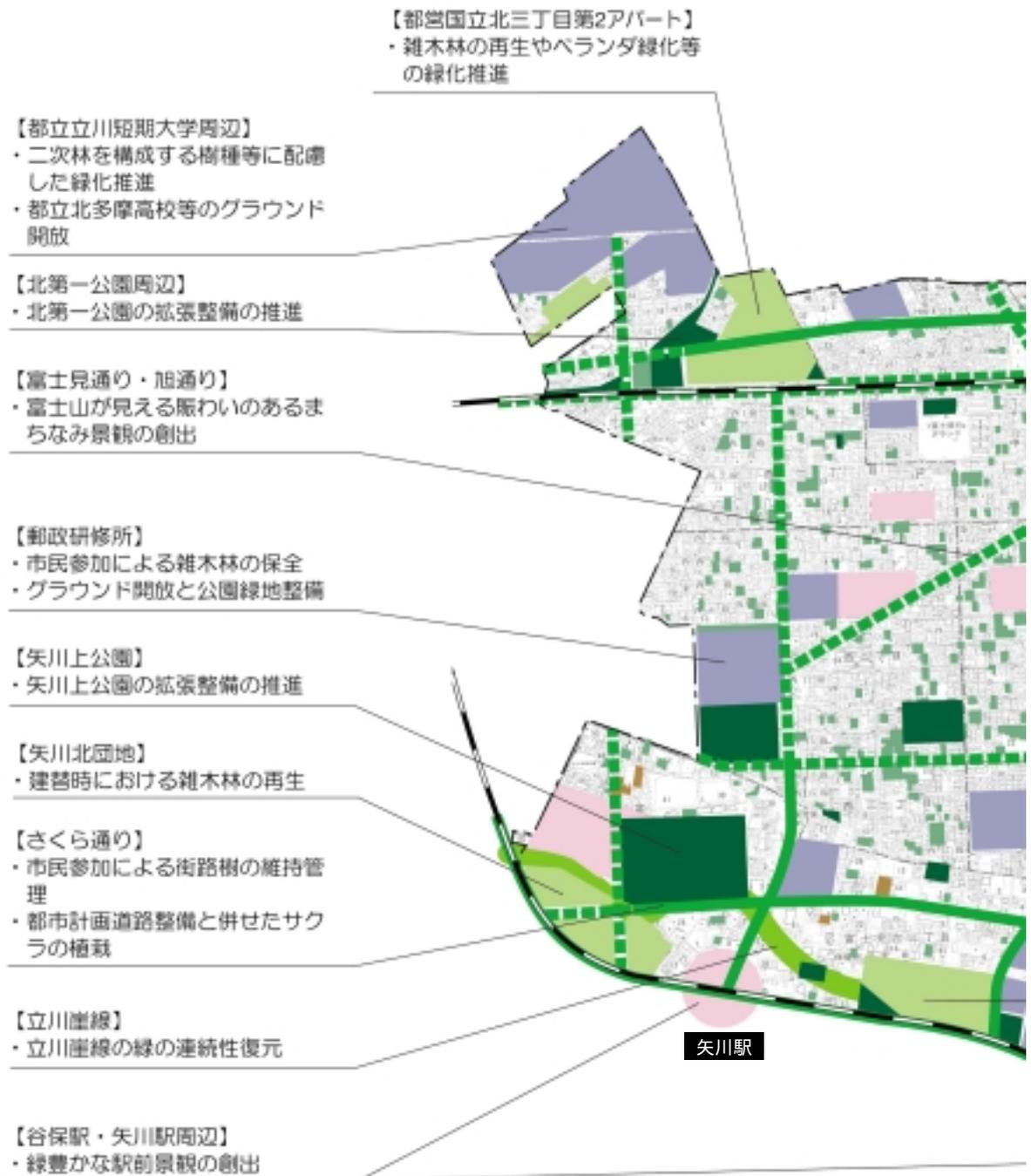


図 4-7 緑の基本計画図

## 北部地域の緑のまちづくりイメージ



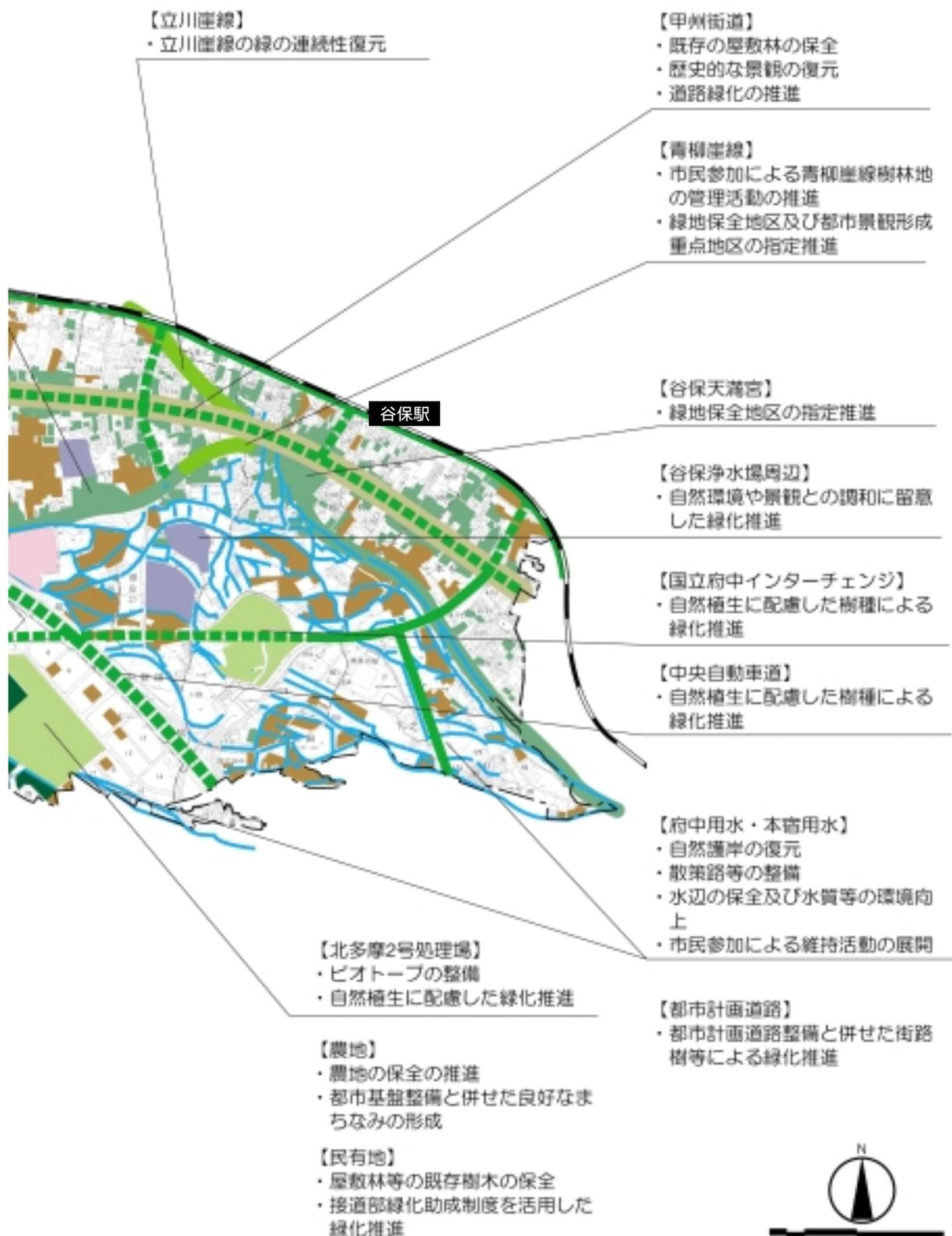
保全・育成	復元・再生	創出・向上
樹林地の保全・育成	自然環境の復元・再生	公園緑地の整備
水辺の保全・育成	崖線樹林地の復元・再生	公共施設の緑化
農地の保全・育成	伝統的風景の復元・再生	民有地の緑化（主な施設・地区）
道路等の緑の保全・育成		道路及び沿道の緑化



## 南部地域の緑のまちづくりイメージ



保全・育成	復元・再生	創出・向上
樹林地の保全・育成	自然環境の復元・再生	公園緑地の整備
水辺の保全・育成	崖線樹林地の復元・再生	公共施設の緑化
農地の保全・育成	伝統的風景の復元・再生	民有地の緑化（主な施設・地区）
道路等の緑の保全・育成		道路及び沿道の緑化



## 5-1. 施策の体系

緑のまちづくりの展開にあたり、以下に示す施策を推進していきます。

## 緑の保全・育成

- 1 骨格的な緑の保全 緑の骨格を形成するまとまりのある緑や連続性の高い緑を、地域制緑地の指定や公園緑地として整備し、担保していきます。
- 2 まちなかの緑の保全 市街地内に分布する屋敷林や雑木林、大木などを保全するために、保存樹林等の指定を推進します。
- 3 農地の保全 生産緑地地区の指定を推進し、拡充を図るとともに、生産緑地制度を補完する農地の保全策を講じていきます。
- 4 緑の維持管理に向けた支援 緑地所有者が適正に緑地を維持管理していけるように、多様な側面から支援します。
- 5 自然とのふれあいの場の確保 気軽に自然とふれあうことのできる場を確保するとともに、自然環境に関する学習等の機会を増大します。

## 緑の復元・再生

- 6 自然環境の復元 多様な生物の生息、生育空間の形成や、地域特性に配慮した緑化の推進により、豊かな自然環境を復元します。
- 7 環境共生型まちづくりの推進 既存の自然環境を継承するとともに、住宅地等の緑のリサイクルを進めるなど、環境共生型のまちづくりを展開します。
- 8 伝統的な風景の再生 田園景観や甲州街道沿いの歴史的景観、青柳崖線の特徴的な景観、雑木林をはじめとする武蔵野の風景等の再生を進めます。

## 緑の創出・向上

- 9 公園緑地の整備 市民の健康づくりやレクリエーション活動を推進するとともに、安全に暮らすことのできる公園緑地の確保に努めます。
- 10 緑のネットワーク整備 限られた公園緑地を効果的に活用するために、公園間を結ぶ緑のネットワークを整備し、公園緑地の利用環境を高めます。
- 11 市街地の緑化推進 都市環境の向上に向け、民有地や主要な施設での緑化を推進していきます。
- 12 民有地緑化に対する支援 市街地の大部分を占める民有地の緑化を促進するため、市民や事業者等に対し、助成や適正な指導を図っていきます。

## 5-2. 施策展開手法

### (1) 緑の保全・育成の施策展開手法

#### 骨格的な緑の保全

施策展開の手法	内 容	対象地区
緑地保全地区の指定	風致景観が優れている緑地、動植物の生息、生育地として適正に保全する必要がある緑地について、緑地保全地区の指定を推進します。	一橋大学 / 谷保天満宮 / 南養寺 / 滝乃川学園 / 青柳崖線(樹林地)
風致地区の指定	都市の風致(樹林、水辺地等の自然豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然環境)を維持するため、都市計画法に基づき風致地区の指定を推進します。	一橋大学
歴史環境保全地域の拡充	現在、指定されている谷保の城山歴史環境保全地域の指定継続とともに、ハケ下の農地や古民家なども一体的に保全されるよう、指定地域の拡大を都に要請します。	谷保の城山歴史環境保全地域及び周辺の農地や水路
都市緑地の整備	都市の自然的な環境の保全・改善及び都市景観の向上に加え、自然学習等を通じた自然環境保護意識を高める場として、谷保緑地や青柳北緑地などを都市緑地として整備します。 また、土地区画整理事業等と一体的に、崖線樹林地の保全に向けた公園整備を推進します。	谷保緑地 / 青柳北緑地 / 四軒在家土地区画整理事業内緑地(青柳崖線樹林地)

#### まちなかの緑の保全

施策展開の手法	内 容	対象地区
保存樹林の指定	国立市緑化推進条例に基づき、330㎡以上の樹林で、樹木が健全かつ樹林の樹容が美観上優れている地区を保存樹林として指定を推進します。	住宅地内の樹林 / 屋敷林等
特別緑地の指定	国立市緑化推進条例に基づき、樹林や樹木、草地等がある約3,000㎡以上の緑地、あるいは動植物の生育地で、その保全または繁殖を図ることが望ましい地区を特別緑地として指定を推進します。	団地内樹林地等
保存樹木の指定	国立市緑化推進条例に基づき、該当する樹木を保存樹木として指定を推進します。	住宅地内の樹林 / 屋敷林 / 街路樹等

## 農地の保全

施策展開の手法	内 容	対象地区
生産緑地地区の指定推進及び拡充	生産緑地地区に指定されている農地は、その指定を継続するよう地権者や所有者に協力を呼びかけます。また、生産緑地地区の指定要件を満たす宅地化農地は、その保全に向け、生産緑地地区として追加指定を働きかけていきます。	生産緑地地区 / 生産緑地地区指定要件を満たす宅地化農地

## 緑の維持管理に向けた支援

施策展開の手法	内 容	対象地区
緑地所有者との利用・管理協定の締結	都市緑地保全法による管理協定制度を包含し、緑地所有者と市民団体等が利用の契約を結び、緑地の開放と市民参加による緑地の維持、管理が行えるような利用協定の制度化を検討します。	緑地保全地区や市民緑地等の緑地
自然環境管理ボランティア活動の推進	生態的な視点により、市民が主体となった緑地管理活動を推進します。また、緑地保全活動拠点となる空間を提供するとともに、必要な器具等の無償貸与を推進します。	全域
市民参加による自然環境調査の実施	自然環境の保全に向けた日頃からの監視活動の一環として、自然環境調査を推進します。また、市民の参加によるこうした活動を通し、自然環境に対する認識や意識を高めていきます。	全域
桜守活動の推進と拡大	大学通り及びさくら通りについては「桜守」活動の推進により、その適正な維持、管理を図ります。また、その他の道路の街路樹は、関係者、近隣住民との協力により、維持、管理の適正化を図ります。	街路樹のある道路
緑地保全のための基金創設	緑地保全地区や生産緑地地区等の公有地化に対応するため、市民や企業などからの寄付による緑地保全基金の創設を検討します。	全域

自然とのふれあいの場の確保

施策展開の手法	内 容	対象地区
市民緑地契約の締結	300 m <sup>2</sup> 以上の樹林地や草地等の緑地を対象に、市民緑地契約を締結し、緑地の保全と市民への開放を推進します。	郵政研修所及び桐朋学園内樹林地
市民農園の整備	市民の農業体験やレクリエーションの場となる市民農園の整備を推進します。	農地
自然観察会等の実施	市民ボランティアなどの協力により、自然観察会や学習会など、自然環境に対する理解を深める企画の実施を推進します。	樹林地 / 用水路 / 河川等
農業体験学習会の開催	農業とのふれあいを高めるとともに、多様なレクリエーションニーズに対応するため、営農者等の協力を得た上で、農業体験学習会の実施を推進します。	農地

(2) 緑の復元・再生の施策展開手法

自然環境の復元

施策展開の手法	内 容	対象地区
自然植生に配慮した植栽の推進	南部の大規模な公共施設や、公園緑地及び都市基盤整備を実施する地区等で、自然植生に配慮した緑化を推進します。	南部の主要な施設等
ビオトープの形成	多様な動物の生息地となる自然空間の再生に向け、学校や公園緑地などを活用し、立地特性に配慮した植物の再生や水辺空間の確保を推進します。	学校 / 公園 / 河川敷 / 公共施設 / 住宅団地等
水辺の自然護岸整備	矢川や府中用水、本宿用水などの護岸で、コンクリート三面張りになっている区間は、自然護岸への改修を進め、多様な水辺環境を確保します。	矢川 / 用水路
広域的な自然環境保全への取り組み	多摩川や矢川等の自然環境の保全、再生に向け、広域的な取り組みを展開します。	多摩川 / 矢川

## 環境共生型まちづくりの推進

施策展開の手法	内 容	対象地区
緑のリサイクル推進	住宅や公園等の緑の管理によって集められる落ち葉や剪定枝は、堆肥化やチップ化などのリサイクルを行い、有効活用します。	全域
グリーンバンクシステムの構築	住宅の建て替え等に伴い、樹木が伐採されることを防止するため、公園緑地内や苗畑などへの一時的な移植や、希望する市民に斡旋するシステムの構築に努めます。 また、自然環境に配慮した緑化の推進にあたり、市民参加により、サクラやクヌギ等の国立にふさわしい樹木の生産を推進します。	全域

## 伝統的な風景の再生

施策展開の手法	内 容	対象地区
二次林の再生	北部の大規模な施設や崖線が分断されている区間、住宅地等において、二次林を構成する樹種による緑化を推進します。	北部の大規模施設 / 崖線が分断されている区間
屋敷林の再生	甲州街道沿道地区を中心に、屋敷林の再生に努めるとともに、諸条件により再生が困難な敷地では、高い垣根等による接道部緑化を進め、歴史的な景観の再生を推進します。	甲州街道沿道等
歴史・文化資源周辺の緑化の推進	常夜燈や遺跡などの歴史、文化資源を保全、活用するために、ポケットパーク等の整備を図るとともに、歴史的な景観がイメージできる緑化を推進します。	歴史・文化資源
都市景観形成重点地区の指定	都市景観形成基本計画に基づき、都市景観形成重点地区の指定を推進し、住民合意による良好な斜面景観や美しいまちなみの維持、再生を誘導します。	大学通り / 青柳崖線

(3) 緑の創出・向上の施策展開手法

公園緑地の整備

施策展開の手法	内 容	対象地区
身近な公園緑地の整備	<p>都市基盤整備等に併せ、身近な公園を計画的に確保していきます。</p> <p>北部を中心とした既成市街地では、用地取得が困難なため、短期的な土地の賃貸契約による広場等の確保を進めます。</p>	全域
地域の拠点となる都市公園の整備	<p>スポーツ・レクリエーション活動の場、高齢者の健康づくりの場、自然環境とのふれあいの場、さらに、都市緑化の推進拠点等となる近隣公園及び地区公園整備を推進します。</p>	近隣公園 / 地区公園
公園緑地の再整備	<p>自然環境の向上を図るため、自然に配慮した植栽やビオトープの形成を推進します。</p> <p>また、既存の公園緑地の機能を高めるため、施設のバリアフリー化や安全対策など、利用ニーズに応じた再整備を推進します。</p>	既存の公園緑地
公園緑地の代替施設の有効活用	<p>計画的な公園緑地の確保が困難な地区では、学校のグラウンド等の機能向上を図り、公園緑地の代替施設として有効活用を図っていきます。</p>	学校グラウンド等
市民参加型公園の整備	<p>公園緑地の再整備や新たな整備を行う際には、ワークショップ等による市民参加型公園づくりを実施し、利用ニーズに対応した公園緑地整備を推進します。</p> <p>また、その際には、できるだけ多くの市民に参加してもらうため、自治会やPTA、ボランティア団体等と連携していきます。</p>	全公園緑地

緑のネットワーク整備

施策展開の手法	内 容	対象地区
道路緑化の推進	都市計画道路整備と併せ、街路樹や植栽帯の確保を推進します。また、甲州街道や学園通りなどの街路樹等の確保が望ましい既存道路については、沿道敷地の協力によるセットバック、歩道空間の拡幅などにより緑化を推進します。	都市計画道路 / 街路樹が整備されていない広幅員道路
接道部緑化の推進	住宅等の接道部では、生垣化や植栽帯の設置を進め、市街地の景観や都市環境、防災機能の向上を図っていきます。	全域
水辺緑化の推進	多摩川は、河川管理者との協力により、自然を再生する緑化を進め、水辺環境の向上に務めるとともに、市民のレクリエーションの場として整備を進めます。また、矢川及び用水路では、自然環境の特性に応じた緑化を推進します。	多摩川 / 矢川 / 用水路
水辺の親水化	市民との協働により、矢川や府中用水、本宿用水の一部を親水化し、身近な水辺レクリエーション空間を創出します。	矢川 / 用水路
遊歩道・散策路の整備	緑地保全地区や歴史環境保全地域、都市緑地、市民緑地内で、良好な自然環境の中で散策を楽しむことができる散策路の整備を推進します。 また、市内の主な自然空間を周遊できる遊歩道整備を推進します。	緑地保全地区 / 歴史環境保全地域 / 都市緑地 / 市民緑地等

市街地の緑化推進

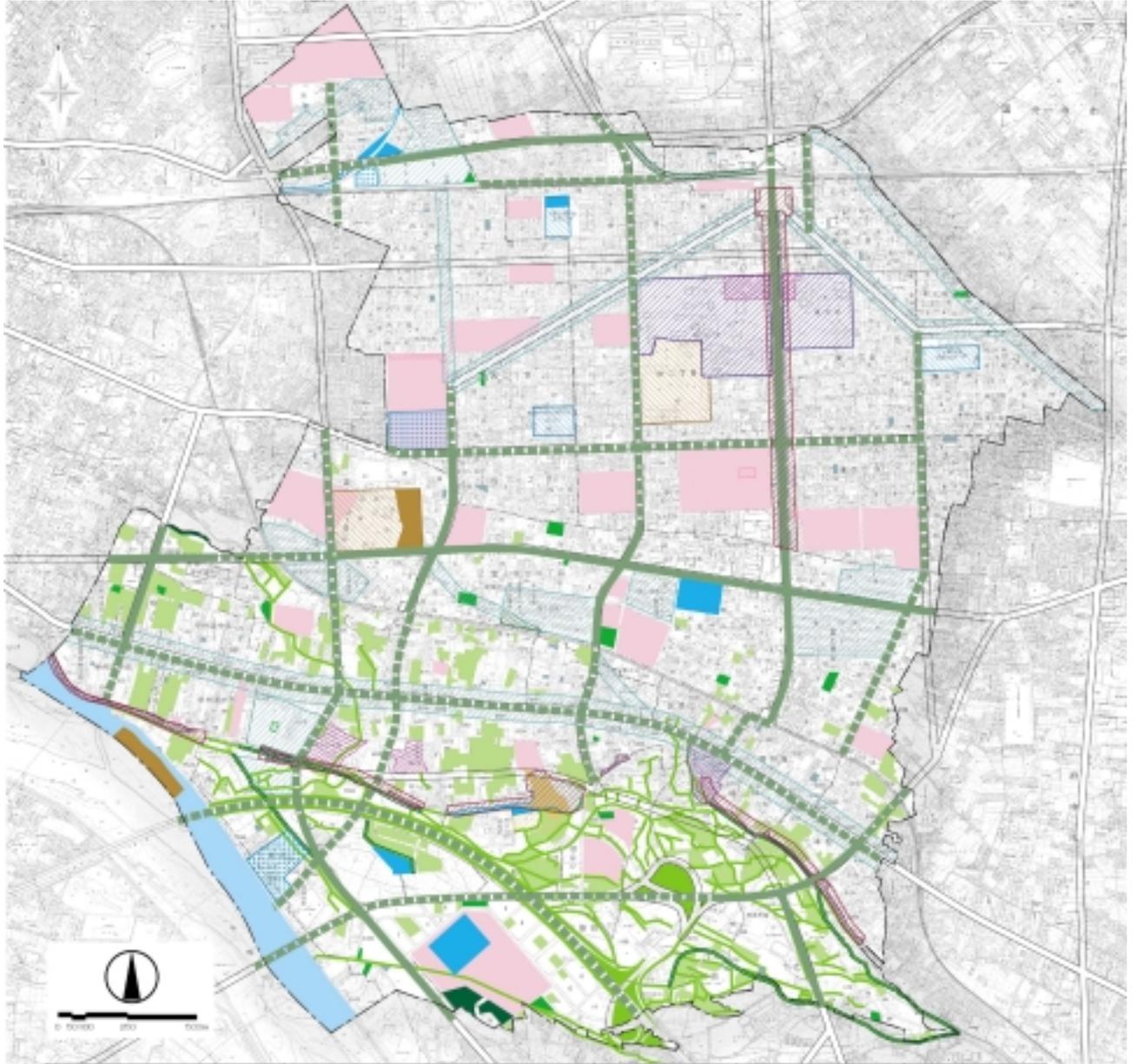
施策展開の手法	内 容	対象地区
住宅地等の安全緑地整備	子供や高齢者が安全に通行できる道路空間を確保するため、狭隘な道路の交差点付近の角地などで、見通しを高める空地の確保と低木等による緑化を推進します。	全域
駐車場緑化の推進	高木等による緑化を推進するとともに、舗装面の草地化などを推進します。	全域
建築物の緑化の推進	市役所や学校、集合住宅などの比較的規模の大きな施設を対象に、屋上や壁面の緑化を推進します。	規模の大きい公共施設、集合住宅等
市民花壇の整備	公共施設や公園の敷地を活用し、市民参加型花壇の整備を推進します。	公共施設 / 公園緑地
学校グラウンドの緑化	都市環境を改善するとともに、子供たちの安全なスポーツ活動を推進するため、グラウンドの芝生化を推進します。	学校
緑化施設整備計画制度の活用	緑化重点地区内において、敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の施設を対象に、緑化施設整備計画認定制度を活用し、民有地緑化の推進を図ります。	民間集合住宅 / 市街地再開発事業区域等
緑地協定の締結	都市景観等の維持・向上が求められる地区において、住民の合意に基づき、緑地協定の締結を推進します。 また、都市基盤整備事業を展開する地区は、緑地協定を締結し、緑豊かなまちづくりを推進します。	住宅団地 / 国分寺・立川崖線 / 富士見通り沿道 / 旭通り沿道 / 甲州街道沿道 / 西五条沿道
地区計画制度の導入	都市基盤整備事業等を展開する地区は、地区計画制度により、接道部の生垣化等に関する内容を定め、適切なまちづくりを誘導します。	土地区画整理事業区域 / 都市計画道路沿道等

民有地緑化に対する支援

施策展開の手法	内 容	対象地区
接道部緑化に対する助成	国立市緑化推進条例に基づき、ブロック塀の生垣化や生垣の新設に対して助成する接道部緑化助成制度の活用を図り、住宅地等の緑化を推進します。	全域
緑化指導要綱の制定	東京の自然の保護と回復に関する条例及び開発指導要綱や検討中のまちづくり条例との整合を図り、一定規模の開発等に対する緑化基準を設定し、民有地の緑の保全と緑化を推進します。	全域
緑化ガイドラインの作成	生垣緑化や建築物の緑化、その他コンテナ緑化などの多様な緑化手法の解説、国立にふさわしい樹種、参考となる緑化事例の紹介等を内容とするガイドブックの作成を推進します。	全域
オープンガーデンの推進	オープンガーデン制度を創設し、個人住宅の庭などの一般公開によって、近隣住民の憩いの場となる緑地空間の確保を推進します。	全域
緑の普及、啓発活動の推進	緑の普及、啓発に向け、以下のような施策を推進します。	全域
緑化・園芸教室の実施	市民ボランティアや専門家により、緑の維持、管理やガーデニングなどについて学習できる教室の開催を推進します。	
緑化相談窓口の設置	市民ボランティア等の協力により、市民が気軽に緑化や園芸に関する相談が行える窓口の設置を推進します。	
緑化リーダーの養成	緑化や園芸に関する専門的な知識を有し、地域の緑化活動を指導する緑化リーダーの養成を推進します。	
緑化イベントの実施	桜祭りやガーデニングコンテストなどのイベントを開催し、市民の緑化意識を高めていきます。また、こうしたイベントを通し、花苗の配布などの実施を検討します。	
緑化顕彰制度の制定	緑化の普及、啓発等において、功績が認められる個人や団体を対象に表彰する緑の顕彰制度の創設を推進します。	

### 5-3. 実現のための施策の方針図

施策の展開に基づき、目標年次に向け確保する緑地等を図 5-1 に示します。



緑地	現況	目標年次 確保	将来	緑地	現況	将来	緑地	現況	将来
公園緑地等	街区公園			*1	その他の公共空地		社会通念上安定した緑地		*3
	近隣公園				緑地保全地区		遊歩帯		
	地区公園				生産緑地地区		*2		
	都市緑地				扇状地区				
	業務等の公園				河川区域				
				歴史環境保全地域					
				市民緑地					
				緑地指定区域					
				都市景観形成重点地区					

- \* 1 街区公園の将来については、43ページの街区公園の配置計画を参照。
- \* 2 生産緑地地区の追加指定については、農地所有者の意向等を踏まえ適宜推進。
- \* 3 高校、中学、小学校及び市役所等の公共施設については、緑地量として計上しない。

図 5-1 実現のための施策の方針図

## 6 緑化重点地区

### 6-1. 緑化重点地区の設定

- (1) 緑化重点地区とは 緑化重点地区とは、緑化重点地区総合整備事業や緑化施設整備計画の認定等、集中的な都市公園事業や緑化推進事業を展開することで、緑の基本計画が目指す緑の将来像等を目に見える形にするために設定する地区です。この地区の設定は、緑の基本計画策定の目的を、より早期に達成することにつながります。
- (2) 緑化重点事業について 重点的な課題を踏まえ、緑化重点事業として取り組むべき視点を以下に示します。
- 重要な緑地を永続的に担保すること
  - 緑被率を全体的に向上すること
  - 身近な公園緑地を整備すること
  - 上記3項目について、市民とともに展開すること
- (3) 緑化重点地区の設定 重点的な緑化事業は、市民の意見等を総合的に判断すると、既存の自然環境を維持していくことが最も重要な事項といえます。そのためには、特定の地区にしばられず、重点的に保全すべき緑地がもれなく対象となる地区設定が望ましいといえます。
- また、緑化重点地区総合整備事業を念頭に置くと、公園整備や公共施設緑化の実施可能性が高い場所は分散しています。さらに、緑化施設整備計画認定制度の対象となる開発行為等は、現段階において予測不能です。そのため、緑化重点地区の設定は、実現の可能性を考慮し、緑化事業箇所をある程度絞り込むことを前提に市域全域とします。
- (事業実施の必要により、緑化重点地区の細分化を図ることがあります。)
- (4) 緑化重点事業対象緑地の設定 緑化重点事業の対象とする緑地は、重要な緑地の確保、緑被率の向上、公園緑地の確保、を念頭に置き、表6-1の考え方にに基づき、表6-2、図6-1に抽出します。また、これらの緑地は、エコロジカルネットワークの骨格として位置づけます。

表 6-1 緑化重点事業対象緑地の抽出の考え方

抽出の視点	抽出の考え方
重要な緑地の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市環境形成上、重点的な保全が望まれる緑地。</li> <li>・既存の自然空間を有し、「中核地区」及び「回廊地区」の骨格を担う緑地。</li> </ul>
緑被率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化の推進が望ましい学校や都市計画道路（未供用）、公共施設。</li> <li>・「回廊地区」の主軸となる民有地。</li> </ul>
公園緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備の実現性が高く、「拠点地区」や「回廊地区」の一部を形成する都市計画公園等の公園緑地。</li> </ul>

表 6-2 緑化事業の対象となる緑地

視点	対象となる緑地	生態的な位置づけ			ビオトープタイプ
		中核地区	拠点地区	回廊地区	
重要な緑地の確保	一橋大学				雑木林 + 公園
	谷保天満宮一帯				社寺 + 崖線
	城山一帯				雑木林 + 崖線 + 水田 + 畑 + 大小河川
	滝乃川学園一帯				雑木林 + 崖線 + 水田 + 畑 + 大小河川
	多摩川				大小河川
	大学通り				道路
	さくら通り				道路
	矢川				大小河川 + 屋敷林
	青柳崖線樹林地				崖線
	府中用水				大小河川
緑被率の向上	学校				学校
	都市計画道路（3・4・10、3・3・2、3・3・15）				道路
	市役所一帯				緑の多い住宅地
	北多摩2号処理場				緑の多い住宅地
	集合住宅（富士見台団地、都営矢川北団地）				住宅団地
	国立駅前広場				緑の多い住宅地
	国立駅南口駐車場等施設				緑の多い住宅地
	低層住宅地				緑の多い住宅地

視点	対象となる緑地	生態的な位置づけ			ビオトープタイプ
		中核地区	拠点地区	回廊地区	
公園緑地の整備	北第一公園				公園
	(仮) 鉄道敷跡地公園				公園
	東公園				公園
	(仮) 郵政公園				公園
	(仮) 清化園跡地公園				公園
	(仮) 西一丁目緑地				雑木林 + 公園

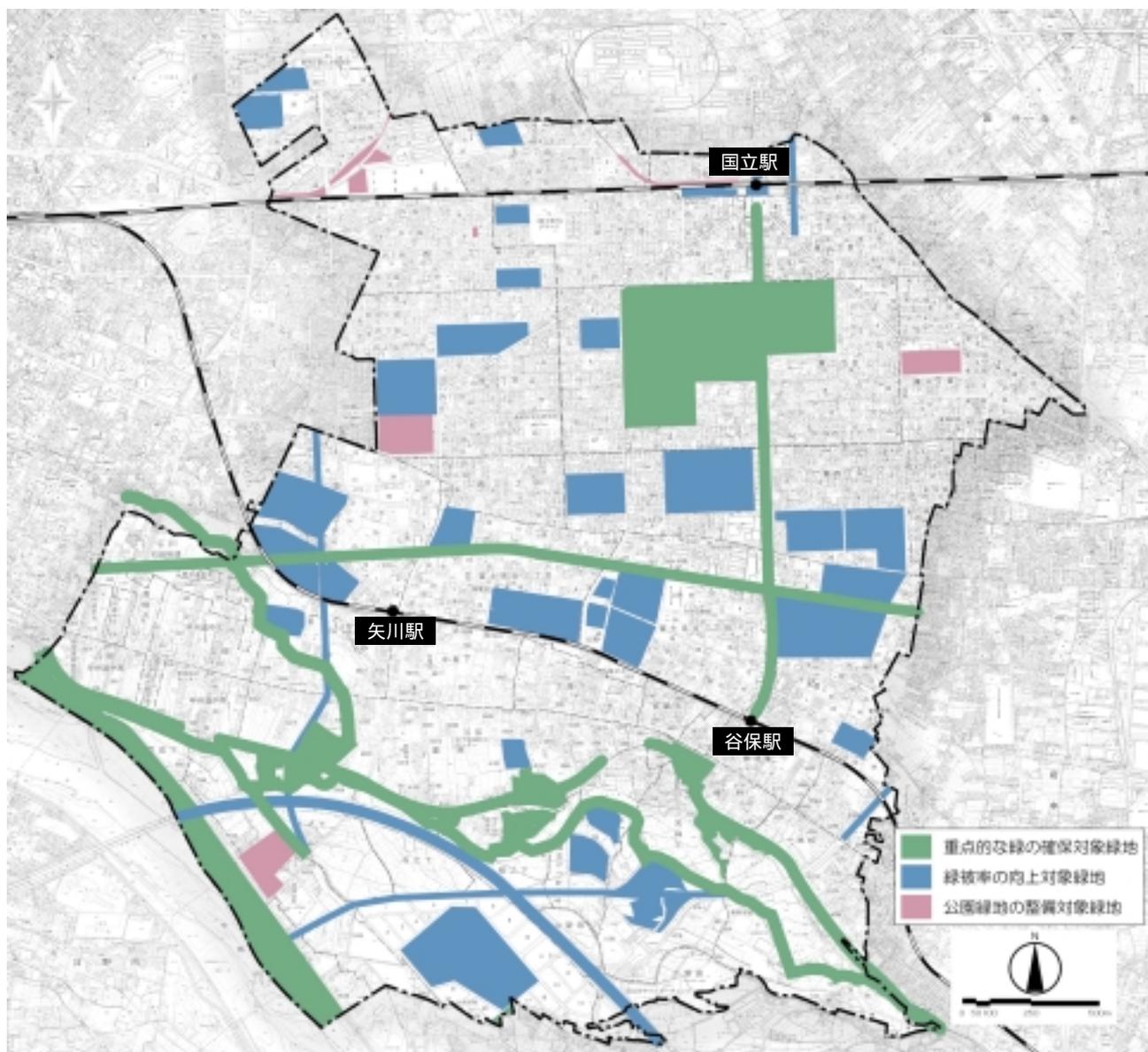


図 6-1 緑化重点事業対象緑地の位置

## 6-2. 緑化重点地区計画

### (1) 重点的な緑の確保計画

#### 一橋大学

現況		<p>植物：アカマツ、コナラ、ミズキ、エゴノキチジミザサ、タチツボスミレ等</p> <p>動物：ツミ、アオゲラ、コジュケイ、タヌキ、アカネズミ、アズマヒキガエル、アオオサムシ、ジョロウグモ等</p> <p>特記事項：国立中央公園（都市計画決定未供用）</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北部地域の自然環境を支える基盤として、樹林地の永続的な保全及び育成を推進します。</li> <li>・レクリエーション活動、避難地など多様な緑地機能を持つ国立中央公園の整備を推進します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地保全地区及び風致地区の指定を推進します。</li> <li>・市民参加による緑地管理（植生保護のための草刈及び間伐、池の浚渫、清掃、植え替え等）と自然環境調査の継続を推進します。</li> <li>・コナラ等の国立にふさわしい樹木を植栽します。</li> <li>・自然観察や緑地管理活動、スポーツ活動等の場の確保に向けた利用協定の締結を促進します。</li> <li>・レクリエーション活動、避難空間等に寄与する国立中央公園の整備を推進します。</li> </ul>	

#### 谷保天満宮

現況		<p>植物：シラカシ、クスノキ、コナラ、エノキ、ナズナ、カントウタンポポ等</p> <p>動物：アズマモグラ、ウグイス、カッコウ、アマガエル、ヨコズナカメムシ、ゴマダラチョウ、キシノウエトタテグモ等</p> <p>特記事項：天神公園（都市計画決定未供用）、梅林</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社叢林が有する景観や崖線樹林地、水辺が形成する自然環境の保全及び育成を推進します。</li> <li>・歴史や自然とのふれあい空間として、活用を推進します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地保全地区の指定等により、樹林等の保全を推進します。</li> <li>・市民参加により、自然環境の維持に向けた草刈や清掃等を推進します。</li> <li>・花の名所として梅林を保全します。</li> <li>・散策路や休憩施設を整備し、自然や歴史、文化とふれあうことのできる場として活用します。</li> <li>・敷地内に流れる用水路の自然護岸化を推進します。</li> </ul>	

城山

現況		<p>植物：イヌシデ、コナラ、シラカシ、エノキ、アラカシ、アオキ、ニリンソウ、ヨモギ等</p> <p>動物：タヌキ、アカゲラ、フクロウ、カワセミ、アズマヒキガエル、マムシ、アブラハヤ、メダカ、セミ類、チョウ類等</p> <p>特記事項：城山公園（一部供用）、谷保の城山歴史環境保全地域</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹林地、用水、湧水、水田の一体的な自然空間の保全及び育成を推進します。</li> <li>・市民の自然環境保全の活動拠点や歴史とのふれあいの場として、活用を推進します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・谷保の城山歴史環境保全地域の指定継続とともに、ハケ下の水田部分との一体的な保全のために、指定区域の拡充を要請します。併せて、都市公園として整備を推進し、自然環境の保全を強化します。</li> <li>・市民参加により、萌芽更新や植生保護のための草刈、竹林等の雑木林化、池や用水路の浚渫、清掃等の維持、管理活動を推進します。</li> <li>・自然環境保全活動拠点（グランドワーク等）や環境学習拠点として、古民家を活用します。</li> </ul>	

滝乃川学園

現況		<p>植物：シラカシ、コナラ、エノキ、ヨウシュヤマゴボウ、ナズナ、タチツボスミレ、クサギ、オオバコ、ナガエミクリ等</p> <p>動物：アズマモグラ、カワセミ、アカゲラ、エナガ、ヤモリ、ホトケドジョウ、トンボ類、チョウ類等</p> <p>特記事項：四軒在家土地区画整理事業、都市計画道路3・3・15</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹林地、用水、湧水、水田が形成する一体的な自然環境の保全及び育成を推進します。</li> <li>・自然と共生するまちづくりを推進します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地保全地区の指定を推進します。</li> <li>・ハケ下の水田を対象に、生産緑地地区の追加指定を推進します。</li> <li>・市民参加により、樹林の間伐や植生保護のための草刈等を推進します。</li> <li>・農地を活用した湿地帯を形成することにより、多様な生物の生息空間を創出します。</li> <li>・土地区画整理事業と併せ、崖線樹林地やママ下湧水の保全に向けた公園整備を図ります。</li> <li>・用水路の自然護岸化を推進します。</li> <li>・土地区画整理事業区域内については、地区計画等を導入し、緑化を推進します。</li> </ul>	

多摩川

現況		<p>植物：ヨシ、オギ、ヨモギ、ウマノスズクサ、カワジシャ、カヤツリグサ等</p> <p>動物：コガモ、オオヨシガモ、ゴイサギ、ツグミ、ムギツク、ナマズ、スジエビ、オオハサミムシ、ナガコガネグモ等</p> <p>特記事項：河川区域、河川敷公園</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水域及び広大な草地が一体的に形成されている自然空間として、保全及び育成を推進します。</li> <li>・市民のレクリエーション活動の場、自然とのふれあいの場として活用を推進します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然空間の保全や散策路等の整備により、自然環境とふれあうことのできる場とします。</li> <li>・市民参加により、植生保護に向けた草刈等を行うとともに、河川空間にふさわしい植生を誘導します。</li> <li>・止水域を形成し、多様な生物の生息空間を創出します。</li> <li>・レクリエーション機能の充実に向け、高齢者の健康増進などに寄与する河川敷公園の再整備を推進します。</li> <li>・「水辺の楽校」事業を推進し、子供たちの環境教育の場とします。</li> </ul>	

大学通り

現況		<p>植物：サクラ、イチョウ等</p> <p>動物：未調査</p> <p>特記事項：サクラ・イチョウ並木</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコロジカルネットワークの骨格的な回廊、市を代表する風格ある都市景観の保全及び育成を推進します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市景観形成重点地区として指定し、沿道部を含めた都市景観の維持及び向上を推進します。</li> <li>・「桜守」活動を推進し、サクラ等の保全や育成を推進します。</li> <li>・東西方向の道路との交差部にポケットパーク等を整備し、市民の交流空間として活用するとともに、歩行者の安全性を高めます。</li> </ul>	

## さくら通り

現況		<p>植物：サクラ、ツツジ等</p> <p>動物：-</p> <p>特記事項：サクラ並木、一部未供用</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな道路景観を保全及び育成します。</li> <li>・都市計画道路整備の推進等と併せ、連続性があり、質の高いエコロジカルネットワークを形成します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学通りで実施されている「桜守」活動を実施し、桜並木の保全を推進します。</li> <li>・歩道の拡幅の推進に併せ、植栽升を拡大し、既存のサクラの生育環境の向上に努めます。</li> <li>・都営矢川北団地及びその西側区間に、サクラを植栽します。</li> </ul>	

## 矢川

現況		<p>植物：シラカシ、ケヤキ、コカナダモ、アイノコトイモ、ナガエミクリ、オランダガラシ、キショウブ等</p> <p>動物：アブラハヤ、ホトケドジョウ、オイカワ、ギンブナ、タモロコ、モツゴ、ドジョウ等</p> <p>特記事項：矢川緑地保全地域が水源</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・矢川緑地保全地域と滝乃川学園を結ぶ、エコロジカルネットワークの骨格的な回廊として位置づけ、水域及び生態系の保全及び育成を推進します。</li> <li>・屋敷林と一体的な保全を図るとともに、市民が近づくことができる水辺空間として、活用します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水域等の自然空間の保全を進めるとともに、人工護岸部分の自然護岸化や親水施設、散策路の整備を推進します。</li> <li>・隣接する屋敷林を保存樹林として指定推進し、水辺と樹林の一体的な保全を推進します。</li> <li>・市民参加により、水辺の清掃や水生植物の植栽等を推進します。</li> <li>・年間通水を図るため、関係市と協力し、水源の涵養に努めます。</li> </ul>	

青柳崖線樹林地

現況		<p>植物：ケヤキ、コナラ、シラカシ、エノキ、アオキ、ヤブツバキ、ジャノヒゲ、アズマネザサ、カマツカ等</p> <p>動物：カワセミ、コサギ、ハグロトンボ、ドジョウ等</p> <p>特記事項：青柳段丘と多摩川沖積低地の境界部に位置する帯状の樹林</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連続的な崖線樹林地と用水路、農地が一体となった自然空間として、保全及び育成します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹林地部分を緑地保全地区として指定推進し、自然空間の維持に努めます。</li> <li>・用水路と一体的な散策路を整備し、自然とのふれあい空間を形成します。また、土地区画整理事業と併せた都市緑地の整備や緑地保全地区の指定、公有地化など、多様な手法により、樹林地等の保全に努めます。</li> <li>・市民参加により、自然環境の維持及び向上を進めます。</li> </ul>	

府中用水

現況		<p>植物：ヤナギタデ、ジュズダマ、ヨシ、クサヨシ、アイノコトイモ、コカナダモ、ミクリ、カワジシャ、アオウキクサ等</p> <p>動物：フナ、オイカワ、モツゴ、マモロコ、カマツカ等</p> <p>特記事項：多摩川から取水する主要な用水路</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な生物の生息地や回廊として、水域及び水田と一体的な自然環境の保全及び育成を推進します。</li> <li>・市民の自然観察や学習の場として活用するとともに、散策路を整備します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水域の保全及び畦畔を活用した散策路の確保、自然護岸化の推進により、自然とのふれあい空間を創出します。</li> <li>・市民参加により、用水路の清掃や自然環境を向上する蛇籠、杭木の設置を推進します。</li> <li>・市街化や畑への転換により、用水路が利用されなくなる場合には、環境型の用水路として機能転換し、その保全及び活用に努めます。</li> </ul>	

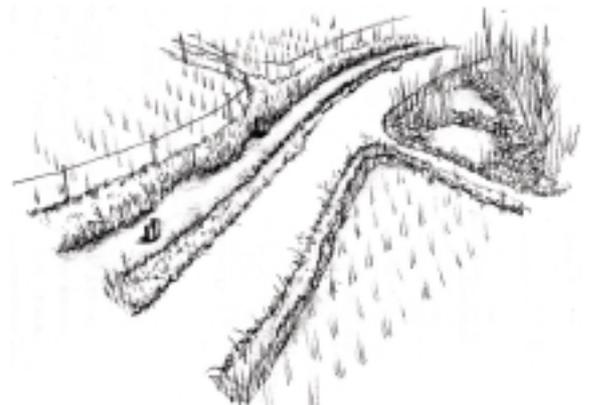


図 6-2 府中用水のイメージ

(2) 緑被率の向上計画

学校（市内全学校）

現況		<p>植物：サクラ、クスノキ、ツツジ、オオバコ、セイヨウタンポポ等</p> <p>動物：スズメ、シジュウカラ、セイヨウミツバチ、ジグモ等</p> <p>特記事項：市域全域に分布</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物の生息拠点あるいは回廊となり、地域景観のシンボルや災害時の避難空間等となる緑地を形成します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存樹木の保全とともに、緑化可能地において、市民と協働で雑木林を再生します。</li> <li>・校舎の屋上や壁面の緑化を推進します。</li> <li>・可能な場所で、水辺を中心とするビオトープを形成し、子供や市民の身近な自然観察の場として活用します。</li> </ul>	

都市計画道路（3・4・10、3・3・2、3・3・15）

現況		<p>植物：-</p> <p>動物：-</p> <p>特記事項：未供用部分</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路整備と併せ、自然性に配慮した緑化を推進します。</li> <li>・沿道部で市街地が形成される場合には、緑豊かなまちなみ形成を誘導します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道部には、街路樹の植栽を推進します。</li> <li>・沿道市街地では、接道部緑化助成制度等の活用により、緑化推進を誘導します。また、大規模施設が立地する場合には、緑化施設整備計画認定制度を活用します。</li> <li>・道路築造の際には、樹木の伐採を抑制し、可能な限り移植するとともに、自然空間が損なわれてしまう場合には、修復を進めます。</li> </ul>	

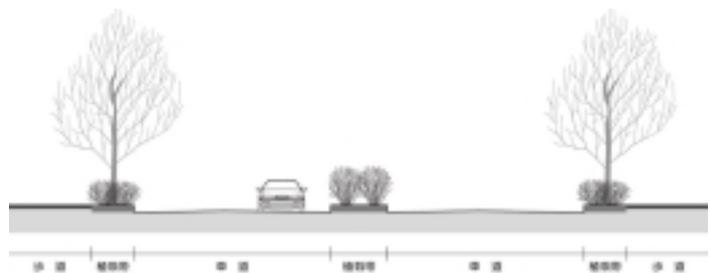


図 6-3 都市計画道路の緑化イメージ

市役所一帯

現況		<p>植物：サクラ、ケヤキ、ツツジ等</p> <p>動物：ムクドリ、スズメ、ハシブトガラス、コゲラ、シジュウカラ、カマドウマ等（富士見台団地の動物）</p> <p>特記事項：市役所、くにたち市民芸術小ホール、くにたち市民総合体育館、第五小学校、谷保第四公園</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコロジカルネットワークの回廊となるように、自然性に配慮した緑化を推進します。</li> <li>・市役所、くにたち市民芸術小ホール、くにたち市民総合体育館、第五小学校、谷保第四公園を一体的に、地域の景観向上及び緑化推進拠点として位置づけます。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化可能地には、クヌギやコナラなど雑木林を構成する樹種によって、緑化を推進します。</li> <li>・施設の屋上や壁面の緑化を推進します。</li> <li>・市民の緑化意識を高めるため、市民参加による花壇整備を推進します。</li> <li>・緑化の普及及び啓発に向け、緑化イベントや緑化活動ボランティアの活動拠点として、施設を活用します。</li> </ul>	

北多摩2号処理場

現況		<p>概況：下水処理施設</p> <p>植物：シラカシ、マテバシイ、ナズナ、オオバコ、セイヨウタンポポ、ススキ等</p> <p>動物：スズメ、ギンメッキゴミグモ等（谷保緑地公園の動物）</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物の生息拠点となるように、自然性に配慮した緑化を推進します。</li> <li>・環境と共生するまちづくりのシンボル拠点及びスポーツ活動の場として活用します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本宿用水を活用し、ビオトープの形成を推進します。</li> <li>・裸地部分にハンノキやクヌギを植栽するとともに、草地化を推進します。</li> <li>・処理場上部の広場を都市公園として位置づけ、高齢者の健康づくりなどに対応する施設の設置を推進します。</li> </ul>	

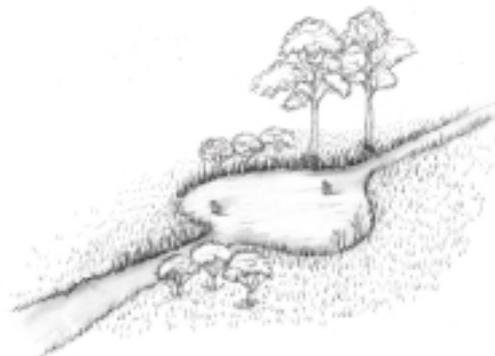


図 6-4 ビオトープのイメージ

集合住宅（富士見台団地、都営矢川北団地）

現況		<p>植物：ケヤキ、サクラ、オオバコ、セイヨウタンポポ、カントウタンポポ等</p> <p>動物：ムクドリ、スズメ、ハシブトガラス、コゲラ、シジュウカラ、カマドウマ等</p> <p>特記事項：なし</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物の生息拠点や回廊となるように、既存樹林の保全とともに、建て替えに併せた自然環境及び住環境の向上を目指します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存樹木や保存樹林の指定を推進するとともに、市民参加により、既存樹木の保全及び育成を推進します。</li> <li>・建て替えに併せ、雑木林の再生を図るとともに、雨水を活用したビオトープの形成を推進します。また、花壇や身近な公園緑地の整備、緑地協定の締結を推進し、緑豊かな住環境の形成を関係機関に働きかけます。</li> </ul>	

国立駅前広場

現況		<p>植物：ツツジ、バラ類、クワ、エノキ、セイヨウタンポポ等</p> <p>動物：ツバメ、スズメ、ハシブトガラス、ギンヤンマ、オンブバッタ、ショウリョウバッタ、ジグモ等</p> <p>特記事項：JR 中央線連続立体交差事業に伴う駅前広場整備</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立の玄関口としてふさわしい景観形成を推進します。</li> <li>・駅前における環境共生空間の形成を推進します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに整備する広場は、シンボリックな景観を形成するとともに、エノキ等の実がなる樹木を植栽し、野鳥が訪れる環境づくりを推進します。</li> <li>・木造の駅舎及びカンザクラの保存を推進します。</li> <li>・南口ロータリー内の池は、多様な生物の生息空間となるように、木杭などの設置を市民参加により進めます。</li> </ul>	

国立駅南口駐車場等施設

現況		<p>植物：未調査</p> <p>動物：未調査</p> <p>特記事項：JR 中央線連続立体交差事業に伴う有効活用</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅前の都市景観の向上に寄与し、都市気象を緩和する緑化を推進します。</li> <li>・ 駅前にふさわしい賑わいのある空間形成を図るとともに、安全な歩行空間の確保を推進します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の緑化を推進するとともに、JR 中央線連続立体交差事業と併せ、広場空間の確保を推進します。</li> <li>・ 駅前広場との連続性に考慮し、緑陰やベンチ等の確保、イベント活動等に対応する施設の整備を推進します。</li> </ul>	

その他低層住宅地等

現況		<p>植物：シラカシ、コナラ、ツツジ、センリョウ、タチツボスミレ、オオバコ等</p> <p>動物：ツグミ、ウグイス、ハシブトガラス、アズマヒキガエル、ショウリョウバッタ、アオオサムシ、ジグモ等</p> <p>特記事項：なし</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物の回廊として機能するように、雑木林や屋敷林の保全とともに、より高密度なエコロジカルネットワークの形成を図るため、緑化を推進します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雑木林や屋敷林を保存樹林として指定し、保全を進めます。併せて、市民緑地契約の締結促進を図ります。</li> <li>・ 既存住宅部分では、接道部緑化助成制度の活用により、ブロック塀の生垣化や角切部の緑化を推進します。</li> <li>・ 土地区画整理事業により整備される住宅地等については、緑地協定の締結を促進します。</li> <li>・ 大規模な開発を行う場合には、緑化施設整備計画認定制度の活用により、緑化を推進します。</li> </ul>	

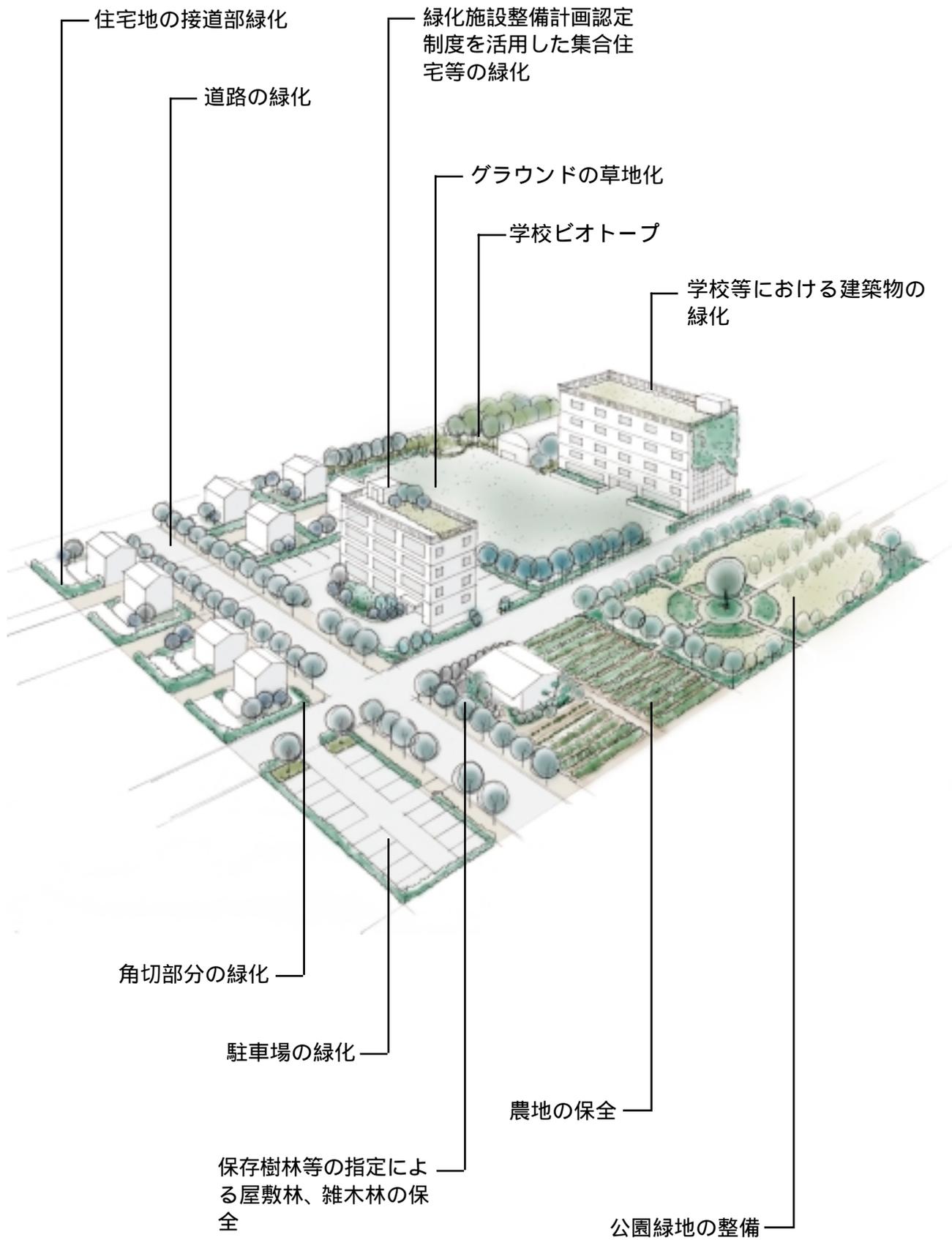


図 6-5 市街地の緑化イメージ

(3) 公園緑地の整備計画

北第一公園

現況		<p>植物：ハナミズキ、ツツジ等</p> <p>動物：未調査</p> <p>特記事項：都市計画決定公園（未供用）</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物の生息拠点とするため、自然環境に配慮した公園整備を推進します。</li> <li>・既存のレクリエーション機能等を高めるため、公園面積の拡大を推進します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北第一公園（都市計画決定）の北に位置する北緑地、都営国立北三丁目第2アパート西側の未利用地を一体的に、北第一公園として整備します。</li> <li>・エコロジカルネットワークの拠点地区となるように、公園整備の際には、雑木林の再生や裸地の草地化を推進します。</li> </ul>	

(仮) 鉄道敷跡地公園

現況		<p>植物：コナラ、エノキ、ケヤキ、ヨウシュヤマゴボウ、セイヨウタンポポ、ススキ等</p> <p>動物：アオオサムシ、センチコガネ、ゴマダラチョウ等</p> <p>特記事項：鉄道総合技術研究所に通じる軌道敷</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道総合技術研究所の樹林と市街地中心部を結ぶ、生態的な回廊として位置づけ、連続性の高い緑地空間を形成します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑道として整備し、クヌギやコナラ、エノキなどを植栽します。</li> <li>・草地の適正な管理を推進し、良好な植生環境を維持及び向上します。</li> </ul>	

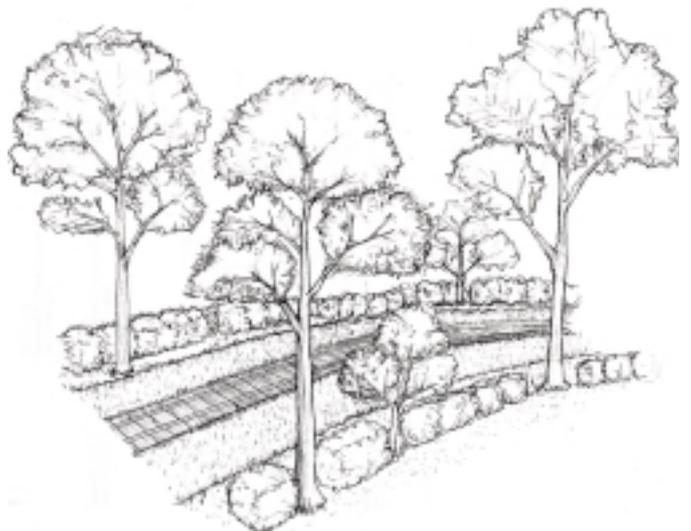


図 6-6 (仮) 鉄道敷跡地公園のイメージ

東公園

現況		<p>植物：コナラ、エノキ、サクラ、サワラ、ヨウシュヤマゴボウ、オオバコ、ススキ等</p> <p>動物：アズマモグラ、カッコウ、スズメ、ハシブトガラス、ヤモリ、アズマヒキガエル、ショウリョウバッタ等</p> <p>特記事項：都市計画決定公園（未供用）、一橋大学グラウンド</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物の生息拠点とするため、自然環境の保全及び再生に配慮した公園整備を推進します。</li> <li>・既存の機能に配慮し、地域住民のレクリエーション活動等の場となる公園整備を推進します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンド東側部分の植生保護のため、市民参加により草刈を推進するとともに、公園整備に併せ、クヌギ林にはコナラを植栽し、雑木林を再生します。また、サワラ林部分には、シラカシなどの常緑樹を植栽するとともに、ビオトープ池の整備を推進します。</li> <li>・グラウンド部分は、これまでと同様のスポーツ利用を前提に、草地化を推進します。また、安全な歩行空間を確保するため、西側部分で道路と一体的な歩道状空地を確保します。</li> </ul>	

（仮）郵政公園

現況		<p>植物：イチョウ等</p> <p>動物：未調査</p> <p>特記事項：郵政研修所グラウンド</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の緑化や北側の二次林の保全と併せ、一体的な生物の生息拠点となる公園整備を推進します。</li> <li>・既存の機能に配慮し、地域住民のレクリエーション活動等の場となる公園整備を推進します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存のグラウンドを活用し、レクリエーション活動の場や一次避難地等となる公園緑地を整備します。</li> <li>・部分的に雑木林やビオトープを形成し、自然環境の向上を図ります。</li> </ul>	

(仮) 清化園跡地公園

現況		<p>植物：-</p> <p>動物：未調査</p> <p>特記事項：清化園跡地</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清化園跡地を活用し、隣接する多摩川と一体的な自然度の高い公園整備を推進します。</li> <li>・鳥やホタルの生息地となり、自然体験活動が行える公園整備を推進します。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・井戸水を活用し、ビオトープ池を整備するとともに、隣接する府中用水と連続させます。</li> <li>・多摩川の植生にふさわしい植物を植栽します。</li> <li>・野鳥の観察小屋や自然観察のための散策路等を整備します。</li> <li>・公園整備と併せ、市民ボランティアと連携し、自然学習プログラムの展開を推進します。</li> </ul>	

(仮) 西一丁目緑地

現況		<p>植物：ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、タイサンボク、ウメ、クリ、カシワ、ユズ、クチナシ、サザンカ、ツツジ類、ヤマブキ等</p> <p>動物：未調査</p> <p>特記事項：無償借地</p>
計画	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に生育する植物を保全するとともに、井戸の活用を視野に入れた公園緑地の整備を推進します。</li> <li>・エコロジカルネットワークの回廊地区として整備するとともに、地域住民の活動を通じた自然体験や観察等の場とします。</li> </ul> <p>展開策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然散策や植物の観察など、自然型レクリエーションに対応する園路等の施設整備を推進します。</li> <li>・地域住民のアイデア等を生かし、井戸の活用を検討します。</li> <li>・地域住民の主体的な管理、運営活動を推進するとともに、これらの活動を通して、地域交流の場とします。</li> </ul>	

# 7 計画の実現に向けて

## 7-1. 計画の推進体制

国立では、緑の保全や緑化推進に関するボランティア活動が展開されています。このような緑に関するボランティアは、本計画を具体化する大きな原動力となることが期待できます。そのため、緑に関するボランティア活動をより強力に推し進めるとともに、行政との連携による効率的な活動の展開を図るため、行政は、その活動支援を図っていく必要があります。

また、限られた財政状況の中で効果的な計画推進を図っていくことに加え、今後の社会経済情勢や市民ニーズの変化に対し、柔軟に緑のまちづくりを推進していくことが求められます。このため、計画の推進に係る効果等の適正な評価や進行管理、緑のボランティアや行政への助言を行う第三者機関として「(仮称)緑のまちづくり審議組織」の設置を検討します。

その上で、図7-1に示す役割分担により、市民、事業者、行政のパートナーシップによる総合的な緑のまちづくりの推進を目指します。

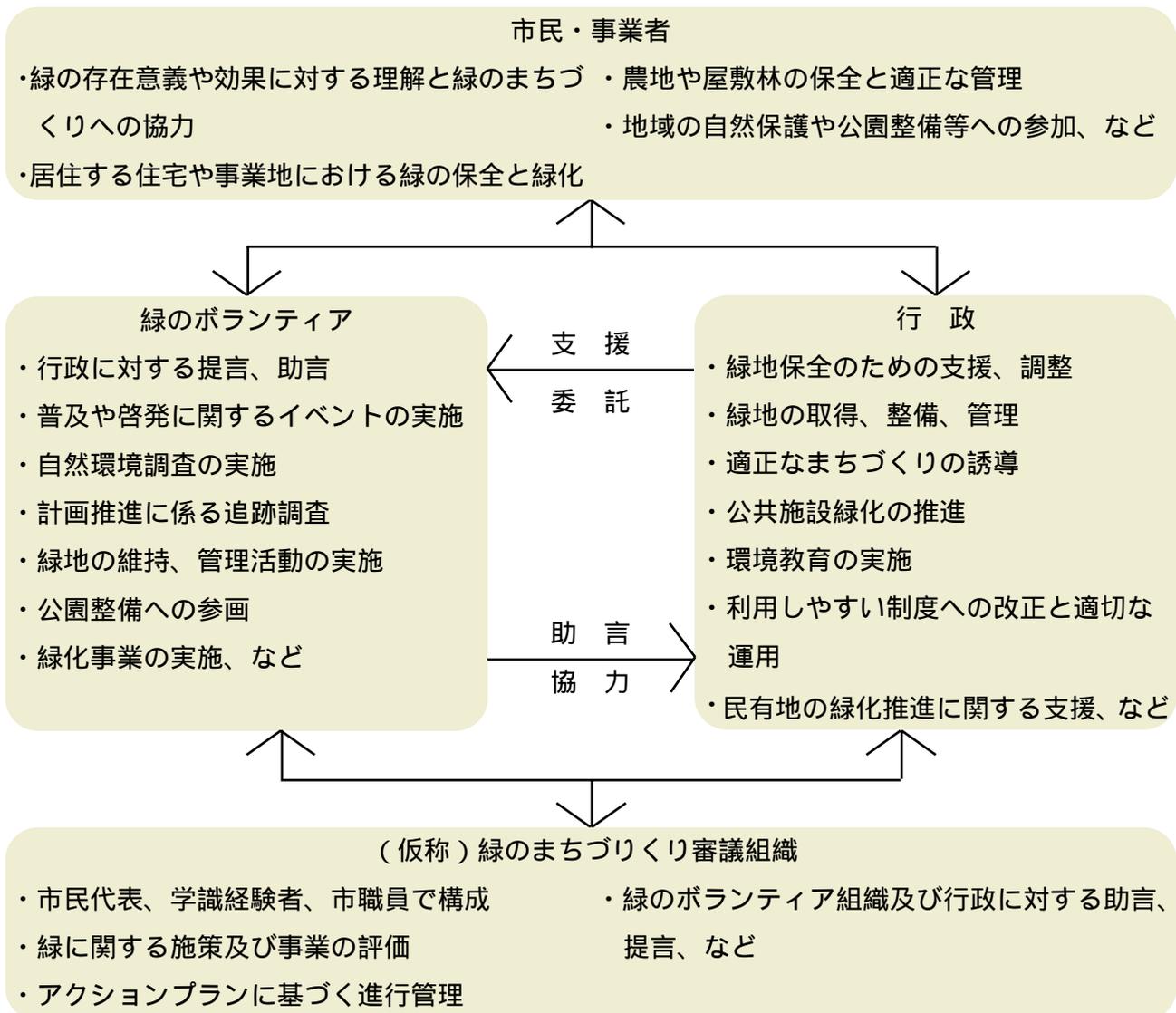


図7-1 計画推進体制のイメージ

## 7-2. 今後の課題

(1) 財源及び税制の充実      今日の経済情勢の低迷などにより、緑の保全や緑化の推進に係る十分な財源の確保は困難な状況にあります。このような中において、緑のまちづくりを推進していくためには、効率的な事業実施とともに、次の内容について検討していくことが必要です。

多様な資金源の確保

基金等の設立

事業費を節減するための多様な手法、システムの導入

緑地保全等のため、税制の見直しの推進

(2) 制度の充実等              緑のまちづくりの円滑な推進のために、接道部緑化助成制度の要件の拡大とともに、保存樹木等に対する管理面での支援強化を図る必要があります。また、市民が緑のまちづくりに対する理解と協力を深めるために、気軽に自然とふれあうことのできる場の確保に向けた新たな制度づくりを推進する必要があります。

さらに、多様な生態系と共存するまちづくりの実現に向け、公共事業においては、現存する自然をできるかぎり減少させないことを目標にします。そのためには、環境に対する影響緩和手法を最大限活用し、事業を展開することが必要です。

市の大半を占める民有地は、既存緑地の保全と新たな緑地の創出が重要であることから、今後、検討予定の「まちづくり条例」の中に、建築行為等と併せた緑化指導などによる緑の保全・創出手法を、盛り込む必要があります。

(3) アクションプランの作成      効果的な事業推進を図るために、財政計画との調整や効率的な事業展開等を考慮した上で、事業実施時期や手法、事業主体等を明示したアクションプランの作成を、平成15年度中に着手する必要があります。

# 参考資料

## 参考-1. 緑地の確保目標量

■国公立緑地の基本計画 緑地の確保目標水準表

緑地種別	年次	現 況 (2002年度)						中 期 平 均 (2012年度)						目 標 平 均 (2020年度) 4.3							
		市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域				
		確保量	㎡	人/人	確保量	㎡	人/人	確保量	㎡	人/人	確保量	㎡	人/人	確保量	㎡	人/人	確保量	㎡	人/人		
(1) 公園緑地等の施設に付する緑地	公園緑地	街区公園	9	2,56	0.35	9	2,56	0.35	25	5,24	0.70	25	5,24	0.70	30	4,71	0.59	30	4,71	0.59	
		公園公園	2	2,53	0.35	2	2,53	0.35	4	7,78	1.03	4	7,78	1.03	11	20,52	2.57	11	20,52	2.57	
		地区公園	1	1,59	0.22	1	1,59	0.22	1	1,59	0.21	2	4,16	0.52	2	12,56	1.70	2	12,56	1.70	
	都市公園	都市公園																			
		公園公園																			
	緑地公園	12	5,65	0.92	12	5,65	0.92	33	14,60	1.95	34	12,17	2.55	43	35,79	4.55	44	43,25	5.42		
	緑地公園	緑地公園																			
		緑地公園																			
	広域公園		1,00			1,00			2,80			2,80			3,90			3,90			
	都市計画緑地	2	1,40	0.19	2	1,40	0.19	2	3,40	0.45	2	3,40	0.45	2	4,20	0.52	2	4,20	0.52		
小計	14	5,07	2.11	14	5,07	2.11	41	15,00	5.20	42	22,57	5.81	52	42,99	9.27	53	47,55	9.54			
緑地公園	7	0.57	0.13	8	5.54	0.75	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00			
公園緑地	74	5.39	1.29	74	5.39	1.29	59	4.11	0.55	57	4.10	0.51	57	4.10	0.51	57	4.10	0.51			
合計	96	18.44	3.53	96	23.01	4.16	100	22.11	5.75	101	26.68	6.36	109	47.09	9.79	110	51.66	10.39			
(2) 公園緑地以外の施設に付する緑地	都市計画緑地																				
	その他公共空地	4	20.34	2.80	4	20.34	2.80	4	20.34	2.71	4	20.34	2.71	4	22.84	2.85	4	22.84	2.85		
	緑地公園	4	20.34	2.80	4	20.34	2.80	4	20.34	2.71	4	20.34	2.71	4	22.84	2.85	4	22.84	2.85		
	緑地公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	5	9.20	1.09	5	9.20	1.09	5	9.20	1.03	5	9.20	1.03		
	緑地公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	4	5.41	0.85	4	5.41	0.85	4	5.41	0.80	4	5.41	0.80		
	緑地公園	129	49.91	6.95	129	49.91	6.95	129	49.91	6.95	129	49.91	6.95	129	49.91	6.24	129	49.91	6.24		
	緑地公園	129	49.91	6.95	129	49.91	6.95	129	49.91	6.95	129	49.91	6.95	129	49.91	6.24	129	49.91	6.24		
	緑地公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	1	10.50	1.40	1	10.50	1.40	1	10.50	1.31	1	10.50	1.31		
	緑地公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	1	9.00	1.20	1	9.00	1.20	1	9.00	1.13	1	9.00	1.13		
	自営公園																				
正否緑地保全区域																					
防災林																					
市街化調整区域内緑地																					
河川区域	0	0.00	0.00	1	23.00	3.18	0	0.00	0.00	1	23.00	3.07	0	0.00	0.00	1	23.00	2.88			
公園用地	0	0.00	0.00	1	18.09	2.49	0	0.00	0.00	1	18.09	2.41	0	0.00	0.00	1	18.09	2.26			
緑地公園	12	1.82	0.25	12	1.82	0.25	12	8.21	0.83	12	8.21	0.83	12	25.64	3.55	12	25.64	3.55			
緑地公園	1	0.10	0.01	1	0.10	0.01	1	4.39	0.59	1	4.39	0.59	7	25.18	3.15	7	25.18	3.15			
合計	145	72.16	9.96	146	95.16	13.06	151	95.16	12.69	152	118.16	15.75	157	120.06	15.01	159	143.06	17.89			
合計	134	70.34	9.57	135	88.44	12.16	139	90.05	12.01	140	108.14	14.42	145	113.34	14.17	146	131.43	16.43			
社会生活上安定した緑地	12	95.07	7.57	12	95.07	7.57	12	95.07	7.34	12	95.07	7.34	11	41.85	5.23	11	41.85	5.23			
社会生活上不安定した緑地	12	95.07	7.57	12	95.07	7.57	8	23.84	3.18	8	23.84	3.18	7	10.29	1.29	7	10.29	1.29			
緑地確保率	261	143.85	20.77	243	166.52	23.69	248	126.00	20.69	250	198.98	23.95	261	170.71	25.24	263	193.38	29.07			
人口	市街化区域人口			72.8千人			市街化区域人口			75.0千人			市街化区域人口			80.0千人					
人口	都市計画区域人口			72.8千人			都市計画区域人口			75.0千人			都市計画区域人口			80.0千人					
面積	市街化区域面積			792 ha			市街化区域面積			792 ha			市街化区域面積			792 ha					
面積	都市計画区域面積			815 ha			都市計画区域面積			815 ha			都市計画区域面積			815 ha					
市街化区域緑地の確保率	街区公園	0.99%			街区公園			0.99%			街区公園			0.99%							
	公園公園	0.90%			公園公園			0.90%			公園公園			2.99%							
	地区公園	0.20%			地区公園			0.20%			地区公園			1.71%							
	合計	0.84%			合計			1.04%			合計			4.90%							
緑地の確保目標率	市街化区域面積に対する割合	19.16%			市街化区域面積に対する割合			17.17%			市街化区域面積に対する割合			21.85%							
	都市計画区域面積に対する割合	20.43%			都市計画区域面積に対する割合			19.47%			都市計画区域面積に対する割合			23.79%							
公園緑地等の施設に付する緑地の確保率	4.15人/人			公園緑地等の施設に付する緑地の確保率			5.36人/人			公園緑地等の施設に付する緑地の確保率			10.36人/人								

\*社会生活上安定した緑地及び社会生活上不安定した緑地の上限目安量、下段は確保率を算出した値  
 \*街区公園(4年標準)、公園緑地(20年標準)の確保率を算出した値

## 参考-2. 緑の基本計画策定体制

### (1) 緑の基本計画策定委員会及び動植物調査検討部会

役 職	委員名(敬称略)	備 考
委員長	亀山 章	東京農工大学教授
副委員長	石川 幹子	慶応義塾大学教授
動植物調査検討部会長	倉本 宣	明治大学助教授
委 員	小泉 良雄	元国立市都市景観形成審議会委員
	水口 聡子	法政大学エクステンションカレッジ講師
	遠藤 京子	商工関係者
	佐伯 光貞	農業、緑地所有者
	佐藤 富美	公募市民
	澤田 紘子	公募市民
	鈴木 泰	公募市民

### (2) 平成12年度審議経過

年 月 日	会 議 名	概 要
平成12年7月31日	第1回緑の基本計画策定委員会	委嘱状交付及び委員紹介 委員長及び副委員長の選出 諮問
平成12年9月1日	第2回緑の基本計画策定委員会	審議スケジュールの確認 緑の現状及び課題の確認
平成12年9月10日	第3回緑の基本計画策定委員会	市内見学会
平成12年9月22日	第4回緑の基本計画策定委員会	市内見学会の意見と感想 追加調査及び課題の再確認
平成12年10月27日	第5回緑の基本計画策定委員会	市民の意見を聞く会
平成12年11月7日	第1回動植物調査検討部会	動植物調査の内容や方法等について
平成12年11月24日	第6回緑の基本計画策定委員会	動植物調査検討部会の報告と提案 審議スケジュールの変更について
平成12年12月6日	第2回動植物調査検討部会	「みどりの調査会」の設置について 調査項目、スケジュール等について
平成13年1月12日	第7回緑の基本計画策定委員会	町田市エコプラン勉強会 第2回動植物調査検討部会報告
平成13年3月23日	第8回緑の基本計画策定委員会	エコロジカルネットワークについて 平成13年度審議スケジュールについて

(3) 平成13年度審議経過

年 月 日	会 議 名	概 要
平成13年5月24日	第1回緑の基本計画策定委員会	「みどりの調査会」調査状況報告 第三期基本構想第二次基本計画の概要 国立市都市計画マスタープラン「市民提案書」の概要
平成13年7月24日	第2回緑の基本計画策定委員会	国立市自然環境調査について報告 緑のまちづくりの考え方 重要な緑の設定について
平成13年9月25日	第3回緑の基本計画策定委員会	みどりの調査会の中間報告 面的に重要な緑の計画について
平成13年10月7日	第1回ワークショップ	残したい緑、好きな緑、もっと増やしたい 緑と具体的な対策
平成13年10月18日	第4回緑の基本計画策定委員会	ワークショップの概要報告 緑の将来像の設定 重要な緑の計画について
平成13年11月23日	第2回ワークショップ	緑を残したい場所や増やしたい場所の絞り 込みと緑の保全、創出の方法・手法
平成13年11月30日	第5回緑の基本計画策定委員会	ワークショップの概要報告 重要な緑の計画について ゾーン別計画について
平成13年12月25日	第6回緑の基本計画策定委員会	ゾーン別計画について
平成14年1月22日	第7回緑の基本計画策定委員会	ゾーン別計画について
平成14年3月22日	第8回緑の基本計画策定委員会	第7回策定委員会意見整理について

(4) 平成14年度審議経過

年 月 日	会 議 名	概 要
平成14年4月19日	第1回緑の基本計画策定委員会	平成13年度審議の取りまとめ 自然環境調査の報告
平成14年5月31日	第2回緑の基本計画策定委員会	エコロジカルネットワーク計画について
平成14年6月28日	第3回緑の基本計画策定委員会	都市計画マスタープラン(案)の報告 緑化重点地区計画について
平成14年7月26日	第4回緑の基本計画策定委員会	答申書の取りまとめについて
平成14年8月30日	第5回緑の基本計画策定委員会	答申書の取りまとめについて
平成14年9月24日	答 申	

## 用語解説

### - あ -

#### 一次避難地

おおよそ500mの圏域を対象とする一次的な避難地で、救援活動や応急生活の支援拠点として位置づけられます。

#### エコロジカルネットワーク

都市の生態系の保全や回復を図るため、生物の生息、生育空間として重要な緑を核とし、点在する緑をネットワークするシステムです。

#### 延焼遮断帯

震災や火災等により、延焼拡大する市街地大気を阻止する帯状の不燃空間で、道路や河川、公園などの空地や耐火建築物により構成されます。

#### オープンガーデン

イギリスで70年以上前から行われている個人の庭を公開する活動。オープンガーデンを紹介した情報誌(イエローブック)の販売や庭園の入場料などの収益は、慈善団体に寄付され、趣味を通じて社会に貢献できる仕組みとなっています。日本でも数年前から、個人やグループによって、このような活動が全国各地に広がっています。

#### 屋上緑化

建築物の屋上を緑化すること。鳥などの休息の場を提供するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や省エネに効果があります。

### - か -

#### 街区公園

都市公園の種別のひとつで、標準規模:0.25ha、誘致距離:半径250mの最も身近な公園として位置づけられます。

#### 風の道

都市気象の緩和を目的とし、自然の風を活用するための風の通り道です。

#### 管理協定制度

平成13年の都市緑地保全法の改正により創設され、適正な管理が行われていない緑地保全地区等を対象に、市や緑地管理機構等が管理できる制度です。

#### 近隣公園

街区公園に次いで身近な都市公園として位置づけられ、標準規模:2ha、誘致距離:半径500mとなっています。

#### グランドワーク

市民や地域企業、行政が連携し、身近な地域の環境づくりを推進するための環境改善活動です。

#### 広域避難地

おおよそ2,500mの圏域を対象とする広域的な避難地で、応急生活や救援活動の拠点として位置づけられます。

#### コンセプト

緑のまちづくりを推進するための概念として設定するものであり、本計画では「生き物と共に暮らせるまち・くにたち」を設定しています。

### - さ -

#### 桜守

平成12年度より実施している事業で、市民参加により、大学通りの桜を維持、管理する活動です。

#### 自然植生の遷移

自然植生の遷移とは、植物群落が時間の経過に伴って変化していく現象のことです。

#### 社会通念上安定した緑地

公開されている学校やグラウンド、社寺境内地など、社会通念上において安定している緑地です。

#### 住区基幹公園

身近な公園として位置づけられる街区公園、近隣公園、地区公園の総称です。

#### 生産緑地地区

生産緑地法に基づき、農林業と調和した良好な都市の形成を図るものとして、規模500㎡以上等の一定の要件を満たす市街化区域内農地を対象に、都市計画に定める地域地区です。

#### 制度上安定した緑地

緑地保全地区や生産緑地地区、保存樹林など、法律や条例等の制度により担保される緑地です。

## 整備、開発及び保全の方針

都市計画法に基づき、都市計画区域内の土地利用や市街地開発、交通体系の整備、自然環境の保全、緑地の整備方針を定めるマスタープランです。

## 接道部緑化助成制度

国立市緑化推進条例に基づき、生垣の新設に対する助成制度です。

## - た -

### 宅地化農地

生産緑地地区に指定されていない農地です。

### 地区計画

都市計画法に基づき、良好な市街地環境の保全や創出を図るため、建物の用途や形態、敷地面積などを定める制度です。

### 地区公園

住区基幹公園のうち、最も大きな公園で、標準規模：4ha、誘致距離：半径2kmとなっています。

### 都市計画公園

都市計画法に規定する都市施設である公園として定められているもので、市内では一橋大学内の国立中央公園や谷保第三公園などがあります。

### 都市計画道路

都市計画法に規定する都市施設である道路として定められているもので、市内では大学通り（都市計画道路3・1・11）やさくら通り（都市計画道路3・4・5）などがあります。

### 都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、市町村が市民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示すとともに、地区ごとのまちづくり方針を定める計画で、本市では平成14年度に策定しています。

### 都市景観形成基本計画

国立らしい都市景観を守り、育て、創るため、都市景観形成の目標や方針、実現のための方策を内容とする計画で、平成8年度に策定しています。

### 都市景観形成重点地区

都市景観形成条例に基づき、都市景観上優れた特性を有し、その保全、改善、整備が都市景観の形成に、極めて重要である地域を「都市景観形成

重点地区」として指定。重点的に都市景観の形成を図る地区です。

### 都市公園

都市公園法に基づき、設置される公園で、街区公園や近隣公園、地区公園、都市緑地などの総称です。

### 都市緑地

都市公園種別のひとつで、都市の自然環境の保全、改善、都市景観の向上を図ることを目的に設置される、自然空間を主体とした公園です。

### 都市緑地保全法

都市における緑地の保全や緑化の推進を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律です。

## - な -

### にじみ出し現象

公園緑地等の緑地空間と周辺市街地の気温差に基づく気圧差により、緑地空間で冷却された空気が、周辺市街地に浸透する現象です。

## - は -

### ハンギングバスケット

玄関先や窓辺、フェンスなどに、花が植えられた鉢を吊して演出する緑化手法です。

### ヒートアイランド現象

人間活動の活発な都市部で「島状」に気温の高い部分ができる現象です。緑地や水面が減り、コンクリートやアスファルトが増えると、地表面が高温になり、気温が上昇します。気温が上がると、冷房などの需要が増し、その排熱が気温を一層上昇させます。こうした悪循環が、ヒートアイランドをさらに深刻化させています。

### ビオトープ

生物の生息、生育空間のことであり、地形や動植物の組み合わせにより構成されます。

### ビオトープタイプ

ビオトープを地形や自然環境の状況（植生等）により、類型化したものです。本計画では、13タイプに分類しています。

### 風致地区

都市の風致を維持するため、都市計画法に基づき、定める地域地区です。

### 不燃領域率

当該地区面積に占める耐火建築面積や公園、水面、幅員6m以上の道路面積等の割合により、延焼危険に対する市街地評価を示す指標です。不燃領域率が70%を越える地区では、延焼の危険がほとんどなくなると考えられています。

### 文教地区

文教地区とは、学校等が集中している地域を対象に、都市計画法に基づき、その環境の維持、保全を図ろうとする地区です。

### 萌芽更新

雑木林は15年～20年に1度、根もとから切り倒し、薪や炭、シイタケのほだ木等として利用してきました。切り株からは新しい芽が伸び、雑木林を再生するため、15年～20年ごとに伐採を繰り返します。この方法を萌芽更新と呼びます。

## - ま -

### 水辺の楽校

国土交通省が実施している事業で、子供たちの健やかな成長のために、河川を身近な遊び、自然体験の場として活用していこうとするものです。

## - や -

### ユニバーサルデザイン

ロナルド・メイスにより提唱された言葉で、バリアフリーの概念に代わって、「できるだけ多くの人が利用可能であるように、製品、建物、空間をデザインすること」と定義しています。

## - ら -

### ランドマーク

その土地の象徴となるもの。例として、大木や崖線樹林地などが挙げられます。

### 緑化施設整備計画認定制度

平成13年の都市緑地保全法の改正により創設された制度で、緑化重点地区内において、1,000㎡以上の敷地の建築行為等を行う際に、緑化施設整備計画に基づき、20%以上の緑化をすると、5年間、固定資産税の減額措置を受けることができる制度です。

### 緑化重点地区

緑の基本計画の中で、重点的に緑化推進を図る特定の地区のことであり、この地区内で、緑化重点地区総合整備事業や緑化施設整備計画認定制度を活用することができます。

### 緑化重点地区総合整備事業

緑化重点地区内において、公園整備や公共施設の緑化を重点的に推進する事業で、事業の実施にあたり、国庫補助を受けることができます。

### 緑地協定

都市緑地保全法に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地の所有者等による合意などにより、市街地の良好な環境を確保、形成するために結ぶ協定です。

### 緑地保全地区

都市緑地保全法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致または景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然環境を形成している緑地を保全するために指定するものです。

### 緑被率

区域面積に対して、樹木被覆地、草地、農地、水面が占める面積の割合です。

### 歴史環境保全地域

東京の自然の保護と回復に関する条例に基づき、歴史的遺産と一体となった自然を有する地域を保全するために指定する制度です。

## - わ -

### ワークショップ

住民参加手法のひとつです。住民参加によるまちづくりが重視される今日において、公共施設の利用者である地域住民の利便性などを高める目的で、公園整備やまちづくりを行う際に、多くの自治体で取り入れています。